

今後の学校における  
キャリア教育・職業教育の在り方について  
(第二次審議経過報告)

平成22年5月17日

中央教育審議会  
キャリア教育・職業教育特別部会

## 第二次審議經過報告

# 目次

はじめに .....	1
<b>I 「学校から社会・職業への移行」をめぐる経緯と現状 .....</b>	<b>2</b>
1. 我が国の産業構造や就業構造の変化 .....	2
2. 学校制度の現状 .....	7
3. 社会全体を通じた職業に関する教育に対する認識 .....	10
4. 子ども・若者の変化 .....	12
5. 教育基本法等の改正と教育振興基本計画 .....	14
<b>II 学校教育をめぐる課題とキャリア教育・職業教育の基本的方向性 .....</b>	<b>15</b>
1. キャリア教育・職業教育と学校教育をめぐる課題 .....	15
(1) 「キャリア教育」の内容と課題	
(2) 「職業教育」の内容と課題	
(3) キャリア教育・職業教育の関係	
2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性 .....	18
(1) 社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育から高等教育に至るまでの体系的な教育の改善・充実を図る	
(2) 我が国の発展のために重要な役割を果たす職業教育の意義を再評価し、実践的な職業教育を体系的に整備する	
(3) 学びたい者が、いつでも、社会・職業に関して必要な知識・技能等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援の充実を図る	
3. キャリア教育・職業教育の方向性を考える上での視点 .....	20
(1) キャリア教育・職業教育を進めていく上での社会全体の協力	
(2) 仕事をすることの意義と職業の範囲	
(3) 社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力を明らかにする	

<b>Ⅲ 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方について</b> .....	27
1. キャリア教育の充実に関する基本的な考え方 .....	27
(1) 社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力等を育成する、体系的な取組の構築	
(2) 子ども・若者一人一人の発達の状況の的確な把握とそれに対するきめ細かな支援	
(3) 能力・態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の形成・確立	
2. キャリア教育推進のための方策 .....	29
(1) 各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化	
(2) 各学校の教育課程への位置付け	
(3) 多様で幅広い他者との人間関係の形成	
(4) 社会や経済の仕組みなどについての理解の促進	
(5) 体験的な学習活動の効果的な活用	
(6) キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施	
3. 各学校段階の推進のポイント .....	35
(1) 初等中等教育段階	
(2) 高等教育段階	
4. 義務教育段階を中心としたキャリア教育を実践するための方策 .....	39
(1) キャリア教育に関する教職員の意識や指導力の向上	
(2) キャリア教育を効率的に実施するための体制の整備	
(3) キャリア教育を実践するための教育課程の編成・実施	
<b>Ⅳ 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策</b> .....	41
1. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題 .....	41
2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方 .....	43
3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実 .....	45
(1) 各学科に共通する課題、特に普通科の課題と改善の方向性	
(2) 専門学科における職業教育の課題と改善の方向性	
(3) 総合学科の成果と課題	
4. 特別支援学校高等部におけるキャリア教育・職業教育の充実 .....	59
5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性 .....	60
(1) 専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性	
(2) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続	
6. 専修学校高等課程（高等専修学校）におけるキャリア教育・職業教育の充実 .	61
(1) 職業教育の高度化・質の向上と生涯にわたるキャリア形成のための教育の充実	
(2) 自立に困難を抱える生徒への対応	
(3) 個人の多様なライフスタイルに応じた学習機会の充実	

<b>V</b>	<b>高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策</b> .....	6 5
1.	高等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の課題 .....	6 5
2.	高等教育段階におけるキャリア教育の在り方と充実の方向性 .....	6 5
	(1) 高等教育段階におけるキャリア教育の基本的考え方	
	(2) 高等教育段階におけるキャリア教育の取組	
	(3) 高等教育段階におけるキャリア教育の推進方策	
	(4) 各学校種別に留意すべきキャリア教育の在り方	
3.	高等教育における職業教育の在り方と充実の方向性 .....	7 2
	(1) 高等教育における職業教育の課題	
	(2) 高等教育における職業教育の充実のために必要な視点	
4.	各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組 みの整備 .....	7 3
	(1) 各高等教育機関における職業教育の現状と課題	
	(2) 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性	
	(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性	
	(4) 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ	
	(5) 具体的な制度化の検討	
5.	学校種を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方 .....	8 3
<b>VI</b>	<b>生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実</b> .....	8 4
1.	生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の必要性 .....	8 4
2.	学校から社会・職業へ生活が移行した後の学習者に対する支援方策 .....	8 4
3.	中途退学者や無業者などのキャリア形成のための支援方策 .....	8 6
4.	職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成 .....	8 7
<b>VII</b>	<b>キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方</b> .....	8 9
1.	連携の基本的な考え方 .....	8 9
2.	地域・社会との連携 .....	8 9
3.	産業界等との連携 .....	9 0
4.	学校間や異校種間の連携 .....	9 2
5.	家庭・保護者との連携 .....	9 2
6.	関係行政機関との連携 .....	9 3

# 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について 第二次審議経過報告

## はじめに

中央教育審議会では、平成20年12月に、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について文部科学大臣から諮問を受け、平成21年1月、総会直属の部会として、キャリア教育・職業教育特別部会を設置し、審議を開始した。

平成21年7月には、それまでの審議の状況や審議経過の概要について「審議経過報告」としてとりまとめた。

本特別部会においては、その後、3回にわたり関係団体からのヒアリングを行ったほか、9回の会議を開催し、審議を行ってきた。

このたび、審議開始より1年半を迎えるに当たり、これまでの審議経過の概要を、第二次の審議経過報告としてとりまとめた。中央教育審議会総会に報告するとともに、広く公表することにより、今後、各界各層から幅広くご意見をいただき、これらも踏まえつつ、更に審議を進め、答申案をまとめることとしている。

本特別部会では、今後、高等学校や高等専門学校の特攻科の在り方や専修学校における教育の充実方策、高等教育段階における職業実践的な教育に特化した枠組みなどについて、更に検討を行いたいと考えている。

なお、学校から社会・職業への移行や社会人・職業人としての自立をめぐる問題は、現在の子ども・若者が直面している喫緊の課題である。本報告においても、キャリア教育・職業教育の基本的方向性や発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方、後期中等教育及び高等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の充実方策、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実、キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方などについて、現場で今から取組を始めることやこれまでの取組を見直すことに当たって参考となる提言も多く含んでいる。

関係者においては、本報告を参考にしつつ、それぞれの立場から、可能な取組を進めていただくよう期待したい。

## 「学校から社会・職業への移行」をめぐる経緯と現状

現在の子ども、特に若者と呼ばれる世代は、大きな困難に直面している。

それは、例えば、次のような調査にあるように、いわゆる「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われなかったという点に顕著に表れている。

- ・ 平成20年の15歳から24歳までの完全失業率は、約7.2%であり、全年齢の平均である約4.0%より極めて高いこと。
- ・ 15歳から24歳までの雇用者のうち非正規雇用者の占める割合は、平成元年には約10%であったのに対し、平成21年では3割以上に増加していること<sup>\*1</sup>。
- ・ 15歳から34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていないいわゆる若年無業者は、平成20年で約60万人存在し、ここ数年横ばいで推移していること<sup>\*2</sup>。
- ・ 新規学卒者が3年以内に離職する割合は、中学校卒業生で約7割、高等学校卒業生で約5割、大学等卒業生で約4割であり、ここ数年横ばいで推移していること<sup>\*3</sup>。

これらの現象が生じている理由は様々であるが、その原因や背景には、学校教育の抱える問題にとどまらず、社会全体を通じた構造的な問題があると指摘されている。

我が国は、人材こそが持続可能な社会として最大かつ必須の資源である。また、今後少子化の進展に伴い、我が国社会を支える人口自体が減少する中、社会の誰もが、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるようにすることが、社会の形成に不可欠となっている。

それにもかかわらず、仕事・職業を通じて社会を構成し支えていくこととなる若者たちが、自分自身の将来を描くことができず、自らの役割を果たしていくために必要な成長を遂げることに支障が生じ、あるいはできなくなっていることは、我が国社会が持続的な発展を遂げる上で深刻な問題を生じさせているといえる。

このままでは、日本の成長はおろか、将来すら立ちゆかなくなる問題であるといえる。

このような問題意識を受けて、本特別部会では議論を行った。はじめに、若者の「学校から社会・職業への移行」をめぐる現状と背景について分析をする。

### 1. 我が国の産業構造や就業構造の変化

我が国は、経済のグローバル化が一層進み、国際競争が激化している。また、知識基盤社会の到来や「ソフトパワー」の重要性、科学技術の発展等によりイノベーション創出の重要性が増しており、それに求められる知識・技能や人材の需要が高度化している。さらに、日々新しい分野・職業等が生まれ、職業の多様化が進むとともに、雇用の流動化や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の進展など、産業構造・就業構造が大きく変化しており、このような流れは今後も続いていくものと思われる。

\*1 若年者の失業率、非正規雇用率の推移については、p104参照。

\*2 若年無業者・フリーターの数の推移については、p104参照。

\*3 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移については、p105参照。

## (産業構造の変化)

我が国の産業別の就業者数は、第一次・第二次産業から第三次産業へと変化している。第二次産業の就業者数は、昭和50年には全体の就業者の約34%を占めていたが、平成17年には約26%にまで減少している。一方で、第三次産業の就業者が占める割合は増加を続け、平成17年には約67%にまで増加している<sup>\*1</sup>。

なお、平成18年度の企業の規模を見ると、第一次産業を除けば、企業数では、いわゆる中小企業<sup>\*2</sup>の占める割合が約99.7%を占め、大企業はわずか約0.3%となっており、また、常用雇用者・従業者数で見ても、中小企業に勤務する者が約70%、大企業に勤務する者は約30%と、中小企業が産業の多くを担っている<sup>\*3</sup>。

また、職業別の就業者の状況も変化している。昭和40年と平成17年を比較すると、農林漁業作業者の占める割合が約25%から約5%まで大きく減少するとともに、専門的・技術的職業従事者(約6%から約14%)、サービス職業従事者(約6%から約10%)、事務従事者(約13%から約19%)、販売従事者(約12%から約14.5%)などが増加している<sup>\*4</sup>。

このような中、どのような仕事が入手不足になっているのかを常用労働者の過不足状況で見ると、平成20年までは全般的に不足感が高かったが、平成21年に入り過剰感が高まっている。平成22年2月現在は、産業別では運輸業・郵便業、金融業・保険業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉などの業種であり<sup>\*5</sup>、職種別では専門・技術、販売、サービス、運輸・通信などとなっている<sup>\*6</sup>。

また、中小企業の雇用状況を見ると、雇用情勢の悪化の中で従業員の過剰感が高まっているが、従業員が不足していると回答した企業の割合も約7%存在している<sup>\*7</sup>。

平成20年度の就業者の年齢構成を見ると、30歳以下が約18%であるのに対し、55歳以上が約28%となっているなど、団塊世代の退職や労働者の高齢化<sup>\*8</sup>等により、技術者・技能者等の後継者の問題が深刻になっており<sup>\*9</sup>、我が国の産業を支える人材の後継者を早期に育成していく必要があるのに対し、このような問題と学校教育における人材育成とのかい離が生じているのではないかということも指摘されてい

\*1 産業別就業者数及び構成割合の推移については、p101参照。

\*2 中小企業とは、中小企業基本法に基づき、中小企業の定義である常用雇用者300人以下(卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)、又は資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5000万円以下)の企業に当てはまる企業をいう。

\*3 「事業所・企業統計調査」再編加工(総務省)、「平成20年度中小企業の動向」参照。

\*4 職業別就業者数及び構成割合の推移は、p102参照。

\*5 産業別労働者の過不足状況判断(D.I.)については、p102参照。

\*6 職種別労働者の過不足状況判断(D.I.)については、p103参照。

\*7 「中小企業景況調査」(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構)、「平成20年度中小企業の動向」参照。

\*8 総務省「労働力調査」によると、平成2年には、就業者に占める15歳から29歳までの割合は約23%、55歳以上の割合は約20%であったが、平成20年には、それぞれ約18%、約28%となっている。

\*9 厚生労働省委託「中小企業の人材育成と技能継承に係る調査」(2009)によると、技能継承の必要性について、「必要」と回答した企業は約74%、「やや必要」と回答した企業は約19%に上っている。



る。

このような社会構造の変化の中で、それを支える学問分野は高度に専門分化し、学問領域の融合により新たな学問領域に関する分野の形成がなされており、後期中等教育や高等教育においては新たな学科を創設するなどの取組が行われている。このような成長する分野を支える人材の育成は、極めて重要である。

一方で、企業の規模や産業・職業を詳細に見れば、雇用情勢が悪化する中でも人材が不足している部分も存在している<sup>\*1</sup>。

#### （就業構造の変化）

就業構造にも変化が見えている。これまでの「学校から社会・職業への移行」は、学校の新規卒業者を対象に、正規の職員として卒業直後に一括採用するという方法が一般的に行われてきた。この雇用慣行は、高度経済成長期から今日に至るまで、学校から企業に人材を送り込むシステムとして大きな役割を果たしてきた。

近年、若年者の雇用状況は、平成3年ごろからの景気後退の時期に大規模事業所を中心として全体の採用が抑制されたことを背景に、厳しくなっている<sup>\*2</sup>。また、若年者の完全失業率では、15歳から24歳までの失業率は、平成3年から平成10年にかけて約4.5%から約10.1%まで上昇している。全年齢の平均が約2.1%から約5.3%までの上昇であるのと比較すると、若年者の雇用情勢の厳しさがうかがえる。その後、景気の回復に伴い失業率は一時低下傾向を示したが、平成21年に入り再び上昇し、厳しさを増している。

このように、新規学卒者が正規の従業員として採用される機会が厳しさを増したことにより、正規の従業員以外の就業形態で働く若者が増加した。年齢階級別に非正規雇用の割合を見ると、15歳から24歳までの非正規雇用率は平成3年において約9.5%であったのに対し、平成17年には約34.6%までに達している。35歳から44歳までの非正規雇用率の変化が、約20.2%から約26.5%までの上昇であるのと比較すると、若年者への影響が強いことがうかがえる。

しかし、平成18年以降の非正規雇用率をみると、15歳から24歳までの割合はやや低下傾向であるが、25歳から34歳まで、35歳から44歳までは若干上昇ないし横ばいで推移しており、非正規雇用の増加は、全体的に景気にかかわらない雇用の変化としてとらえられる状況が見られる。

また、新規学卒者の一括採用という雇用慣行については、昨今、新規大学卒業生を中心に、就職採用活動の早期化・長期化等の問題点が指摘されている<sup>\*3</sup>。

\*1 企業への就職状況を見ると、学生等は、求人に対していわゆる大企業を希望するケースが多く、我が国の多くを占める中小企業を余り志向していない調査も見られる。

\*2 厚生労働省「平成21年版 労働経済の分析」p166参照。

\*3 就職採用活動の現状については、p107・108参照。

このような状況の中で、新規学卒時に一度非正規雇用の職に就いたり、進学も就職もしなかったりすると、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく<sup>\*1</sup>、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないという状況が見られ、本人・社会の双方にとって大きな損失になっている。このような中で、経済が急激に悪化し、再び雇用の情勢は大きく悪化している。

#### （職業にかかわる能力開発の変化）

新規学卒者の一括採用とともに、長期雇用を前提とした企業内教育・訓練も、我が国の雇用慣行の大きな特徴となっている。これまでは、学校において基礎的な知識等を身に付けさせ、職業に必要な専門的な知識・技能は、主に企業内教育・訓練等を通じて、仕事をしながら育成することが一般的であった。

しかし、人材育成に課題があるとする企業は全体の約7割に達し、その理由として指導する人材や時間の不足等を挙げている<sup>\*2</sup>。具体的には、非正規雇用の増加により正規雇用の労働時間の増加が企業内教育・訓練中心の人材育成に割く時間を圧迫していること、日本の企業の大半である中小企業の厳しさが人材育成にかかる費用を縮小していること、せっかく育成しても辞めてしまうのではないかという懸念から企業内教育・訓練を行う動機付けが低下することなど、企業が人材育成を行う余裕を失っている状況がうかがえる。

また、非正規雇用の増加は、職業能力の形成の上でも問題を生じさせている。非正規雇用者は、正規雇用者に比べて企業内教育・訓練を受けられる機会が限られており<sup>\*3</sup>、仕事を通じた能力の向上につながりにくく、キャリア形成を図る上でも課題がある。

#### （職業に関する能力の向上）

一方、科学技術の進展や急速な技術革新、社会経済の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化、情報化等を受け、社会において職業を遂行する上で必要な知識・技能が高度化している。また、職業生活を経験した者が、職業生活で得た知識・技能や人生経験をいかして、あるいは新たな専門的な知識・技能を獲得し、経済・社会活動に参画することも考えられる。このようなことは、社会の成長や経済の活性化を支える上で必要であり、特に少子高齢化社会にあっては社会的な要請でもある。

さらに、高度化・複雑化する知識や技能を改めて学校で学び直したり、専門性をより高めたりするために大学等で学ぶような生涯学習ニーズも存在しており、大学等に

\*1 厚生労働省「平成21年版 労働経済の分析」p166参照。

\*2 人材育成に関する課題があるとする事業所及び問題点の内訳については、p108参照。また、厚生労働省「平成19年版 労働経済の分析」では、「企業の教育訓練投資が低下してきたことは懸念すべき点」としつつ、「企業の人材育成の方針は、一部の選抜された従業員の教育訓練に重点化」される傾向も見られると分析している。

\*3 職業教育訓練（OFF-JT）を受講した労働者の比率（雇用形態別）については、p109参照。

おける社会人の受入れの取組は進んできている<sup>\*1</sup>。しかし、大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、経済協力開発機構（OECD）諸国の平均では約21%であるのに対し、我が国では約2%にとどまっており、社会人の入学者数という点では課題も見られる。この背景には、学習目的にあった教育プログラムの不在や、職業との両立や時間・費用といった点が存在している。

#### （女性就業者の状況）

女性の就業者は、近年、様々な制度の整備が進む中で増加しているが、一般的に、固定的な性別役割分担意識や出産・育児等の影響の下で、正規雇用以外の雇用形態である者の比率が正規雇用の比率より多くなっている。この状況は、出産・育児に伴うものだけではなく、未婚の女性においても近年強まる傾向にあり、特に高等学校卒の女性では、正規雇用以外の雇用形態である者の比率が男性に比べて高い<sup>\*2</sup>。また、女性の非正規雇用は有期雇用が多く、非正規雇用を繰り返しやすい傾向にある<sup>\*3</sup>。さらに、出産等により一定期間就業を中断した場合、子どもが大きくなるにつれて就業希望が増えても、実際は働いていない人が希望よりも多く、働き方も多くがパート・アルバイトに集中している<sup>\*4</sup>。このように、女性は安定的な雇用が得にくく、厳しい状況に置かれている状況が見られ、男性と女性の状況の違いにも留意が必要である。

#### （障害者の状況）

障害のある者の就業状況を見てみると、例えば、特別支援学校高等部（本科）の卒業後の状況については、卒業生全体で見ると進学・教育訓練機関が1割程度、就職が2割強、福祉施設・医療機関が6割強で推移しているが、障害の種類や程度によってその内訳には少なからず差異が見られる。障害のある者が生涯にわたって自立し、社会参加を目指していくためには、一人一人のニーズに応じた教育・支援を行うとともに、企業等への就労支援の充実など、社会全体で障害のある者の自立・社会参加を支えていくための環境を整えていくことが重要である。

#### （少子高齢化の進展）

少子高齢化やグローバル化が進行する中、労働力人口が減少傾向にある一方で<sup>\*5</sup>、外国人労働者の数は増加傾向にある<sup>\*6</sup>。今後、労働力人口が大幅に減少していくこと

---

\*1 大学等における社会人入学者数等の推移については、p 177・178参照。

\*2 20～24歳（在学者を除く）における正規雇用の比率の推移（男女別）については、p 109参照。

\*3 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」（平成21年11月26日）によると、前職から現職への雇用形態の変化について、非正規から非正規となる者の割合が、男性の場合は約26%であるのに対し、女性の場合は約55%となっている。

\*4 女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状については、p 110参照。

\*5 総務省「労働力調査」によると、労働力人口（15歳以上）は、平成10年の約6,793万人をピークに減少局面に入り、平成21年には約6,617万人となっている。

\*6 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」によると、外国人労働者の数は、平成21年10月末時点で562,818人となっており、平成20年10月末時点（486,398人）と比べ、約16%増加している。

が予想される中<sup>\*1</sup>、子ども・若者に対して、人材の求められている分野や職種は多様であることを理解させ、次代の経済・社会の担い手として生徒・学生を社会・職業に円滑に移行させるとともに、社会人・職業人の生涯を通じたキャリア形成を支援することが、我が国の持続的発展にとって極めて重要な課題となっている。

## 2 . 学校制度の現状

### ( 学校教育と職業教育の位置付け )

我が国の学校制度は、戦後、いわゆる 6・3・3・4 の単線型の体系に整備された。後期中等教育を担う学校としては、旧制の中等学校等を改編して高等学校が整備されるとともに、高等教育については、旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関をすべて単一の 4 年制大学に改編し、幅の広い教養を基盤として学問研究と職業人養成を一体化させた。

その後、高等学校については、産業教育振興法の制定（昭和 26 年）などが整備され、工業、農業等の人材や新しい分野の人材の需要に対応するよう教育内容を充実させながら、就職者のピークである昭和 40 年代には、高等学校卒業者の 6 割以上が就職し<sup>\*2</sup>、我が国の経済・社会の発展に大きく寄与してきた。

また、画一的な教育、受験競争の激化、中途退学の増加等が課題となり、量的拡大から質的充実に、形式的平等から実質的平等に転換した。学科の区分についても、普通科は進学、専門学科は就職という固定的な考え方に結びつきやすく、学校間の序列化、偏差値偏重の進路指導などの問題を生じさせる一因となると同時に、普通科における就職希望者や専門学科における進学希望者への対応が不十分であったことなどを踏まえ、普通科と専門学科に大別されていた区分を見直し、普通科と専門学科を総合するような新たな学科として、平成 6 年度に総合学科が創設された。

高等教育については、中央教育審議会において、昭和 29 年及び 31 年に、戦後暫定的に整備された短期大学制度について、職業教育等に重要な役割を担う機関として恒久化を提言した。昭和 32 年には、短期大学制度の改善と専門的職業人の養成を目的とした 5 年制の教育機関の必要性を提言した。

昭和 33 年には、専門的技術者養成機関の創設と短期大学の恒久化を含めすべて専科大学とする「専科大学法案」が国会に上程されたが実現せず、昭和 37 年には、両者を切り離し、新たに工業教育を主体とする高等専門学校の制度が創設された。単線型の体系に属さない学校が誕生し、我が国の工業発展を支える技術者を養成してきたが、高等教育全体の中での規模は小さく、昭和 39 年に恒久的な制度として確立した短期大学を含む大学制度が、高等教育進学希望者の主な受け皿として機能してきた。

\*1 独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成 19 年度 労働力需要の推計」によると、2030 年の労働力人口は、2006 年の労働力率と同水準で推移した場合、同年の労働力人口（6,657 万人）と比較して 1,073 万人減少。

\*2 高等学校の卒業生数・進路状況の推移については、p 134 参照。

このように、単線型の体系の中で職業教育を含む幅広い機能が大学制度に期待されてきた。

昭和51年には、専修学校制度が創設され、柔軟な制度的特性を背景に、実際的な職業ニーズに応じた教育を展開してきた。

この間、高等学校への進学率は、高等学校の整備拡充、経済の伸長、生活水準の向上等により約97%まで上昇し<sup>\*1</sup>、国民的な教育機関となるとともに、高等教育機関への進学率も約77%にまで高まり、いわゆる「大学全入時代」と呼ばれる状況になっている<sup>\*2</sup>。このような後期中等教育・高等教育の量的拡大・大衆化に伴い、生徒・学生の能力・適性・希望などが多様化し、これに併せて各学校においても教育内容の多様化と弾力化を推進してきた。

このように、職業に関する教育は一定の拡大をしてきたが、高等学校では昭和50年代以降普通科の割合が拡大し、生徒数では約63%から約72%（平成21年）まで上昇し、職業に関する専門学科の割合は約36%から約20%まで減少している<sup>\*3</sup>。また、高等教育機関では、大学への進学率は、平成21年4月には約50%まで上昇しているが、職業に必要な能力を育成することを目的としている短期大学への進学率は、近年の18歳人口の減少や女子学生の4年制大学への進学志向の高まりなどを受け、現在は約6%となっている。専修学校専門課程（専門学校）は、制度創設以降進学率が約24%まで上昇し、大きな役割を果たしているが、現在は約20%とやや減少傾向にある。結果として、多様化する生徒・学生の受け皿は、後期中等教育では高等学校普通科、高等教育では大学が中心となっている。

しかしながら、拡大してきた高等学校普通科には多くの課題が顕著に表れている。例えば、普通科の生徒が多く進学する大学1年生の約3割が高等学校までに職業を意識せずに進学していること<sup>\*4</sup>、学科別就職率を見ると平成3年ごろまでは学科ごとの差はほとんど見られなかったが、その後学科ごとの差が拡大し、平成20年3月時点で普通科の就職率は約89.2%と他の学科と比べて低くなっていること<sup>\*5</sup>、普通科の卒業生は専門学科・総合学科に比べて非正規雇用の比率が高い（男性約50%、女性約74%）といった調査があること<sup>\*6</sup>など、普通科における学習と社会・職業とのかかわりが薄い傾向が見られる。

大学を見ても、高校生が進学を希望する理由として、「将来の仕事に役立つ専門的

---

\*1 高校生の数・高等学校への進学率の推移については、p134参照。

\*2 18歳人口、高等教育機関への進学率の推移については、p153参照。

\*3 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移については、p136参照。

\*4 大学1年生が職業を意識した時期については、p115参照。

\*5 新規高等学校卒業生の学科別就職状況の推移については、p110参照。

\*6 学歴別の正社員割合については、p111参照。

知識・技術を習得したい」ことが最も多いという調査<sup>\*1</sup>があるにもかかわらず、「将来の職業に関連する知識や技能」について、約4割の学生は「これまでの授業経験は役立っていない」、約8割の学生は「自分の実力は不十分」と回答する調査<sup>\*2</sup>があるなど、学生のニーズに対応した職業教育が十分に提供されない状況も見られる。

(学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識の変化)

少子化に伴い、学校教育の中心的な課題は量的な整備から質の重視へと転換してきたが、経済・社会の激しい変化、特に1990年代の景気後退以降の変化に対応した学校教育の展開が大きな課題となっている。

平成15年に実施された国際的な学力調査(OECDのPIISA調査<sup>\*3</sup>及び国際教育到達度評価学会(IEA)のTIMSS調査)の結果からは、我が国の子どもたちの学力は、全体として国際的に上位にあるものの、

- ・ 読解力や記述式問題に課題があること、
- ・ 読解力の習熟度レベル別における生徒の割合において、前回調査(平成12年)と比較して、成績中位層が減り低位層が増加しているなど、成績分布の分散が拡大していること、

などの低下傾向が見られた。

平成18年に実施されたPIISA調査の結果においても、読解力及び数学的リテラシーにおいて成績低位層が若干減少してはいるものの、平成15年の同調査と同様の傾向が見られるとともに、OECD平均より高得点のグループである数学的リテラシーは成績上位層の割合についても減少し、平均得点が低下している。また、科学的リテラシーにおいては、科学への興味・関心や楽しさを感じる生徒の割合が国際的に見て一般的に低いなどの課題が改めて明らかになった。

このように、PIISA調査における読解力の成績分布の分散が拡大している要因の一つとしては、我が国の子どもたちは、国際的な比較において、読解力や記述式の問題の無答率が高いことが挙げられている。これは、学力の重要な要素である学習意欲や粘り強く課題に取り組む態度自体に個人差が広がっているといった課題があることを示している。このようなこと背景には、雇用環境の変化や社会の風潮等による将来への不安、様々な家庭環境などがあり、これらは学校教育のみで解決できるものではないが、教育においては、子どもたちが自らの将来について夢やあこがれを持ったり、学ぶ意義を認識したりすることが必要である。

\*1 (財)日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」(平成18年3月)によると、高校生が進学を希望する理由の1位は、「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を習得したいから」であり、普通科の生徒の約71%、専門学科の生徒の約40%が当該理由を挙げている。

\*2 全国大学生調査コンソーシアム・東京大学大学経営・政策研究センターが実施した「2007年 全国大学生調査」では、授業経験の有用度、自分の実力を1~4段階で評価(「役立っていない」「実力は不十分」を1、「役立っている」「実力は十分」を4)しており、本文中の「役立っていない」「実力は不十分」は、1と2の合計割合。

\*3 Programme for International Student Assessmentの略。「生徒の学習到達度調査」と訳される。

### (学校教育の人材育成と仕事・職業との関係)

学校と仕事や職業との関係でいえば、仕事や職業に必要な力を学校教育の中でどのように育成するのかが十分明確にされていないことも、学校教育と社会・職業との関連を考える上で一つの課題であると考えられる。

例えば、高校生を対象に将来働くことについて気掛かりがあるかを尋ねた調査では、約70%があると回答し、「就きたい職業に就くことができるだろうか」(約63%)、「十分な収入が得られるだろうか」(約47%)、「職場の人間関係がうまくいくだろうか」(約43%)といった点について不安を感じている<sup>1</sup>。

一方で、初めて就いた職業を離職した理由を見ると、「仕事があわない、つまらない」(約26%)、「人間関係が良くない」(約18%)が上位を占めており<sup>2</sup>、高校生が不安を感じていることともほぼ重なっている。

このような結果からは、仕事や職業に必要な力が学校教育の中で十分に育成できていないのではないかと考えられ、仕事や職業に必要な力と、それを学校教育の中でどのように育成するのを明らかにすることが課題である。

このように、学校教育については、社会・職業との関連や、実践性という面から見て多くの課題を有している。社会的・職業的自立を促し、学校から社会・職業にできるだけ円滑に移行することを可能にしていく上で、また、生涯にわたる学びの支援を図る上で、学校制度や学校教育の在り方を見直していくことが、喫緊の課題となっている。

## 3. 社会全体を通じた職業に関する教育に対する認識

社会全体を通じた問題としては、職業に関する教育についての認識の不足が挙げられる。この背景には、これまで、学校教育の中で職業に関する教育を充実してきたにもかかわらず、近年は高等学校普通科や大学が増加してきたことにより、これらの学校に進学すること自体を評価する社会的風潮が根強く存在することなどがあると考えられる。

例えば、高校生の保護者を対象にした調査によれば、子どもの進学に際して、入試制度の仕組みや進学費用に次いで将来の職業に関連する情報を重要であると考えている保護者が約46%おり、進学先の学校を考えるとときに考慮する点として、就職に有利であることを挙げる者が6割を超え、子どもの進路を考える上で職業について一定の意識があることがうかがえる。

しかし、子どもの進路選択にアドバイスを行っている保護者のうち、約7割はアドバイスを難しいと考えており、その要因として最新の進路情報を知らないからの回答が約43%であることや、高等学校の進路指導への要望として、もっと進路に関す

\*1 (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「第4回 高校生と保護者の進路に関する意識調査(2009)」

\*2 内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(平成16年度)

る情報提供をしてほしいと考える保護者が約40%で最も多いことなど、保護者が子どもの進路や職業に関する情報を、必ずしも十分に得られていないこともうかがえる<sup>\*1</sup>。

教員については、平成20年度に実施した公立学校教員採用選考試験では、民間企業等勤務経験者の採用者の比率は約6%であり、高等学校においても約8.8%にとどまっている。一方で新規学卒者が採用される割合は約30%(高等学校は約20%)、教職経験者は約50%(高等学校は約65%)であり、教職以外の経験をした者は少ない<sup>\*2</sup>。

また、現職教員への研修の中では社会体験研修が実施されており、平成20年度ではのべ約3万4千人が受けているが、1か月以上の社会体験研修を受けた教員は約700名であり、ここ数年は減少傾向にある<sup>\*3</sup>。

このような保護者や教員の状況が、子どもの進路選択の際にも少なからず影響していると考えられる。

さらに、中学校の進路指導が、将来の職業生活等を考えた上で、一人一人の将来を十分に見据えた進路指導に必ずしもなっていないことが問題ではないかという指摘や、高等学校、特に普通科においては、将来の職業選択はさておき、高等教育機関、特に選抜制の強い大学への進学を第一とした進路指導に偏りがちであるという指摘もある。進学を志向した指導や教育が展開されることは、教育の一つの役割として重要であるが、現在の若者や経済・社会を取り巻く状況等を踏まえれば、社会的な要請として、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力を育成することが前提として求められていることに留意が必要である。

このような職業に関する教育についての認識不足の背景として、職業についての専門性という概念が固定的で柔軟性を欠くものとしてとらえられがちなことや、「学校教育では共通の教育内容を平等に学ぶべきであり、早期の進路分化は適当ではない」という考え方、職業に必要な専門的な知識・技能は、就職後の企業内教育・訓練等を通じて育成すべきという考え方が根強いことなども指摘されている。その結果として、自らの将来の生き方・働き方等について真剣に考えることなく、安易な選択をするなど、職業へ移行する準備が十分に行われず、そのことが若年者の失業率の高さや非正規雇用の増加、無業者の存在等の問題につながっているとも考えられる。

文部科学省や地方公共団体では、これまで、全国産業教育フェアの開催や専門高校への体験入学の実施、専門高校の紹介パンフレットの作成など中学生や保護者等を対

\*1 (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「第4回 高校生と保護者の進路に関する意識調査(2009)」

\*2 数字は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計。(文部科学省調べ)

\*3 都道府県、指定都市、中核市に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校の教員の研修を調査。(文部科学省調べ)



象とした職業教育に対する理解増進を図るための取組が行われているが、必ずしも十分に行われているとはいえない。

このように、教員や生徒・学生、保護者を含め、社会全体が職業に関する教育を重視していないことなどが、例えば、各地の高等学校の再編において、大学進学に向けて普通科を求めているという保護者の期待等を背景に、専門学科を中心にして再編が行われるという点などに影響することが懸念される。

社会全体の職業に関する教育に対する認識は急激に変化するものではないが、現在の子ども・若者が置かれている状況を踏まえれば、職業に関する教育の認識不足や、ある時点での専門分野・職業分野の選択がその後の進路を制限するというような固定観念から脱却し、職業に関する教育をより重視していかなければならない課題であることを教員や生徒・学生、保護者はもとより、社会全体で認識していく必要がある。

#### 4. 子ども・若者の変化

働くことへの関心・意欲・態度、目的意識、責任感、意志等の未熟さやコミュニケーション能力、対人関係能力、基本的マナーなど、職業人としての基本的な能力の低下や職業意識・職業観の未熟さなどが多く指摘されている。

このような若者の能力等に関する課題は、過去から様々に指摘されてきた問題である。前述したように、かつては新規学卒者を一括採用するという慣行の下、企業内教育・訓練を通じて、社会的・職業的自立を促す仕組みができていたと考えられる。また、従業員の確保が優先され、若者の求人が数多くある中で、このような慣行が安定的に機能していたころは、社会的に自立することに関する問題が大きく取り上げられることは少なかったといえる。しかし、このような慣行が変化する中で、学校から社会・職業への移行をめぐる社会的課題として顕在化してきたと考えられる。

また、子ども・若者の成長・発達をめぐるっては、身体的には成熟傾向があるにもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向があることなどが指摘されている。最近では、遊びや消費活動、情報の活用等における早熟化が進む反面、自分で生産する活動や社会性等に未熟さが見られるなど、発達上の課題が一層顕著になっていることが指摘されている。

これらの背景には、幼少期からの様々な体験の機会や異年齢者との交流が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会にあって人々の価値観や生き方が多様化したことなどが考えられ、そのことが、子どもの発達課題の達成を困難にしていると考えられる。

例えば、高等学校までに職業を意識したことがない大学1年生が約3割いるという調査結果があるように、高等教育機関へ進学する者の割合が増加していることに伴い、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することなく、進路意識や目的意識

が希薄なままとりあえず進学したりする者が増加していることが指摘されている。

成熟した社会にあって、高等教育への進学の志向が高まることは必然的な流れともいえる。しかし、例えば、高校生が進学を希望する理由として最も多いのは「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を習得したいから」という調査があるのに対し、約4割の学生は「将来の仕事に関連する知識や技能」の修得について、「これまでの授業経験は役立っていない」と回答している調査<sup>\*1</sup>があるように、学生のニーズに対応した職業教育が十分に提供されない状況にある。

また、学校から社会・職業への移行が困難な状況は、子どもから見て将来を見通しにくい状況を作り出している。高校生に将来就きたい職業があるかを尋ねたところ、約65%の高校生が「ある」と回答しているが、目指している人やあこがれている人がいるかどうかについては、約70%の高校生が「いない」と回答している<sup>\*2</sup>ように、子ども・若者が大人のモデルとなるような生き方を見つけにくい状況に置かれている。その背景には、家庭や地域の教育力の低下なども影響していると考えられる。例えば、地域においては、自営業者の減少<sup>\*3</sup>とあいまって様々な職業人と身近に接する機会が減少するなど、多様であるはずの職業が身近に見えにくくなっていることや、家庭においても、親の働く姿が子どもに見えていない状況などもあると考えられる。

このような状況が、子ども・若者の将来への不安感にもつながっている<sup>\*4</sup>。また、このようなことが、学校における学習についての関心・意欲にも影響し、学習習慣も十分確立しないおそれがあると考えられる。

さらに、もう一つの課題として、中途退学者や無業者など、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかった者に対して、学ぶ機会を与え、社会に挑戦していくため、学校の役割が重要ではないのかという課題がある。

平成21年7月には、若年無業者や引きこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など、子ども・若者を取り巻く状況が厳しくなっていることを踏まえ、子ども・若者の健全な育成について、その基本理念と施策の基本となる事項を定めるほか、子ども・若者が、自立した社会生活を営むことができるように支援その他の施策を定めた子ども・若者育成支援推進法<sup>\*5</sup>が成立するなど、社会全体で若者の自立を支援していくとする動きも出てきている。

このように、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかった者への対応は、様々な関係機関が連携して取り組む必要があり、その中で、学校の役割が重要である。

---

\*1 p 9 注 2 参照。

\*2 高校生が目指している人やあこがれている人の有無については、p 11 8 参照。

\*3 総務省「労働力調査」によると、就業者に占める自営業主及び家族従事者の比率は、昭和30年の約5.7%から約1.4%（平成20年）に減少。一方、雇用者の比率は、昭和30年の約4.4%から約8.7%（平成20年）に上昇。

\*4 例えば、進路を考える時の高校生の気持ちについては、p 11 9 参照。

\*5 子ども・若者育成支援推進法については、p 17 9 参照。

なお、民法上の成年年齢を18歳へ引き下げることについて議論が進められる<sup>\*1</sup>など、若者が早期に自立することが社会の活性化につながると考える動きもあり、このような動きにも留意が必要である。

## 5. 教育基本法等の改正と教育振興基本計画

平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が新たに盛り込まれた。この改正を踏まえた平成19年の学校教育法の改正には、義務教育の目標の一つとして、「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じた将来の進路を選択する能力を養うこと」、高等学校の目的に「心身の発達及び進路に応じた教育」について規定された。

また、平成20年に策定された教育振興基本計画<sup>\*2</sup>では、地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進、専門高校等における職業教育の推進、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進などが盛り込まれている。

これらを踏まえ、将来の我が国を担う若者の力や今の社会で努力している人々の力を社会にどのようにいかし、そのために学校教育がどのような役割を果たしていくのが、喫緊の課題となっている。

---

\*1 法務省法制審議会答申「民法の成年年齢の引下げについての意見」(平成21年10月)は、「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」としている。

\*2 平成20年7月1日閣議決定

# 学校教育をめぐる課題とキャリア教育・職業教育の基本的方向性

## 1. キャリア教育・職業教育と学校教育をめぐる課題

第1章で見たように、学校から社会・職業への移行が円滑に行われず、社会人・職業人として自立できる人材の育成に課題が見られるが、その原因や背景には、学校教育の抱える問題にとどまらず、社会全体を通じた構造的な問題があると考えられる。

このため、単に子ども・若者の個人の責任のみに帰結させても問題の解決には結びつかない。これまで見たように、我が国の変化する産業構造や就業構造の中で若者が円滑に社会・職業に移行するためには、学校教育で多様な人材を育成するとともに、社会の中に若者の雇用が創出され、あるいは若者自らが起業できるような環境が整い、また、一度円滑に移行できなくても、社会でカバーし、再び挑戦できるような状況を作らなければならない。そのためには、産業の振興や雇用対策などが不可欠である。

このような前提の下、学校教育は、学校から社会・職業への移行に係る課題を克服し、社会環境が複雑化・多様化する中であっても、社会人・職業人として自立できる人材を育てるといった社会的な要請にこたえていかななければならない。

このため、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であるキャリア教育と、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である職業教育について、改善や充実を図る必要がある。

### (1) 「キャリア教育」の内容と課題

人は、他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員など、様々な役割を担いながら生きている。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものである。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもあるが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいる。

人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものである。

このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。このキャリアは、ある年齢に達すると自然に獲得されるものではなく、子ども・若者の発達段階や発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達し

ていくものである<sup>\*1</sup>。

このような発達を促すには、外部からの体系的・組織的な働きかけが不可欠であり、学校教育では、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度を育成し、一人一人の発達を促していく必要がある。このような教育が「キャリア教育」である。それは、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践される。キャリア教育は、社会人・職業人として自立できる人間を育てることを目標に、変化する社会と学校教育との関係性を特に意識しつつ、学校教育の在り方を見直し、その理念と改善の方向を示すものである。

キャリア教育の必要性や意義の理解は、学校教育の中で高まってきており、実際の成果も徐々に上がっている。しかし、一人一人の教員の受け止め方や実践の内容・水準には、ばらつきのあることも課題としてうかがえる。このような状況の背景には、キャリア教育のとらえ方が変化してきた経緯が十分に整理されてこなかったことも一因となっていると考えられる<sup>\*2</sup>。このため、今後、前述のようなキャリア教育の本来の理念に立ち返った理解を共有していくことが重要である。

キャリア教育は、現在の学校教育を見直す理念を示すものであることから、その活動は特定の新しい教育活動を指すものではなく、学校教育全体の活動を通じて体系的に行われる必要がある。特に、子ども・若者が実社会を体験し、それを基に自ら考える活動が不可欠である。しかし、「新しい教育活動を指すものではない」としてきたことにより、従来の教育活動のままでよいと誤解されたり、「体験活動が重要」という側面のみをとらえて、職場体験活動等の実施をもってキャリア教育を行ったものとみなしたりする傾向が指摘されている。また、様々な活動が単発的に行われ体系的でないことや、活動の実施に当たり教育環境の整備が十分整っていないことなども多く指摘されている。

さらに、社会・職業へ移行した後のキャリア形成に対する支援について、学校教育としての対応が十分できていない点にも留意が必要である。

---

\*1 このような、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。

\*2 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」（平成11年）では、キャリア教育を「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」とし、進路を選択することにより重点が置かれていると解釈された。また、キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年）では、キャリア教育を「『キャリア』概念に基づき『児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育』」ととらえ、「端的には」という限定付きながら「勤労観、職業観を育てる教育」としたこともあり、勤労観・職業観の育成のみに焦点が絞られてしまい、現時点においては社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視されてしまっていることが課題として生じている。

## (2) 「職業教育」の内容と課題

人は、専門性を身に付け、仕事を持つことによって、社会とかかわり、社会的な責任を果たし、生計を維持するとともに、自らの個性を發揮し、誇りを持ち、自己を実現することができる。仕事に就くためには、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力だけではなく、それぞれに必要な専門性や専門的な知識・技能を身に付けることが不可欠である。このような、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育が「職業教育」である。

職業教育を考える際に留意しなければならないことは、専門的な知識・技能の育成は学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方を考える必要があるということである。専門的な知識・技能は、企業内教育・訓練や職業訓練など、学校から社会・職業へ移行した後も身に付けていくことができるものである。このため、学校は地域や産業との結びつきをより強化していくことが必要であるが、産業構造や就業構造が大きく変化する中、学校から社会・職業への移行をめぐる課題が顕在化しているにもかかわらず、職業教育は、一部を除いて、基本的には学校内で完結する内容として教育課程を構築するという側面が強調されてとらえられがちであり、このような課題にどのように対応していくか明らかになっていない。

また、社会が大きく変化する時代に必要な職業に関する能力の育成は、特定の専門的な知識・技能の習得とともに、多様な職業に対応し得る社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力の育成も重要であり、これは具体的職業に関する教育を通して行うことは、極めて有効である。他方、社会・職業との関連が薄く、実践性が伴わない教育（例えば、高等学校の普通科など）では、子ども・若者の社会的・職業的自立を促す観点からは課題が多いと考えられる。

## (3) キャリア教育と職業教育の関係

このようなキャリア教育と職業教育のそれぞれの内容を踏まえ、キャリア教育と職業教育の関係を改めて整理すると、次のように考えられる。

- ・ 主として育成する力の観点に立てば、社会人・職業人としての共通性や基盤をより重視し、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度の育成を行うキャリア教育と、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる職業教育に整理できると考える。
- ・ 教育活動の観点に立てば、キャリア教育は普通教育・専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施されるものであり、そこには、職業教育における実践も含まれる。具体的職業を題材とする職業教育を通して行われる社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度の育成は、キャリア教育の一環として重要であり、社会的・職業的自立を促す上で極めて有効であると考えられる。

## 2 . キャリア教育・職業教育の基本的方向性

これまで述べてきたことを踏まえ、社会人・職業人として自立できる人材の育成や、学校から社会・職業への円滑な移行の観点に立った、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の基本的方向性は、次のとおりである。

- ( 1 ) 社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育から高等教育に至るまでの体系的な教育の改善・充実を図る

社会人・職業人として自立できる人材を育成するためには、前述のように、キャリアが子ども・若者の発達段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、キャリア教育の視点に立ち、義務教育から高等教育までの体系的な教育の改善・充実を図ることが必要である。

キャリア教育に取り組む意義を改めて整理すると、その第一は、一人一人のキャリアの発達や個人としての自立を促す視点から、学校教育を見直していくための理念と方向性を示すということである。社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を育成する点から見ると、これまでの学校教育においては必ずしも系統的・組織的に取り組まれてきたとは言い難い部分がある。各学校でも、この視点から教育を幅広く見直すことによって、教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進される。

第二に、キャリア教育は、将来、社会人・職業人として自立できるようになるために発達させるべき能力や態度があるという前提にたって、各学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、日々の教育活動を通して達成させることを目指すものである。このような視点に立って教育活動を展開することで、学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。

第三に、キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、学習意欲を喚起することの大切さが確認できる。このような取組を進めることを通じて、様々な学校教育が抱える課題への対処に活路を開くことにもつながるものと考えられる。

また、社会的・職業的自立を図るためには、社会の一員として受け入れられ、また、多様な関係者と積極的にかかわりながら、社会の意思決定や運営の過程に主体的に参加することや、社会を形成する活動を主体的に担うために必要となる能力・態度を育成する教育が必要である。このような教育は、学校内にとどまらず、地域における実践や体験が重要である。

具体的には、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力である基礎的・汎用的能力を中心に子どもたちに確実に育成し、一人一人の発達を促していくため、義務教育から高等教育に至るまでの体系的な教育を進めることが必要である。キャリア教育を進める上では、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実していくことが必要である。

(2) 我が国の発展のために重要な役割を果たす職業教育の意義を再評価し、実践的な職業教育を体系的に整備する

職業に必要な専門的な知識・技能の習得は、生涯にわたって継続して育成される必要があることから、学校教育で行う職業教育は、基礎的な知識や技能、それらを活用する能力、仕事に向かう意欲や態度などを育成することが必要である。特に技能については、実践がなければ身に付かないものであり、学校教育で技能を身に付ける場合には、学校の種類によって程度の差はあるものの、実践性がより重視されなければならない。

また、職業教育は、専門分野の学習とその後の進路を固定的にとらえるものではなく、特定の専門分野の学習を端緒として、これに隣接する分野や関連する分野に応用したり、発展したりしていくことができる広がりを持つ教育であるという観点も重要である。

このような職業教育は、我が国の経済・社会の発展を支えるなど、一定の役割を果たしてきており、このことを改めて評価し、再認識しなければならない。また、今後の社会に必要な人材の需要等も踏まえつつ、実践的な職業教育を体系的に整備していくことが必要である。

(3) 学びたい者が、いつでも、社会・職業に関して必要な知識・技能等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援の充実を図る

職業に従事するためには、必要な専門的な知識・技能を身に付けることが不可欠であり、そのための学習は、職業生活への移行後も継続して、生涯にわたり行われるものである。特に、少子高齢化の進展により、今後、労働力人口が減少していくことが予想される中、時代の経済・社会の担い手として、生徒・学生を社会・職業に円滑に移行させるとともに、移行後も、学習活動を通じて、生涯にわたりそれぞれの社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していくことが、我が国の持続的発展にとって、極めて重要な意味を持つに至っている。

学校教育を離れた後の、職業に関する学習の場としては、自己学習のほか、企業内訓練や職業訓練など様々な場や方法等があるが、中でも学校は、その中核的な機関として保有する資源をいかし、生涯学習の観点に立ってキャリア形成を支援する機能の



充実を図ることが期待される。

人が自分の有する能力を発揮して活躍する場合は、学校から社会・職業に移行して最初の職業のみならず、職業を離れた後まで生涯にわたり多様に展開していくものである。そのため、生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援の充実を図ることが必要である。

### 3．キャリア教育・職業教育の方向性を考える上での視点

このような今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の基本的方向性を考える上では、次のような視点を前提とすることが必要である。

#### (1) キャリア教育・職業教育を進めていく上での社会全体の協力

前述のように、学校から社会・職業への移行や社会人・職業人としての自立の課題は、学校教育の抱える問題にとどまらず、社会全体を通じた構造的な問題であり、産業振興や雇用対策などの取組が不可欠である。

また、学校教育の抱える問題として、社会・職業との関連を重視し、実践性を高め、キャリア教育・職業教育の改善・充実を図るためには、学校の努力はもちろん必要であるが、それだけではなく、保護者、地域、企業など社会全体がそれぞれの役割を担い、相互に協力して子ども・若者を支えていかなければならない。

#### (2) 仕事をすることの意義と職業の範囲

「働くこと」とは、広くとらえれば、人が果たす多様な役割の中で、「自分の力を発揮して社会（あるいはそれを構成する個人や集団）に貢献すること」と考えることができる。それは、家庭生活の中での役割や、地域の中で市民として社会参加する役割なども含まれている。その中で、本特別部会では、学校から社会・職業への移行の課題を踏まえ、特に職業生活において「仕事をすること」に焦点を当てる必要がある。

日本国憲法では、すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負うとされている。仕事をすることの意義は、例えば、やりがい、収入を得ること、社会での帰属感、自己の成長、社会貢献など様々なものが考えられ、個人によってどの部分を強調して考えるかは異なる。そこで重要なことは、個人と社会のバランスの上に成り立つものであるということである。

また、仕事に就く場面を考える上では、どんなに計画を立ててもそのとおりに進むことの方が少ないと考えることも必要である。また、仕事を選ぶ際、社会にある職業のすべてを知って選択することは不可能であるから、身近な仕事との出会いも重要に

なる。そのため、自らが行動して仕事と出会う機会を得ること、行動して思うように進まないときに修正・改善ができることが重要である。このような行動を支えるため、生涯にわたり自ら進んで学ぶことも極めて大切である。

勤労観・職業観は、仕事をする上で様々な意思決定をする選択基準となるものであり、この基準を持つことが重要であるが、この勤労観・職業観は固定化された価値観ではなく、自己の役割や生活空間、年齢等によって変化するものである。そのため、社会・職業に移行する前に、その価値観を形成する過程を経た上で、自ら進路を選択する経験をしておくことが望ましい。特に現在、仕事をすることは一つの企業等の中で単線的に進むものだけでなくなりつつあり、社会に出た後、生涯の中で必ず訪れる幾つかの転機で対処するためにも、また自ら積極的に選択して進むべき道を変更するためにも、このような価値観を形成する過程を経験しておくことが必要である。

職業は、個人の目的も様々あるが、社会から見れば社会にある仕事を分業することである。これまではその多くが企業、官公庁などの場を中心とした職業や自営業主として働くことを想定していた。しかし、現在では、非営利活動なども出てきており、このような活動が社会の中で重要な役割を担っている。社会・職業への移行に課題がある状況を踏まえれば、職業の範囲は、幅広い視点から考えさせるような指導が必要である。

### (3) 社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力を明らかにする

#### 社会・学校の変化と必要な力を明確化することの必要性

中央教育審議会では、平成8年7月答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」において「生きる力」を提言し、平成20年1月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」において、「知識基盤社会」の時代などといわれる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」をはぐくむことという理念がますます重要になっていることを提言した。

また、平成20年12月答申「学士課程教育の構築に向けて」では、大学の学士課程の専攻分野を通じて培う力として、分野横断的に、我が国の学士課程教育が共通して目指す学習成果に着目した参考指針である「学士力」を提唱した。

これらは、初等中等教育、大学学士課程の各段階それぞれの基本となる考え方であり、このような考え方を引き続き重視していかなければならない。

第1章で見たような経済社会や雇用、学校が変化する中で、社会に出て生活する上で必要となる能力、あるいは仕事をする上で必要となる能力が変化し、このような能力を育成する仕組みが社会全体の中で低下していることが指摘されている。社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力は、「生きる力」や「学士力」に含まれる要素であるが、学校から社会・職業への移行の課題を踏まえ、その要素を具

体化して明示することは十分に意義がある。

例えば、国立教育政策研究所においては、これまで児童生徒が将来自立した社会人・職業人として生きていくために必要な能力や態度、資質として「キャリア発達にかかわる諸能力(例)」を提示し、初等中等教育段階の学校を中心として、キャリア教育を推進する上での参考としている。

また、現実の社会で生き、社会をつくる人間が有する資質・能力という観点や職場等で求められる能力という観点等から、「人間力」<sup>\*1</sup>、「社会人基礎力」<sup>\*2</sup>、「就職基礎能力」<sup>\*3</sup>などの考え方が提案され、このような能力の育成を企業や学校で取り組んでいる例も見られる。経済団体等においても、新規卒業者に求める資質・能力等についてアンケート等を行っている。このような力は、それぞれの着眼点から整理されているが、既に共通する要素が多く含まれており、参考となる。

国際的には、OECDが、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能力を、「主要能力(キーコンピテンシー)」<sup>\*4</sup>として定義付け、国際的に比較する調査を開始している。この主要能力(キーコンピテンシー)で設定されている個人と社会との相互関係、自己と他者との相互関係、個人の自律性と主体性といった観点も考慮して考える必要がある。

このような観点を踏まえ、人の生得的な能力ではなく、義務教育段階から高等教育段階までの学校教育において育成することができる能力であること、社会への出口が中学校卒業から高等教育修了まで多岐にわたっており、その発達段階にも配慮が必要なこと、その能力が子ども・若者にとって夢や希望、目標を持ち、それを具体的に行動に移していくことで実現を図ることができるような力を明らかにすることが必要である。

このような能力は、仕事をする場面だけではなく、市民生活や文化生活の面でも活用できるものと考えられる。ただし、日常生活のあらゆる場面で必要な能力を網羅的に示すことは困難であり、ここでは、社会人・職業人として自立するために必要な能力等を示すという観点から整理して提示することが必要である。なお、社会・職業で必要な能力等は時代によって変化するものであることにも留意が必要である。

---

\*1 「人間力」については、p 127 参照。

\*2 「社会人基礎力」については、p 127 参照。

\*3 「就職基礎能力」については、p 128 参照。

\*4 主要能力(キーコンピテンシー)は、OECDが2000年から開始したPISA調査の概念的な枠組みとして定義付けられた。PISA調査で測っているのは「単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力」であり、具体的には、社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、多様な社会グループにおける人間関係形成能力、自立的に行動する能力、という三つのカテゴリーで構成されている。

## 社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力の内容

本特別部会におけるこれまでの審議では、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力について、例えば次のような意見が出された。

- ・能力（態度・行動様式）：コミュニケーション能力、粘り強さ、課題発見・課題解決能力、変化への対応力、協調性、共に社会をつくる力、健全な批判力、段取りを組んで取り組む力 など
- ・知識：労働者としての権利・義務 など
- ・価値観：勤労観、職業観、倫理観 など

これらの意見を踏まえつつ、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力に含まれる要素としては、「基礎的・汎用的能力<sup>1</sup>」、「基礎的・基本的な知識・技能」と、能力や知識・技能の基盤となる「意欲・態度及び価値観」、「論理的思考力、創造力」、また特定・一定の仕事を行うために必要な専門的知識や技能等である「専門的知識・技能」などで構成されると考える<sup>1</sup>。

基礎的・汎用的能力<sup>2</sup>は、分野や職種にかかわらず、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力であると考えられる。例えば、新規学卒者については、企業が就職の段階で「即戦力」といえる状態にまで学校教育を通じて育成することを期待されているわけではなく、一般的には「コミュニケーション能力」「熱意・意欲」「行動力・実行力」などの基礎的な能力等を挙げることが多い。社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力と現在学校教育で育成している能力との接点を確認し、これらの能力育成をキャリア教育の視点に取り込んでいくことは、学校と社会・職業との接続を考える上で意義がある。

意欲・態度は、学校教育、特に初等中等教育の中では、学習や学校生活に意欲を持って取り組む態度や、学習内容にも関心を持たせるものとして、その向上や育成が重要な課題であるように、生涯にわたって社会で仕事に取り組み、具体的に行動する際に極めて重要な要素である。意欲や態度が能力を高めることにつながったり、能力を育成することが意欲・態度を高めたりすることもあり、能力とも密接に関連している。

意欲や態度と関連する重要な要素として、価値観がある。価値観は、人生観や社会観、倫理観など、個人の内面において価値判断の基準となるものであり、価値を認めて何かをしようと思ひ、それを行動に移す際に意欲や態度として具体化するという関係にある。

また、価値観には、「なぜ仕事をするのか」、「自分の人生の中で仕事や職業をどのように位置付けるか」など、これまでキャリア教育が育成するものとしてきた勤労観

\*1 「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の構成については、p 125 参照。

\*2 「基礎的・汎用的能力」の名称については、現在、「基礎的能力」と、その基礎的能力を広く活用していく「汎用的能力」の双方が必要であると考え、両者を一体的なものとして整理する。

・職業観も含んでいる。勤労観・職業観が十分に形成されていないことは様々に指摘されており、これらを含む価値観は、学校における道徳をはじめとして豊かな人間性の育成はもちろんのこと、様々な能力等の育成を通じて、個人の中で時間をかけて形成・確立していくことが必要である。

論理的思考力、創造力は、物事を論理的に考え、新たな発想などを考え出す力である。論理的思考力は、学力の要素にある「思考力、判断力、表現力」にも表れている重要な要素である。また、後期中等教育や高等教育の段階では、社会を健全に批判するような思考力を養うことにもつながる。創造力は、変化の激しい社会において、自ら新たな社会を創造・構築していくために必要である。これら論理的思考力、創造力は、基礎的・基本的な知識・技能の習得と相互に関連させながら育成することが必要である。

「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能を習得することは、社会に出て生活し、仕事をしていく上でも極めて重要な要素である。これは初等中等教育では、学力の要素の一つとして位置付けられ、新しい学習指導要領における基本的な考え方の一つでもある。小学校からの「読み・書き・計算」の能力の育成など、一層の修得・理解を図ることが必要である。また、社会的・職業的に自立するために、より直接的に必要となる知識、例えば、税金や社会保険、労働者の権利・義務などの理解も必要である。

また、基礎的・汎用的能力のみを身に付けても仕事をしていく上では十分ではない。どのような仕事・職業であっても、その仕事を遂行するためには一定の専門性が必要である。専門性を持つことは、個々人の個性を発揮することにもつながる。自分の将来を展望しながら自らに必要な専門性を選択し、それに必要な知識・技能を育成することは極めて重要である。専門的な知識・技能は、特定の資格が必要な職業等を除けば、これまでは企業内訓練で育成することが中心であったが、今後は、企業の取組だけでなく、学校教育の中でも意識的に育成していくことが重要であり、このような観点から職業教育の在り方を改めて見直し、充実していく必要がある。

#### 基礎的・汎用的能力の内容<sup>\*1</sup>

基礎的・汎用的能力の具体的内容については、「仕事に就くこと」に焦点を当て、実際の行動として表れるという観点から、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力に整理した。

これらの能力は、包括的な能力概念であり、必要な要素をできる限り分かりやすく提示するという観点でまとめたものである。この4つの能力は、それぞれが独立した

\*1 「キャリア発達にかかわる諸能力(例)」と「基礎的・汎用的能力」の関係のイメージについては、p 125 参照。

ものではなく、相互に関連・依存した関係にある。このため、特に順序があるものではなく、また、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものではない。

これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるのかは、学校や地域の特色、専攻分野の特性や子ども・若者の発達段階によって異なると考えられる。各学校においては、この4つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体的に能力を設定し、工夫された教育を通じて達成していただきたいと考えている。その際、初等中等教育の学校では、新しい学習指導要領を踏まえて育成されるべきである。

### 人間関係形成・社会形成能力

「人間関係形成・社会形成能力」は、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。

この能力は、社会とのかかわりの中で生活し、仕事をしていく上で基礎となる能力である。特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ、それらと協働していく力が必要である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応しつつ、必要であれば自ら新たな社会を創造・構築していくことが必要である。さらに、人や社会とのかかわりは、自分に必要な知識や技能、能力を気付かせてくれるものでもあり、自らを育成する上でも影響を与えるものである。具体的な要素としては、例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなどが挙げられる。

### 自己理解・自己管理能力

「自己理解・自己管理能力」は、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。

この能力は、子どもや若者の自信や自己肯定観の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動できる力である。また、変化の激しい社会にあって多様な他者との協力や協働が求められている中では、自らの思考や感情を律する力や自らを研さんする力がますます重要である。これらは、キャリア形成や人間関係形成における基盤となるものであり、とりわけ自己理解能力は、生涯にわたり多様なキャリアを形成する過程で常に深めていく必要がある。具体的な要素としては、例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的

行動などが挙げられる。

### 課題対応能力

「課題対応能力」は、仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。

この能力は、自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要なものである。また、知識基盤社会の到来やグローバル化などを踏まえ、従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力である。さらに、社会の情報化に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用する力<sup>\*1</sup>を身に付けることも重要である。具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善などが挙げられる。

### キャリアプランニング能力

「キャリアプランニング能力」<sup>\*2</sup>は、「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。

この能力は、社会人・職業人として生活していくために生涯にわたって必要となる能力である。具体的な要素としては、例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善などが挙げられる。

---

\*1 地域格差や教育格差を生じさせることなく身に付けさせるためには、教材の充実や教職員の量・質の向上及びこのための研修が必要である。

\*2 「プランニング」は単なる計画の立案や設計だけでなく、それを実行し、場合によっては修正しながら実現していくことを含むものである。

# 発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方について

本章では、第2章の基本的な考え方を踏まえ、初等中等教育段階から高等教育段階に至る発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方について述べる。職業教育については後期中等教育、高等教育段階の各論でそれぞれ取り扱う。また、何らかの事情により学校から離れてしまい、十分な学校教育を受けずに社会に出てしまった者についても、後ほど述べたい。

## 1. キャリア教育の充実に関する基本的な考え方

### (1) 社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力等を育成する、体系的な取組の構築

最近10年間における学卒人材の質の変化については、変わらないと感じている企業が多い一方で、約3分の1の企業が人材の質が低下したとも感じている<sup>\*1</sup>。また、早期離職の割合が高い中、離職の理由として仕事に対する適性や人間関係をめぐる課題といった項目が挙げられることが多い<sup>\*2</sup>。このように、社会や仕事に必要な基礎・基盤となる能力が社会に出るまでに十分身につけていないことによって、社会へ円滑に移行できない原因の一つになっていることがうかがえる。

同様に、高等学校を中途退学する理由として、学校生活への熱意の欠如や人間関係をめぐる課題が挙げられることが多いことなどからも<sup>\*3</sup>、このような能力育成が十分に意識されていないことが、学校にいる間においても課題となっていることがうかがえる。

人のキャリア形成は一生続くものであり、そのために必要な力の基盤を学校でしっかりと作り、社会に出た後もそれを伸長していかなければならない。このようなことを踏まえれば、学校教育においては、社会人・職業人として必要となる知識を習得するとともに、子どもや若者がどのような状況におかれても、社会に適応したり、置かれている状況を自分で打ち破ったりしながら、社会の中で自分の能力を発揮できるよう、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を育成することが極めて重要である。

キャリアは、子ども・若者の発達段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら、段階を追って発達していくものであり、このような発達段階を踏まえながら、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力である基礎的・汎用的能力<sup>はんよう</sup>を育てていくことが必要である。このため、キャリア教育は幼児期の教育や義務教育の段階が

\*1 企業の人材水準への評価（学歴別）については、p 112 参照。

\*2 職業を離職した理由については、p 122 参照。

\*3 高等学校を中途退学する理由については、p 121 参照。



ら取り組んでいくことが必要であり、発達の視点を踏まえ、体系的に各学校段階の取組を考えていくことが重要である。

現在、高等学校等に進学する者は約98%となっており、これらを踏まえれば、義務教育において自立的な基礎を培った上で、高等学校等の後期中等教育を修了するまでに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通した能力・態度を身に付けさせることを目標とすることが必要である。

その際、各学校の目的でも分かるように、子どもの発達を重視して教育課程の連続性を意識している初等中等教育段階と実際の・専門的な教育を行う高等教育段階の間には、制度的には区切りがあることを踏まえつつ、実際には多くの生徒が高等教育機関へ進学することから、子ども・若者の視点に立った連続性にも配慮することが望ましい。

また、女性の単身世帯やひとり親世帯の急増、さらに配偶者である男性の雇用不安も増すなど、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。しかし、これまでのキャリア教育においては、この点を必ずしも明確にした指導が行われてこなかった。男女がともに社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を育成するとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育が必要である。

## (2) 子ども・若者一人一人の発達の状況の的確な把握とそれに対するきめ細かな支援

キャリア発達は個々の子ども・若者それぞれで異なっており、社会に出てから歩む道も人それぞれ異なっている。このため、キャリア教育を進める上では、子ども・若者一人一人の発達を促すよう、きめ細かく暖かく支えていくことが必要となる。

特に、学校から社会・職業への移行が円滑に進んでいない状況からは、例えば、学校を不本意に中途退学してしまうような、円滑に移行できないおそれのある者に対する支援の充実は特に重要な課題である。このような生徒・学生を抱える学校では、個々の生徒・学生の特性等の伸長を図る観点から、履修指導と併せて適切な支援を行っていくことが必要である。また、厳しい就業状況にある女性や障害者に対して、適切な教育と支援が必要である。

このため、各学校では、子ども・若者一人一人に身に付いている能力や態度などを的確に把握するとともに、子ども・若者自身が自分自身の良さや可能性に気付き、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力する過程を、組織的・継続的に指導・援助することが必要である。

## (3) 能力・態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の形成・確立

多く人は、人生の中で職業人として長い時間を過ごすこととなる。このため、職

業や働くことについてどのような考えを持つのかや、日常の生活の中でそれぞれの役割を果たすとともに、どのような職業に就き、どのような職業生活を送るのかは、人がいかに生きるか、どのような人生を送るかということと深くかかわっている。

しかし、働くことや職業に対する理解の不足や安易な考え方など、若者の勤労観・職業観等の価値観が十分に形成されていないことが指摘されている。自らの人生の中で「働くこと」にどれだけの重要性や意味を持たせるのかは、最終的に自分で決めることである。その決定の際に中心となる勤労観・職業観も、様々な学習や体験を通じて自らが考えていく中で形成・確立される。

また、子ども・若者の働くことに対する関心・意欲・態度、目的意識、責任感、意志等が未熟であることや学習意欲の低下が指摘されるなど、現在行っている学習と将来の仕事とが結びつけて考えられない者が多い<sup>\*1</sup>。このため、子どもや若者にとって、自分の「将来の姿」を思い描き、それに近付こうとする意欲を持つことや、学習が将来役立つことを発見し自覚することなどが重要であり、このようなことが学習意欲の向上にもつながっていく。

このようなことを踏まえ、後期中等教育修了までに、(1)に示した生涯にわたる多様なキャリア形成に共通した能力・態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を、キャリア教育の視点から見た場合の目標としたい。

また、高等教育段階のキャリア教育については、このような後期中等教育における目標が達成されていることを前提に推進されることが、基本となると考えられる。

## 2. キャリア教育推進のための方策

### (1) 各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化

キャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面を持ちながら段階を追って発達していくことを改めて深く認識し、子ども・若者がそれぞれの発達段階に応じ、自分自身と働くことを適切に関係付け、それぞれの発達段階における発達課題を解決できるよう取組を展開するところに特質がある。そして、これらのキャリア発達を促進させるためには、必要とされる諸能力を意図的・継続的に育成していく必要がある。このためには、キャリア教育を体系的に推進していく必要があり、各学校のキャリア教育の基本的な在り方を内外に示すとともに、学校の特色や教育目標に基づいて教育課程へ明確に位置付け、全体的な方針や計画を明らかにしておくことが必要である。

初等中等教育段階では、キャリア教育の全体計画やそれを具体化した年間指導計画

\*1 現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する中学生・高校生の意識については、p117参照。

を作成している学校が少ないという指摘があり<sup>\*1</sup>、子どもの発達段階に応じた課題や、それぞれの地域や学校の実態等を踏まえ、キャリア教育の指導計画を作成することが必要である。

高等教育段階においては、各機関の教育機能及び各学校の教育方針や、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、キャリア教育の推進に関する方針を明確化し、教職員の理解の共有を図った上で、全学的な取組を推進することが必要である。特に、大学では、キャリア教育に対する学内の理解・協力は、進みつつあるが困難を感じる大学も多いとともに<sup>\*2</sup>、全学的なキャリア教育の位置付けやカリキュラム整備・運営組織整備、教職員への啓発について課題が見られるとの指摘があることを踏まえて<sup>\*3</sup>、取組を進めることが必要である。

その際、各学校において、各時期に身に付けておく必要のある能力・態度の具体的な到達目標を設定するとともに、個々の活動と能力・態度の形成の関連を明確にすることが必要である。

## (2) 各学校の教育課程への位置付け

キャリア教育は、学校教育を見直していくための理念と方向性を示す教育であり、そのねらいを実現させるためには、関連する様々な取組が各学校の教育課程に適切に位置付けられ、計画性と系統性を持って展開される必要がある<sup>\*4</sup>。

しかし、初等中等教育段階では、キャリア教育に関する様々な取組が相互に関連付けられていないのではないかという指摘がある。また、大学では、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」においてキャリア教育を教育課程に適切に位置付けるべきと提言している<sup>\*5</sup>。

ここで留意すべきは、キャリア教育はそれぞれの学校段階で行っている教科・科目等の教育活動全体を通じて取り組むものであり、単に特定の活動のみを実施すればよいということや、新たな活動を単に追加すればよいということではないということである。各学校では、日常の教科・科目等の教育活動の中で育成してきた能力・態度について、キャリア教育の視点から改めてその位置付けを見直し、教育課程における明確化・体系化を図りながら点検・改善していくことが求められる。

また、各教科等における取組は、単独の活動だけでは効果的な教育活動にはならず、

---

\*1 高等学校におけるキャリア教育の取組状況については、p 140 参照。

\*2 大学におけるキャリア教育の取組状況については、p 168 参照。

\*3 国立大学協会教育・学生委員会「大学におけるキャリア教育のあり方」(平成17年)

\*4 学校教育全体を通してキャリア教育を実践している例については、p 189～192 参照。また、キャリア教育に関連する目標・内容及び教育活動の例(小学校・中学校・高等学校)については、p 193～195 参照。

\*5 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)

取組の一つ一つについて、その内容を振り返り、相互の関係を把握したり、それを適切に結びつけたりしながら、より深い理解へと導くような取組も併せて必要である。さらに、各教科等における取組だけでは不足する内容を把握し、その内容を付け加えていく取組も必要である。

例えば、近年の職場環境における急速な情報化の進展を考慮すれば、子ども・若者の情報活用能力の向上を図ることが重要であり、また、その重要性を自分自身の将来の職業と関連付けて教えることも重要である。

### (3) 多様で幅広い他者との人間関係の形成

人間関係の形成は、社会とのかかわりの中で生活し、仕事をしていく上で基礎となるものである。特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ、それらと協働していく力が必要である。

しかしながら、「人間関係」を理由に離職する者が少なくないことや、自分でも実現できそうな身近なモデルがないと考えている者がいることなど<sup>\*1</sup>、人間関係をめぐる課題は多い。大学等の学生相談についても、対人関係に関する相談内容が増加しているほか<sup>\*2</sup>、国内外の幅広い年齢層の学生や教育・研究者が交流しながら学ぶ場を形成することが課題との指摘がなされている<sup>\*3</sup>。

自分が就きたいと思える仕事に関する情報を様々な場面を通じて探索・収集し、それらを理解することは、自分のキャリアを形成し、社会人としての自立意識を醸成する上で極めて重要である。中でも、それらの仕事を経験した人やその周辺にいる人から得られる現実に即した具体的な情報は貴重であり、そこから様々な刺激や勇気を得ることは、だれもが経験することである。年齢・立場等を問わない幅広い人間関係は、そうした情報を得るという面で大きな役割を果たすものである。

このため、各学校においては、人間関係形成・社会形成能力を身に付けるための場や機会を積極的に設けることが特に必要である。その際、個々の子ども・若者の発達の課題や抱える課題に応じて、きめ細やかな働き掛けを行うことが必要である。

また、このような場や機会を設けるに当たっては、地域社会やNPO(NonProfit Organization)等の学校外の教育資源と連携・協力していくことが不可欠である。高等教育機関においては、学習支援や学習環境整備の観点から、各機関の判断により、学外の教育・研究人材や企業・地域等との交流を図ることも重要であり、学内において既に行われている産学連携等の取組を活用しつつ、それらと一体になって交流を推

\*1 高校生が目指している人やあこがれている人の有無については、p 118 参照。

\*2 最近の学生相談の内容については、p 121 参照。

\*3 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(平成21年8月)

進んでいくことが効果的であると考えられる。

外部の人材の協力を得る場合は、協力いただく者に対して、各学校がその目的や期待する効果等をあらかじめ明確にするとともに、教育機能の一部を外部に任せきりにするのではなく、各学校が主体的にかかわることが必要である。

#### (4) 社会や経済の仕組みなどについての理解の促進

キャリアを積み上げていく過程においては、目標とする進路が達成できない場合や、途中で変更せざるを得ない場合が多々あるにもかかわらず、社会・経済・雇用の仕組みについての知識や様々な状況に対処する方法を十分に身に付けていない若者が多いと指摘されている。例えば、労働者の権利に関する知識の理解の状況は、高等学校卒業後に進学を予定している者より就職を予定している者の方が低く、生徒・学生では将来希望する働き方が分からないと考えている場合の方が比較的低いという状況が見られる<sup>\*1</sup>。

このため、今日の社会が分業によって相互に支え合って成り立っているといった社会・経済・雇用などの基本的な仕組みについての知識や、税金・社会保険・年金や労働者としての権利・義務などの社会人・職業人として必ず必要な知識、男女共同参画社会の意義や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性など、キャリアを積み上げていく上で最低限必要な知識について、自らの将来にかかわることとして理解させることが必要である。

その際、小学校では、社会生活における物事の決定の仕方やきまりの意義について理解を深めさせるとともに、中学校以降は、知識として学ぶことと体験を通して学ぶことの両面から、現実社会の厳しさも含めて一人一人の将来に実感のあるものとして伝えることが特に重要である。また、後期中等教育や高等教育の段階では、学校から社会・職業への移行準備の時期であることを考慮して、特に、例えば、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせ、関連する知識を確実に習得させることが必要である。

#### (5) 体験的な学習活動の効果的な活用

子ども・若者に自らの将来を考えさせるためには、学校内における教育活動だけではなく、具体的に多様な年齢・立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。このように、体験的な学習活動は、キャリア教育を推進する上で極めて重要な取組の一つである。

---

\*1 生徒・学生の労働者の権利に関する知識の理解状況については、p 128 参照。

例えば、中学校における職場体験活動や高等学校における就業体験活動を実施した結果からは、勤労観・職業観の芽生えによる職業や働くことへの関心が高まったことや、前向きに自己の将来を設計することができること、自らの意志と責任による進路選択ができること、積極的に人間関係を形成しようとする雰囲気が高まったことなどの効果が挙げられている<sup>\*1</sup>。

このような教育効果を踏まえると、体験的な学習活動を日々の活動に積極的に取り入れることが必要である。例えば、街づくりへの提案などといった社会への参加を体験させるような学習と併せて、初等中等教育段階では、今般の学習指導要領の改訂において、小学校では集団宿泊活動、中学校では職場体験活動、高等学校では奉仕体験活動や就業体験活動を重点的に推進することとし、職場体験活動・就業体験活動は、キャリア教育の視点からも重要な役割を果たすものと位置付けている<sup>\*2</sup>。

その際、子ども・若者の発達段階を考慮すると、各学校段階における体験的な学習活動の意義や内容は異なってくるものと考えられる。例えば、中学生の時期に行う職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら職業や仕事を知ると同時に、働く人の実際の生活に触れて社会の現実に迫ることが中心的な課題となると考えられる。また、このような中学生の体験を踏まえて行う高等学校等の生徒による就業体験活動は、将来進む可能性のある仕事や職業に関連する活動をいわば試行的に体験することにより、それを手掛かりに社会人・職業人への移行準備を行うことが、中心的な課題となると思われる。このような観点から、できるだけ多くの子ども・若者にこのような体験的な学習の機会を提供するとともに、活動の効果をより引き出すための指導内容の改善を図ることが必要である。

一方で、ほぼすべての公立中学校で取り組まれている職場体験活動をみると<sup>\*3</sup>、受入先の開拓や連絡が課題として最も多く指摘されている<sup>\*4</sup>。また、高等学校において就業体験活動を実施しない理由においても、授業時数の確保や受入先の開拓において困難さを感じていることがうかがえる<sup>\*5</sup>。中学校における職場体験活動、高等学校における就業体験活動ともに、円滑に実施するための条件整備の観点からも改善・充実を図ることが必要である。

高等教育段階においては、学生・生徒の状況に応じ、インターンシップなどの体験的な学習活動を通して、社会人・職業人としての意向を見据えて、職業についてより現実的なイメージを持たせるとともに、特に長期のインターンシップや課題対応型学

---

\*1 中学校における職場体験活動、高等学校における就業体験活動の効果については、p 130 参照。

\*2 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月）

\*3 公立中学校における職場体験の実施状況については、p 130・131 参照。

\*4 中学校における職場体験活動の課題については、p 184 参照。

\*5 高等学校において就業体験活動を実施しない理由については、p 185 参照。

習（PBL<sup>\*1</sup>）などの体験的な学習活動を通して専門的な知識・技能を身に付けさせることが中心となると考えられる。このような活動は学生・生徒の能動的な学習を促進し、社会人・職業人への移行を見据えて、より現実的なイメージを持たせることにもつながるものであり、積極的に取り入れられることが望まれる。

## （6）キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施

一人一人のキャリアは、その人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖によって形成される。これまで自分が何をしてきたか、今何をしているかを振り返り、それを未来につなげようとする視点は、キャリア教育において不可欠である。このことから、キャリア教育において自らの学習活動の過程や成果を振り返ることは重要である。例えば、キャリア教育に関する学習活動の過程・成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオを作成し、積極的に活用していくことなどにより、子ども・若者が自らの将来の仕事や生活について考える機会を作ることが必要である。

また、これまで行われてきたキャリア教育については、その活動の成果が測定しにくいいため、効果や到達目標と関連付けた評価を行うことができていないことが課題として挙げられている<sup>\*2</sup>。そのため、「進学者数」「就職率」といった進学や就職の状況を成果としがちである。

しかし、このような卒業直後の進路状況の結果は、入試倍率や雇用状況等の外的な要因によって影響を受けやすいなど、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力等を育成することを目的の一つとするキャリア教育の活動の成果を測る指標としては不十分である。

キャリア教育の実践が、各機関の理念や目的、教育目標を達成し、より効果的な活動となるためには、各学校における到達目標とそれを具体化した教育プログラムの評価の項目を定め、その項目に基づいた評価を適切に行い、具体的な教育活動の改善につなげていくことが重要である。その際、到達目標は、一律に示すのではなく、子ども・若者の発達段階やそれぞれの学校が育成しようとする能力や態度との関係、後期中等教育以降は専門分野等を踏まえて設定することが必要である。

また、このような評価の実施に当たっては、初等中等教育では既に行われている学校評価等を、また、高等教育では自己点検評価や認証評価における評価をいかし、その評価の結果を公表していくことが重要である。

\*1 PBLは、Problem-based Learning、又はProject-based Learningの略語として、「問題解決型授業」「問題基盤型学習」「課題に基づく学習アプローチ」など教育機関ごとに様々な訳語が使用されているが、ここでは、教員が設定する課題や地域特有の課題、企業等におけるプロジェクトなどの具体的な事例を題材として、生徒・学生自身が課題・問題を解決するための方法を考えるなどの能動的な取組を促す教育方法を指している。

\*2 高等学校におけるキャリア教育の成果に対する評価の有無については、p140参照。

なお、指摘したようなキャリア教育の活動の成果を図る指標の課題を踏まえれば、キャリア教育において育成する能力や態度を測る指標の作成方法や検査手法等の開発を行うことは重要であり、今後、専門的な見地から研究が行われるとともに、各学校に提示するなどの支援が行われることを期待したい。

### 3. 各学校段階の推進のポイント

これまで示してきた基本的な方策を踏まえ、各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

#### (1) 初等中等教育段階

##### 幼児教育

幼児期の教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法第11条)であり、幼稚園では、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(学校教育法第22条)を目的として教育を実施している。

幼児期は、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが培われる時期である。

これを踏まえ、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を通して、自発的・主体的な活動を促すことが必要である。

具体的には、例えば、高齢者や働く人など自分の生活に関係の深い地域の人々との触れ合いや交流などを通じて、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすることが重要である。幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであることから、一人一人をいかした集団を形成しながら、人とかかわる力を育てていくことが大切である。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすることが重要である。

##### 義務教育

義務教育は、その目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」(教育基本法第5条第2項)を規定している。



小学校は、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこと」(学校教育法第29条)を目的としている。この時期は、身近な人から集団へと人とのかかわりを広げながら、みんなのために働くことの意義を理解し、自分の役割を主体的に果たそうとする態度を育成する時期である。また、日常生活や学習に高い目標を立て、希望と目標を持ち努力して達成しようとしたり、自分の特徴に気付き、良いところをのばそうとしたりする時期でもある<sup>\*1</sup>。

これを踏まえ、社会生活の中での自らの役割や、働くこと、夢を持つことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自律性、関心・意欲等の涵養が重要である。

このため、各教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば、児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学など地域社会とかかわる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動すること、これらを「学ぶこと」の意欲につなげることなどが必要である。

中学校は、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと」(学校教育法第45条)を目的としている。この時期は、自我の目覚めや、独立の欲求が高まるとともに、人間関係も広がり、社会の一員としての自分の役割や責任の自覚が芽生えてくる時期である。また、他者とかかわり、様々な葛藤<sup>かつとう</sup>や経験の中で、自らの人生や生き方への関心が高まり、自分の生き方を模索し、夢や理想を持つ時期であり、一方で、現実的に進路の選択を迫られ、自分の意志と責任で決定しなければならない時期でもある<sup>\*2</sup>。このように、中学校の段階は極めて重要であると指摘したい。

これを踏まえ、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。

このため、各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力・態度の効果的な育成を図ることが必要である。

その中で、職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実<sup>じやうじつ</sup>に迫ることが中心的な課題となる。その際、現在既にほぼすべての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえると、活動の効果をより引き出すための

\*1 これまで示されていた小学校におけるキャリア発達段階と課題については、p 129 参照。

\*2 これまで示されていた中学校におけるキャリア発達段階と課題については、p 129 参照。

指導の改善・充実や、円滑に実施するための条件整備を図ることが必要である。

中学校においては、「学ぶことや働くことの意義」などについての学習や体験的な学習が広く行われるようになっており、生徒がより主体的かつ真剣に自らの進路を考え、目的意識を持って進路選択を行うようになってきている<sup>\*1</sup>。しかしながら、進路指導についての中学校の教員と生徒や保護者の認識の差も大きくあり、教員は、生徒や保護者が個性や適性を考える学習を望んでいるという認識を持って、計画的・組織的に進路について指導・援助することが必要である<sup>\*2</sup>。

## 後期中等教育

後期中等教育は、個性や義務教育で培った能力・態度をさらに伸長させるとともに、学校から社会・職業への移行への準備段階として専門性の基礎を育成する段階である。例えば、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」(学校教育法第50条)を目的としている。

この時期は、中学生と比べて更に独立や自律の要求が高まるとともに、所属する集団も増え、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の様々な役割や期待にこたえて円滑な人間関係を築いていくことが求められる時期である。また、自我の形成がかなり進み、人間がいかにあるべきかについて考えるとともに、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や能力をいかす進路を自らの意志と責任で選択し、決定していく時期でもある<sup>\*3</sup>。

これを踏まえ、後期中等教育においては、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の形成・確立が達成されることを目標として設定することが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である<sup>\*4</sup>。

また、専門学科や専修学校高等課程を中心として後期中等教育段階において行われている職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際にも、社会的・職業的に自立するために必要な基盤

\*1 (財)日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」(平成18年3月)

\*2 中学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の期待については、p131参照。

\*3 これまで示されていた高等学校におけるキャリア発達段階と課題については、p129参照。

\*4 高等学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の要望については、p142参照。

となる能力や態度を育てるとともに、一人一人のキャリア発達を促す観点を加えることが必要である。

このような考え方は、後期中等教育に共通するものとするが、高等学校、専修学校高等課程それぞれの充実の在り方は、第4章で詳述する。

### 特別支援教育

特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。

障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入など、適切な指導や支援を行うことが必要である。

その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別の教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。

## (2) 高等教育段階

高等教育は、我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階であり、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会人・職業人として必要な能力や態度を専門分野での学修を通じて伸長・深化させていく段階である。

しかしながら、高等教育機関への進学率が約80%に達しようとしている現在、学生・生徒はキャリア形成の観点からも多様化している。中には、学習の目的が見いだせないままや、将来の社会・職業生活に対する意識が十分でないまま、高等教育機関に入学してくる学生・生徒も存在するのが現状である。

一方で、今日の経済・社会情勢の激しい変化や価値観の多様化が進む現代にあっては、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を養うことはますます重要になっている。

このため、高等教育では、後期中等教育において生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価

価値観の形成・確立が達成されていることを前提に、学校から社会・職業への移行を見据えて、教育課程内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育の充実を目指す必要がある。

その際、高等教育機関は、各学校種の目的及び各学校の教育方針を踏まえた入学者の受入れ方針にのっとり学生・生徒を受け入れ、教育していくことが必要である。他方、必要な場合には、入学後の進路変更など学生・生徒の様々な状況への対応なども重要である。また、産業や雇用などの社会情勢も踏まえることが必要である。具体的には、第5章で詳述する。

#### 4．義務教育段階を中心としたキャリア教育を実践するための方策

##### (1) キャリア教育に関する教職員の意識や指導力の向上

キャリア教育を進める際の課題の一つとして、その意義・必要性に対する教員の理解が不足しているという指摘がある。キャリア教育は、教科・科目等の教育活動全体を通じて取り組むものであり、すべての教職員がキャリア教育を正しく理解し、その意義と必要性を十分に認識するとともに、教職員一人一人が自ら担当する教科・科目や教育活動の中で具体的に実践できる力を高めることが必要である。このため、教職員の研修の充実が必要である。

特に、キャリア教育を具体的に教育課程にどのように位置付けるかは、児童生徒の実態や学校の特性等を踏まえて学校ごとに決定されるべき事柄であることから、カリキュラム・マネジメントの研修は重要であり、国や都道府県等の研修を充実することが必要である。また、児童生徒の個別支援のためには、キャリア・カウンセリングも有効である。このようなカウンセリングは、専門人材を学校へ配置することが考えられるが、日々児童生徒に接している教職員のカウンセリングに関する知識やスキル及びその基盤となる生徒と円滑にコミュニケーションをとるための方法を修得させることが重要であり、そのための研修の充実が望まれる。

さらに、教員養成の段階でキャリア教育に関する必要な知識や指導方法について修得させることも指導力の向上を図る上では効果的と考えられることから、教員養成カリキュラムの中でキャリア教育に関する内容を充実することについて、今後、教員の資質向上方策の抜本的な見直しの中で検討されることが期待される。

##### (2) キャリア教育を効率的に実施するための体制の整備

キャリア教育は、児童生徒に社会や職業との関連を意識させる学習が不可欠であることから、校外の教育資源である地域・社会と協力していかなければ、効果的な指導を行うことは困難である。しかし、校外から学校に協力したいと考えても、学校は一

一般的に“敷居が高い”と思われがちである。

このため、キャリア教育を進めるに当たっては、日々の教育活動に地域・社会の人々にできるだけ参加していただけることを前提とした体制の整備が必要である。その際にまず重要なのは校長のリーダーシップである。その発揮の下、このような活動を学校の取組として定着させるための継続性、社会・職業が変化していく中でキャリア教育の在り方も不断に見直すことができるような機動性、教職員が負担と感じないための効率性などを考慮して、具体的な担当（例えば、主幹教諭、進路指導担当など）を明確にし、各学校で工夫することが必要である。なお、校外との調整については、第7章で詳述する。

### （3）キャリア教育を実践するための教育課程の編成・実施

キャリア教育の実践に当たっては、総合的な学習の時間や特別活動などを活用している学校が多い。しかし、体系的な指針が十分に示されず、教科等の中でも実践する時間が十分に確保されていない場合が多いことから、それぞれの活動が断片的にとどまってしまうたり、学校ごとで取組に偏りができたりするという課題がある。

各学校は、地域や学校及び児童生徒の実態に即し、かつ、体系的・系統的な学びを支援するキャリア教育の確立のため、責任を持ってキャリア教育実践のための教育課程を編成・実施することが必要である。

# 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

## 1. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題

現在、後期中等教育に進学する者が98%を超えており、前期中等教育を終えた者のほとんどが後期中等教育に進学している状況にある。このような後期中等教育の量的拡大に伴い、生徒の能力・適性・希望などが多様化し、これに併せて教育内容も多様化と弾力化を推進してきた。

このような中、高等学校制度は、生徒の多様なニーズに応じた教育を行うことができるよう、各学科や課程が設けられ、多様な内容を様々な方法で学ぶことができる仕組みがとられている<sup>\*1</sup>。

普通科、専門学科、総合学科の生徒数の割合を見ると、昭和40年代は普通科が約60%、専門学科が約40%であったが、現在は、普通科が70%を超え、専門学科が約25%（職業に関する学科については約20%）、総合学科が約5%と、普通科が多くを占める状況となっている<sup>\*2</sup>。また、各学科には、それぞれ次のような課題が指摘されている。

普通科については、卒業者のうち就職する割合が40%を超えていた時もあったが、現在では高等教育機関への進学率が75%を超えている<sup>\*3</sup>。

高等教育への進学希望者の中には、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が強く、多くの生徒にとって、高等学校は高等教育機関へのいわば通過点となり、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学している状況がうかがえる。

一方、普通科から就職する者も依然として多く存在しているが<sup>\*4</sup>、学科別の就職内定状況を見ると、普通科はほかの学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向であり<sup>\*5</sup>、普通科の生徒に対し、職業に従事するために必要な知識・技能をどのように育成するかが課題となっている。

専門学科については、昭和40年代は高校生の約4割が在学していたが、現在は約2割となっている。分野別に見てみると、学科数について、商業や家庭に関する

---

\*1 高等学校制度の概要については、p 133 参照。

\*2 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移については、p 136 参照。

\*3 普通科卒業者の進路状況の推移については、p 134 参照。

\*4 普通科（全日制・定時制）を卒業して就職する者は、6万8599人。これは、高等学校（全日制・定時制）を卒業して就職する者（約19万人）の約36%を占めており、ほかの学科と比べて最も多い人数である。（文部科学省「平成21年度 学校基本調査」より）

\*5 新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移（各年度3月末時点）については、p 110 参照。

学科（いずれも最近10年で約3割減<sup>\*1</sup>）など減少している分野がある一方、福祉や情報に関する学科（平成15年度より導入）、理数に関する学科や外国語に関する学科など職業に関する学科以外の専門学科<sup>\*2</sup>は増加傾向にある。

専門学科卒業者の高等教育機関への進学率は年々増加し<sup>\*3</sup>、現在約4割となっており、高等教育との接続を視野に入れた職業教育の充実が求められている。

一方、専門学科を卒業した者のうち約半数が就職しており、地域産業の中で専門学科の卒業生に対する人材の需要が存在する分野がある一方で、職業人として必要な専門的な知識・技能が高度化している分野があることや、職業が多様化しているにもかかわらず、その対応が不十分などの課題が指摘されている。また、学科により就職内定状況に差が出ており、学科ごとの検討の必要性がうかがえる。

さらに、少子化が進み、高等学校の生徒数が減少する中、各都道府県では公立高等学校の再編が進められているが、普通科と比べ、専門学科が再編の対象の中心となる傾向にあることがうかがえ<sup>\*4</sup>、専門学科が軽視されているのではないかという課題も指摘されている。

総合学科については、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、  
将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること

生徒の個性をいかした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすること

を特色とした、普通科・専門学科という枠にとらわれず、学校が幅広く総合的に選択科目群を開設し、生徒の個性をいかした主体的な選択による学習が可能となるような新たな学科として、平成6年度に導入されたものである。

導入以降、設置数は年々増加しており、教育と職業との接続、生徒の学校から社会及び高等教育機関への円滑な移行について一定の成果を上げている学校が見られる一方、総合学科全体として見た場合、導入当時に期待されていた教育の特色をいかし、その役割を果たすことができているかどうかを含め、現時点での成果と課題の検証が必要であることが指摘されている。

定時制・通信制は、働きながら高等学校で学ぶことを希望する者に高等学校教育を受ける機会を保障するため、昭和23年度に導入された<sup>\*5</sup>。しかし、今日の定時制・通信制には、働きながら学ぶ者だけではなく、中途退学経験者や過去に高等学校教育を受ける機会のなかった者など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が入学している。加えて、社会的・職業的に自立していく上で困難な状況を抱える者も少なくないなど

\*1 平成11年度の時点では、商業に関する学科数は962、家庭に関する学科数は440であったのに対し、平成21年度では、それぞれ、716、308となっている。（文部科学省「学校基本調査」より）

\*2 理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係に関する学科等。

\*3 専門学科卒業者の進路状況の推移については、p134参照。

\*4 高等学校の学科別学科数の推移については、p135参照。

\*5 通信制については、昭和36年の学校教育法の一部改正により、全日制の課程・定時制の課程と並ぶ独立の課程として位置付けられた。

の指摘があり、このような多様な状況に応じた、きめ細かいキャリア教育・職業教育を提供することが求められている。

また、高等学校の中途退学者が年間約6万6千人おり<sup>\*1</sup>、高等学校教育を十分に受けることができている者が存在し、このような者が、若年無業者になる場合や非正規雇用の職に就いている場合が多いのではないかという指摘もなされている。

専修学校高等課程（高等専修学校）<sup>\*2</sup>は、高等学校に比べ、その学校数・生徒数の規模は小さいながらも、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、実践的な職業教育・専門技術教育を行っている。

専修学校高等課程では、平成21年5月現在、全国494校に603学科が設置され、3万7,548人の生徒が学んでいる<sup>\*3</sup>。学科の分野別に見れば、調理、理容・美容を中心とする衛生分野及び准看護師養成を中心とする医療等分野の学科が約半数を占め、これらの学科では1年ないし2年の修業年限としているものがほとんどである。一方、服飾・家政、文化・教養、商業実務、工業などの各分野の学科もそれぞれ一定数あり、これらの学科の多くは3年制で、その大半は大学入学資格付与校としての指定を受けている。

専修学校高等課程においても、現在、生徒の多様化が進み、多様化の傾向は各分野・学科により異なっているほか、1つの学科の中にも、様々な背景をもった生徒が在籍するようになっている。卒業後の進路を見ても、卒業生の約6割が就職し、就職者の8割以上は高等課程で学んだ分野の関係分野へ就職している一方、約3割の生徒は専門学校等の高等教育機関に進学するようになっている。

このような中であって、それぞれの生徒の実態を踏まえつつ、多様な学習ニーズにどのように対応していくかが課題となっている。

## 2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方

後期中等教育段階を卒業する者の主な年齢である18歳という時期は、未成年ではあるものの、社会人・職業人として自立が迫られる時期である。このため、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力・態度を身に付けさせ、これらの育成を通じて、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立させることを、キャリア教育の視点から見た場合の目標として設定し、キャリア教育の取組を一層充実することが重要である。

一方、職業の多様化等に伴い、生徒のキャリア形成に関する環境や意識等の多様化も進んでおり、一人一人の状況に応じた対応にも配慮することが必要である。

\*1 文部科学省「平成20年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。

\*2 専修学校高等課程（高等専修学校）の制度の概要については、p152参照。

\*3 専修学校高等課程（高等専修学校）の学科数・生徒数（学科別）については、p152参照。



また、後期中等教育段階における職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育により職業に円滑に移行する準備を行うという面とともに、新たな職業や、高等教育機関への進学も含めた専門的な知識・技能の高度化に対応した教育により自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からも、その重要性は依然として高い。

このため、専門教育や職業・実生活に必要な能力の育成が始まる後期中等教育段階においては、キャリア教育の視点だけではなく、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業に円滑に移行する準備及び自己の将来の可能性を広げていくことができる職業教育の充実を図ることが重要である。

この職業教育の重要性にかんがみれば、地方公共団体が進めている公立高等学校の再編において、専門学科が統合や縮小等の対象となる傾向にある状況について、地方公共団体は、地域の特色をいかしつつ、職業教育の充実の観点にも改めて留意して考えることが必要である。

また、国や地方公共団体は、職業教育の重要性やその魅力について、今後とも機会をとらえて、中学生や保護者等に対し、積極的に情報提供や意識啓発を行っていくことが必要である。

このように、後期中等教育の段階は、個性や義務教育で培った能力・態度を更に伸長させるとともに、学校から社会・職業への移行の準備段階として専門性の基礎を育成する段階であり、高度な普通教育及び専門教育を施すこととする高等学校の目的や職業若しくは実生活に必要な能力の育成、教養の向上を図ることとする専修学校高等課程の目的を踏まえれば、キャリア教育と職業教育の双方の充実が必要である。

発達障害を含め障害のある生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な理解を深め、職業適性や困難さを乗り越えるための対処方法を身につけ、自立と社会参加に向けて持てる力を伸ばすことができるよう、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育の推進を図ることが重要である。

(今後の高等学校制度の在り方の検討に向けて)

後期中等教育、特に高等学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方を検討するに際して、高等学校教育の多様化の検証という観点から、高等学校教育全般の在り方についての検討が必要であるという意見が出された。

今後、高等学校教育全般について総合的に検討する際には、本特別部会における議論も踏まえ、例えば、社会・産業の急速な変化により一層迅速かつ柔軟に対応する観点から、学習指導要領の専門教科・科目等の在り方や、普通科、専門学科、総合学科の各学科の在り方などについても検討を加えていく必要があると思われる。

### 3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

#### (1) 各学科に共通する課題、特に普通科の課題と改善の方向性

##### 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の重要性

高校生の約半数が、進路を考えると「自分がどうなってしまうのか不安になる」と回答しており、「自分の可能性が広がるようで楽しい」と回答した者を大きく上回っているという調査がある<sup>\*1</sup>。この調査では、進路選択に関する気掛かりについて、「自分に合っているものがわからない」と回答した者が約37%、「やりたいことが見つからない、わからない」と回答した者が約32%、「社会に出ていく能力があるか自信がない」と回答した者が約25%となっている<sup>\*2</sup>。このような傾向は、職業を意識した時期が遅いほど顕著に出ているという調査結果もある<sup>\*3</sup>。

また、高等学校までに職業を意識したことがない大学1年生が約3割いるという調査結果があるように<sup>\*4</sup>、進学という進路を検討するに当たって、将来の社会での姿を思い描けていない者が多くいることがうかがえる。このような学生は、大学への進学理由も「すぐに社会に出るのが不安だから」「自由な時間を得たいから」「周囲の人がみな行くから」と考えている学生が比較的多く、この傾向は、職業を意識した時期が遅いほど顕著に出ている<sup>\*5</sup>。大学生の職業に関する意識について、高等学校卒業以前に職業を意識した者が、大学入学後に考えた者やまだ考えていない者に比べ、「将来についてはっきりした目標をもっている」割合が高く<sup>\*6</sup>、高等学校卒業以前で職業を意識することが、将来の目標を持つことにつながっていることがうかがえる。

高等学校卒業後、就職しても3年以内に早期離職する者が約44%存在している。離職理由としては、「仕事が向いていない」「職場の人間関係」といった項目が挙げられることが多い<sup>\*7</sup>。また、20～24歳（在学者を除く）における正規雇用者の比率の推移を見ると、大学卒や短期大学・高等専門学校・専門学校卒と比べ、高等学校卒の比率は上がっていない<sup>\*8</sup>。

\*1 進路を考える時の高校生の気持ちについては、p119参照。

\*2 進路選択に関する高校生の気掛かりについては、p119参照。

\*3 進路を選択するときの悩み（職業を意識した時期別）については、p120参照。また、高校生の約69%が、将来働くことについて気掛かりなことがあると回答している調査もある。そのうち、「就きたい職業に就くことができるだろうか」と考えている者が約63%、「職場の人間関係がうまくいだろうか」と考えている者が約43%など、就きたい職業にどのようにすれば就けるのかという道筋が分からないと考えている者や職場の人間関係に不安を感じている者が多い一方、「就きたい職業が思いつくだろうか」という者も約27%いる。詳細については、p120参照。

\*4 大学1年生が職業を意識した時期については、p115参照。

\*5 大学への進学理由（職業を意識した時期別）については、p116参照。

\*6 大学生の職業に関する意識（職業を意識した時期別）については、p116参照。

\*7 職業を離職した理由については、p122参照。

\*8 20～24歳（在学者を除く）における正規雇用者の比率の推移（男女別）については、p109参照。

このような現状を踏まえると、社会人・職業人としての自立が迫られる時期である高等学校におけるキャリア教育の充実は、喫緊の課題である。

キャリア教育は、既に多くの学校で取り組まれており、多様な活動が行われている。高等学校が多様化する中、各学校の工夫により生徒の実態やニーズに基づいた多様な活動が行われることは望ましいことである。しかし、依然として何も行っていない学校が見られるとともに<sup>1</sup>、職業教育とキャリア教育を混同し、単に職業教育を行えばキャリア教育を実施したことになると考えている事例があるという意見がある。また、高等学校のキャリア教育として、何を目指しているのかが必ずしも共通なものになっていないために、その重要度が十分認識されておらず、また、適切なキャリア教育が行われていないという指摘もある。

一方で、平成21年に改訂された高等学校学習指導要領では、平成22年度から先行実施されている総則において「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」が明示された。

また、平成22年4月からは公立高等学校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が実施され、社会全体で教育費を負担し、生徒の学びを支援することを通じて、生徒が社会を構成している一員としての意識を持ち、社会の発展へ貢献することなどの意欲を涵養<sup>かんよう</sup>することをその目的の一つとしており、キャリア教育の推進と共通する趣旨を持つものでもある。

このような現状を踏まえ、高等学校におけるキャリア教育の在り方を明らかにすることが必要である。そして、教育委員会等は、キャリア教育の意義を十分に踏まえ、各高等学校の実態を踏まえた効果的な指導・助言を行うことが期待される。

#### (普通科におけるキャリア教育)

普通科に通う高校生に尋ねた調査によると、普通科に入学した動機として「自分の学力にあってから」と回答した者が約60%に対し、「自分の個性を伸ばすことができると思うから」、「自分のやりたい勉強ができると思うから」と回答した者がそれぞれ約12%と、普通科を選択するに当たって、自分の個性や将来と余り結び付いていないことがうかがえる。このことは、職業学科と比べても顕著に差がある<sup>2</sup>。

また、これまで見たように、普通科に在学する生徒に多い進学希望者の中には、在学する生徒に将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする

\*1 (株)リクルート「2008年 高校の進路指導・キャリア教育に関する調査」によると、「キャリア教育は特に行っていない」と回答した高等学校の割合は約13%。

\*2 高等学校に入学した動機(学科別)については、p118参照。

傾向が高いことがうかがえる。また、学科別の就職内定状況を見ると、普通科は他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向である。これらを踏まえると、特に普通科におけるキャリア教育の充実を優先的に検討していくことが必要である。

確かに、変化の大きな社会の中では、高校生の段階で自らの将来を設計しても、その後変化していくことは当然である。しかし、そのことは高校生の段階で自らの将来のことを考える必要はないということではなく、これから数多く経験するであろう人生の岐路を乗り越えるため、高校生の段階で、自らの将来を真剣に考え、それに必要な情報を取捨選択・集積・分析し、熟慮の上に責任を持った判断をする過程を経験させることが重要である。職業への意識を早期に持った者が、進路選択や大学等への進学理由などを明確に持っている傾向があるという調査もあるように、高等教育機関へ進学する者が多く占める学校においても、キャリア教育を充実することは必要である。

#### （自立への支援が特に必要な生徒等とキャリア教育）

中途退学等に現れるように、高等学校を卒業しないまま社会・職業に円滑に移行できないおそれがある生徒など、個々の生徒のキャリア形成に対する支援が特に必要な学校では、学科を問わず、個々の生徒が持つ特性等の伸長を図る観点から、教科・科目の選択に当たって適切な履修指導を行うことと併せ、キャリア教育の取組を充実し、このような生徒への適切な支援を行っていくことが必要である。

また、学校の授業を十分に理解することができていない生徒も存在し、このような者が中途退学につながっていく場合もある<sup>\*1</sup>。さらに、様々な課題を抱え職業に対する知識や準備ができないまま社会に出る生徒もいる。このように、自立への支援が特に必要な生徒も存在する実態を踏まえ、基礎学力の育成を十分に図ることや、現場実習や就業体験を含んだ実践的な教育を増やして職業に必要な能力を育成することが必要であり、キャリア教育の取組の充実により、学習意欲の向上につなげていくことが、学校への定着を図るという観点からは重要である。

#### 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の推進方策

高等学校段階においては、自らの将来のキャリア形成を自ら考えさせ、選択させることが重要である。これまでの検討を踏まえると、高等学校においても、学習指導要領を着実に実施するとともに、キャリア教育の視点からは、特に学科や卒業後の進路を問わず、現実的に社会・職業の理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などを行うため、これらを指導計画に位置付けて実施することが必要である。このため、各学校では、次のような観点を踏まえた学習に取り組むことが必要である。

第一に、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度を育成する

\*1 高等学校を中途退学する理由については、p 121 参照。

ことである。高等学校の時期は社会人・職業人として自立が迫られる時期であるという側面から見て、社会人・職業人に共通して必要な能力や態度の育成がとりわけ重要な意味を持つ。この能力や態度の育成は、新たな教育内容を付加するというよりも、本来は現在行っている教育の中で行われるべきものであるが、これまでは十分に意識されてこなかったともいえる。この能力や態度を各学校でどの程度育成するのか、地域や学校、生徒の実態に即しつつ、学校ごとに到達目標を明確に設定することが求められる。

第二に、キャリアを積み上げていく上で必要な知識等を、教科・科目等を通じて理解させることである。特に、高等学校段階は、学校と家庭以外での生活や社会の中での活動が増える時期にもかかわらず、現在の高校生は社会の仕組みや様々な状況に対処する方法を十分には身につけていないと指摘されており、知識として学ぶことと体験を通して学ぶことの両面から、現実社会の厳しさも含めて、一人一人の将来に実感のあるものとして伝えることが特に重要である。

その際、例えば、公民科や家庭科等を通じて、今日の社会が分業によって成り立っており、職に就き、働くことを通じてその一端を担い、人々が相互に支え合っていることを理解すること、労働者としての権利や義務、雇用契約の法的意味、求人情報の獲得方法、人権侵害等への対処方法、相談機関等に関する情報や知識などとともに、人の一生の中で大きな要素となる「仕事」と「家庭生活」の調和の取れたライフスタイルを創造するために必要な知識などを学習することが必要である。その際、これらの知識は、一人一人の将来に直接かかわる実感のあるものとして伝えることが特に重要である。

第三に、卒業生・地域の職業人等とのインタビューや対話、就業体験活動などの体験的な学習の機会を、計画的・系統的なキャリア教育の一環として十分に提供し、これらの啓発的な経験を通して、進路を研究し、自己の適性の理解、将来設計の具体化を図らせることである。具体的に人や現場を通して、自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を経験させ、自らの将来を考えさせることが効果的と考えられる。

第四に、これらの学習を通して、生徒が自らの価値観を形成し、とりわけ勤労観・職業観を確立できるようにすることである。自らの人生の中で「働くこと」にどれだけの重要性や意味を持たせるのかは、最終的には自分で決めることである。その決定の際に中心となる勤労観・職業観も、押しつけられるものではなく、様々な学習や体験を通じて自らが考えていく中で形成・確立されるものである。これまで指摘してきたような学習を通して、働くことの重要性や意義を理解し、生徒一人一人がそれぞれの勤労観・職業観を確立し、人生観・社会観などを含んだ価値観を形成できるようにしていくことが必要である。

#### (キャリア教育を行う時間の位置付け)

ここで示した4つの観点を踏まえた学習を行う時間として、総合学科では、自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技能等を習

得させるため、原則として履修させるべき科目として「産業社会と人間」<sup>\*1</sup>が設けられている。

また、総合学科以外の多くの学校では、総合的な学習の時間や特別活動などの中で行っているのが現状である。しかし、実態としては、この4つの観点を踏まえた学習の内容の一部のみが行われている場合が多く、これらの学習を確実に行うためには、「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような中核となる時間を、高等学校の教育課程に明確に位置付けることも考えられる。

「産業社会と人間」について高等学校等・教育委員会に行った調査によると、現在、「産業社会と人間」で実施している教育活動としては、社会人・職業人や卒業生、地域の方々による講話や懇談、各教科・科目の履修計画の作成、職業に関する知識等の修得、ライフプランの作成・発表などを中心に実施しており<sup>\*2</sup>、啓発的な経験を通して、進路の研究や自己の適性の理解、将来設計の具体化等を図っていることがうかがえる。

また、これらの教育活動を実施したことによる成果としては、「自己の将来の生き方・働き方や進路について考察することができている」(学校：約98%、教育委員会：100%)、「自己の能力・適性、興味・関心を知ることができている」(学校：約94%、教育委員会：約97%)、「『学ぶこと』『働くこと』への意欲や積極的な態度を育成することができている」(学校：約85%、教育委員会：約92%)、「社会に積極的に寄与する意欲・態度を養うことができている」(学校：約83%、教育委員会：約77%)ことが当てはまると回答した学校・教育委員会が多く<sup>\*3</sup>、社会人・職業人に共通して必要な能力や態度の育成等につなげようとしている活動が行われていることがうかがえる。

一方、「産業社会と人間」で実施している教育活動として、約85%の学校が「職業に関する知識等の修得」を挙げている。他方、「産業社会と人間」の活動と各教科・科目等の活動の関連を尋ねたところ、例えば、公民科(約7.8%)、家庭科(約4.6%)と関連させている学校はわずかであり、約12%の学校が「いずれの教科・科目等にも関連付けていない」と回答している<sup>\*4</sup>。キャリアを積み上げていく上で必要な知識等は、教科・科目等を通じて修得し、それを「産業社会と人間」などの時間を活用して、自らのキャリア形成に関連させて理解することが重要であるが、「産業社会と人間」を実施している学校でも十分な取組ができていないといった課題もうかがえる。

\*1 「産業社会と人間」の概要については、p143、取組例については、p196・197参照。なお、「産業社会と人間」は、総合学科以外の学科では学校設定教科に関する科目として設けることができ、その開設状況(平成19年度)は、普通科では約0.8%、専門学科では約0.7%である。(文部科学省「平成19年度 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」より)

\*2 「産業社会と人間」で実施している教育活動については、p143参照。

\*3 「産業社会と人間」を実施したことによる成果については、p144参照。

\*4 「産業社会と人間」と関連付けて実施している教科・科目等については、p145参照。

また、「産業社会と人間」の指導体制について、約47%の学校が「校内に『産業社会と人間』に関する委員会等の研究・推進組織を設けている」と回答し、約30%の学校は「ホームルーム担任が中心となって指導計画を作成し、授業を行っている」と回答している<sup>\*1</sup>。他方、「産業社会と人間」を実施する上での課題として、「専任の教員が明確になっていないため、学校として組織的・計画的な指導を行うことが難しい」と回答する学校(約33%)・教育委員会(約52%)、また、「産業社会と人間」の改善・充実を図るための方策として、「各学校において、校内に『産業社会と人間』に関する委員会等の研究・推進組織を設けた方が良いと考える」と回答する学校(約51%)・教育委員会(約60%)や、「各学校において『産業社会と人間』の専任教員を設けた方が良いと考える」と回答する学校(約41%)・教育委員会(約30%)が多い<sup>\*2</sup>。このように、ホームルーム担任が個々に担当するのではなく、学校全体の体系的な取組として実施するための担当組織や教員の整備が課題であることがうかがえる。

「産業社会と人間」については、実施することの意義を認めている学校・教育委員会がほとんどを占めている<sup>\*3</sup>。今後、このような成果・課題を踏まえて、高等学校の教育課程に、「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような中核となる時間を明確に位置付けることについて、更に検討が必要である。

ただし、これらの学習は既に在籍している生徒にも必要な緊急な課題であることを踏まえると、各学校は、地域や学校及び生徒の実態に即したキャリア教育を実践するために、これらの学習を取り入れてキャリア教育の中核としつつ、責任を持って関連性・系統性を意識した教育課程を編成・実施することが必要である。

その際、キャリア教育の視点が授業を変えるきっかけを作るという視点に立ち、特に教科の中での学習活動を充実することが重要である。各教員は教科指導に当たって、キャリア教育の視点を取り入れるように努めるとともに、指導の在り方の研究や教材の開発、取組事例の収集・情報提供などを充実していくことが望まれる。このような教科活動も含めた教育活動をつなぐことを通じて、教育活動全体の見直しや体系的な取組が行われると考える。

#### (就業体験活動<sup>\*4</sup>の取扱い)

高等学校在学時に就業体験活動を実施してほしかったという卒業生が約43%いるという調査もあり<sup>\*5</sup>、高等学校における就業体験活動を効果的に活用することが必要である。その際、中学校で多くの生徒が職場体験を経験していることを踏まえると、

\*1 「産業社会と人間」の指導体制については、p145参照。

\*2 文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」より。

\*3 「産業社会と人間」を実施することの意義については、p146参照。

\*4 公立高等学校における就業体験活動の実施状況については、p140参照。

\*5 高等学校在学時に実施してほしかった体験活動(学科別)については、p142参照。

高等学校においては、将来進む可能性のある仕事や職業に関連する活動をいわば試行的に体験することにより、それを手掛かりに社会人・職業人への移行準備を行うことが中心的な課題となる。

高等学校の教育活動の中で就業体験活動を行うことのできる時間は、総合的な学習の時間、特別活動、産業社会と人間、教育課程外での活動の単位認定などが考えられる。このため、目的や対象とする生徒などを具体的に意識した上で、活動させる時間を設定することが必要である。

また、実施期間について、5日以上の場合の方が5日未満の場合に比べて効果が高いという調査結果もある<sup>\*1</sup>。このような長期間の就業体験活動を促進するためには、実施する時間の確保とともに、受入先の調整などの条件整備を図ることが必要である。受入先の調整等については、第7章に詳述する。

活動先については、就職を希望する関係分野の企業等に限らず、進学希望者であっても「大学等の向こうにある社会」を意識させ、自己の将来について考えさせるという観点から、大学等の研究機関、行政機関、医療機関など、地域や各学校の生徒の実情等に配慮し、幅広く開拓することが必要である。

#### 普通科における職業科目の履修機会の確保

このような各学科に共通したキャリア教育の充実を進めるとともに、普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、職業生活を送るための基礎的な知識・技能に関する学習機会の充実に努めることが必要である。

平成21年度現在、普通科の約65%が家庭、商業といった教科を中心に何らかの職業科目を設定している<sup>\*2</sup>。しかし、これらの履修の多くは、履修指導が十分に行われないまま、生徒の選択に任されていることなどにより、必ずしも職業や自らの生活や将来を考えると結びついていないことが考えられる。このようなことは、普通科の生徒で将来の職業を意識している者が専門学科と比べ少ないという調査結果などにもうかがえる。

このため、普通科における職業科目の履修は、より具体的な職業との関連を意識した学習を通じたキャリア教育の実践にもなることを十分考慮しつつ、各学校における教育課程上の位置付けや履修指導の方法等の見直しを図り、効果的に活用していくことが必要である。

また、普通科の中でも卒業時の就職を念頭に職業科目を履修させる場合は、できるだけ早い段階から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履

---

\*1 高等学校における就業体験活動の効果（実施期間別）については、p141参照。

\*2 公立高等学校の普通科における職業教科の開設状況については、p146参照。



修させるほか、必要に応じて類型を設けることなどにより、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要である。

例えば、就職希望者が多い高等学校において、地元の企業・施設との協力の下、学校設定教科として、企業実習や社会で必要とされるコミュニケーション能力を養うことを目的とした科目を設け、職業教育を行っている事例<sup>\*1</sup>もある。

普通科においてどのような職業科目を履修させるのがよいかは、生徒の特性・進路等により、また、各学校の指導教員、施設・設備等の人的・物的条件等を考慮して決定することが必要である。なお、このような教育を進めるに当たっては、校内の職業科目を担当する教員の主導的な役割が期待されるとともに、地域における高等学校の配置の状況や施設面での対応状況を踏まえ、近隣の専門学科・総合学科と積極的に連携することが可能な場合は、そのような取組を進めていくことも考えられる。

また、教員や施設の問題などにより、普通科で職業科目を設定することが難しい場合もある。このような場合には、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校での学習や一定の条件を満たした技能審査<sup>\*2</sup>などを利用し、職業に関連する学修を学校外の学修として単位を認定する制度の積極的な活用も考えていく必要がある。

### 進路指導の改善・充実

進路指導は、本来、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路選択・計画をし、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。

このような進路指導のねらいは、高等学校におけるキャリア教育の目指すところとほぼ同じであるが、実際に学校で行われている進路指導においては、進路指導担当の教員と各教科担当の教員との連携が多くの学校において不十分であること、一人一人の発達を組織的・体系的に支援するといった意識や姿勢、指導計画における各活動の関連性や系統性等が希薄であり、子どもたちの意識の変容や能力・態度の育成に十分結びついていないことといった指摘がある。

このため、各学校は、自校におけるこれまでの進路指導の実践をキャリア教育の視点からとらえ直し、その在り方を見直すことが必要である。

---

\*1 高等学校普通科における職業教育の実践例については、p 198 参照。

\*2 受検者が有する特定の知識や技能の程度を判定する審査のこと。(例：TOEIC、機械製図検定、簿記検定)

## (2) 専門学科における職業教育の課題と改善の方向性

### 専門学科における職業教育の重要性

高等学校は、以前は、就職者数で見れば高等教育機関を超える就職者数を輩出し<sup>\*1</sup>、我が国社会の発展を支える原動力となってきた。その中でも専門学科は、職業との関連が深い実践的な教育を行うことにより、専門的な知識・技能や創造性、応用力等の育成を行い、普通科とは異なる魅力のある教育を展開してきた。

また、我が国の経済成長の中で、科学技術振興や中堅産業人の育成などの社会的要請にこたえるため、これまでも、工業や農業に関する学科などの拡充・整備を図るとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズに対応してきた。今後も、専門学科は、我が国の社会の変化や産業の動向等に対応した職業教育を行う機関としての役割を果たしていくことが必要であり、国及び地方公共団体は、その責務として、職業教育の振興を図るように努めなければならない。

現在の専門学科が置かれている状況は、職業の多様化、職業人として求められる知識・技能の高度化への対応が求められており、職業人としての自己学習力や社会の中で自らのキャリア形成を計画・実行できる力などの育成が必要である。

地域の産業・社会の人材育成と結び付きの強い専門学科の活性化は、地域の活性化に貢献してきた。ただし、専門学科の卒業者のうち就職者の就職状況をみると、職業別では生産工程・労務作業者、産業別では製造業が突出しており、昭和40年代と比較すると、一部の学科を除いて学科と職業との関連性は弱まっている傾向にある<sup>\*2</sup>。

このため、地域の産業・社会においてどのような人材が求められているのかを把握し、また、例えば、都道府県ごとに高等学校卒業者の就職割合や地元への就職状況が異なっていることなどにも留意しつつ<sup>\*3</sup>、その需要にこたえていくため、地域との連携・交流を一層深めるとともに、そのことを通じた実践的な教育や外部人材の協力を得て教育活動等を充実することが必要である。

これらを踏まえると、今後の専門学科は、次のような人材の育成を中心に考えることが必要である。

---

\*1 各学校卒業者の就職者数の推移については、p 105 参照。

\*2 高等学校卒業者の職業別・産業別就職割合の比較については、p 137 ~ 139 参照。

\*3 高等学校卒業者の就職率（都道府県別）については、p 137 参照。

- ( ) 卒業後更に高度な知識・技能を身に付け、将来の専門的職業人として活躍できる人材の育成<sup>1</sup>

経済のグローバル化や国際競争の激化、産業構造の変化、技術革新・情報化など、職業人として必要とされる専門的な知識・技能は拡大・高度化している。

このような状況も影響して、より高度な知識・技能を身に付けることを目的に、高等教育機関への進学を希望する者が増加している。一方、企業としても、早期に従業員を確保し、自ら高度な知識・技能を身に付けた者を育成するため、高等学校卒業の時点で人材を確保しようとする企業も存在している。

このように、卒業後の進路を問わず、専門学科においては、将来にわたって職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応できるような力の育成が求められている。

また、社会・産業が高度化・複雑化する中、新しい分野・職業が日々生まれている。このような職業の多様化に対応できるような人材の育成も求められている。

- ( ) 卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材の育成<sup>2</sup>

専門学科は、職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応する一方、地域の様々な産業・社会を担う人材を輩出する観点からは、業務を着実に遂行していくことができるような能力を持った者を育成することが求められている。

このようなニーズに対しては、それぞれの職業に就くに当たって、必要な基礎的・汎用的<sup>はんよう</sup>能力や専門的な知識・技能を備え、あるいは、今後このような能力が伸びていく可能性を有しているとともに、自立して行動できる態度・価値観を持ち、それらの能力等を生涯にわたって発揮できることが重要である。

#### 専門学科における職業教育の推進方策

このような人材の育成を踏まえ、主として職業教育のスタート段階である高等学校では、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させることが重要である。その際、職業の多様化へ対応するためにも、一定の専門分野に共通する知識・技能を身に付けられるような配慮も必要である。

平成21年3月に告示された新高等学校学習指導要領では、各教科において、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させる観点から科目構成の見直しや内容の

\*1 実践例については、p199参照。

\*2 実践例については、p200参照。

改善が行われた。各学校では、新学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、各教科・科目においていわゆる座学と実験・実習の有機的な連携を図り、基礎的・基本的な知識・技能の一層の定着を図るとともに、「課題研究」等の実践を通して、問題解決能力や自発的・創造的な学習態度の育成の充実に努めることが必要である。

また、地域の産業・社会を担う人材を育成するためには、学校を卒業しても自らの力を発揮できるような実践性が必要である。このため、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域・社会との連携を図り、体験的な学習や地域企業と連携を図った現場での長期間の実習などを通じて、実践的な教育活動を積極的に実施することが必要である<sup>\*1</sup>。

さらに、社会・産業の急速な変化に迅速かつ柔軟に対応する観点から、各学校は、地域の産業・社会の動向を踏まえつつ、教育課程を不断に見直していくことが必要である。

#### 職業教育の質の保証・向上と成果の積極的な評価

専門学科における職業教育を高等教育や企業につなげていく観点から、教育内容の質を高める研究を進めるとともに、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策が必要である。

具体的には、職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と高等学校における教科・科目との関連性を明確にし、その過程の可視化・明確化を図る取組の充実や、実技等を取り入れた各種検定試験制度を積極的に活用することが必要である。

また、職業教育に関する学習成果を客観的に評価する指標を設けるなどの取組が必要であり、その際、各分野により事情が異なることを踏まえ、例えば、各専門学科の校長会等が中心となって取り組むことが期待される。

さらに、高等教育機関は、入学者選抜において、専門学科・総合学科の卒業生を対象とした選抜の実施<sup>\*2</sup>や資格・検定の取得状況、競技会における実績の考慮など、職業教育に関する学習について積極的に評価する配慮・工夫を行うことが望ましい。

#### 専門学科における職業教育の充実のための環境整備

( ) 成長分野等の人材を育成する専門学科の重点的整備と地域のネットワーク化

今後、成長が期待される情報通信・介護・農林水産などの分野を支える人材を育成

---

\*1 実践例については、p 2 0 1 参照。

\*2 大学における専門高校・総合学科卒業生入試の実施状況については、p 1 4 7 参照。

していくことは、我が国の持続的な成長を支える基盤を作る上で必要不可欠であり、そのためには、その教育の場となる専門学科の施設・設備や教員の確保を重点的に図ることが必要である。その際、地域や更に広域の産業圏によって産業や雇用の状況は大きく異なるため、成長が期待される分野の特色についても、実情がより異なってくるものと考えられる。このため、地域・産業圏にある企業や関係機関等との密接な連携の下、そのニーズに対応した学科の整備や教育課程の編成を行うことが必要である。この場合、必要に応じて県を越えた連携を検討することも必要である。

また、職業教育は、キャリア教育の充実という観点からも重要なものであり、社会的・職業的自立を促す上で極めて有効である。このため、地域の普通科・総合学科におけるキャリア教育・職業教育の充実や、小学校・中学校におけるキャリア教育の充実を目的として、例えば、学校間連携により、普通科等における職業教育の充実や出前授業によるものづくり教室の開催など専門学科を拠点とした地域のネットワーク化を図ることも有効であると考えられる。

#### ( ) 教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

専門学科における職業教育の充実のためには、教員の指導力の向上を図ることが必要である。このため、地域・社会と連携しつつ、企業等へ教員を派遣したり、最新・高度な技術・技能を有する者を学校に招いて講習会を実施したりするなど、職業教育に関する研修の機会を充実していくことが必要である。また、教員が企業等で研修を行うことは、企業等の現状や求められる技術・技能等を認識することに大きな効果が期待される。

また、地元企業を退職した熟練の技術・技能を有する者など、実務経験を有する者が学校現場で指導することも必要である。このため、教員採用に当たり、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や、特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度<sup>\*1</sup>・特別免許状制度<sup>\*2</sup>の活用や、チームティーチング等による専門学科の取組を促すことが考えられる。

今後、教員の資質向上方策の抜本的な見直しを行っていく中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。

#### ( ) 施設・設備等の改善・充実

専門学科の生徒に専門的な技術・技能を身に付けさせるためには、施設・設備の改善・充実が重要であることは論を待たない。特に、公立専門学科を設置する主体である地方公共団体は、その責務として、施設・設備の改善・充実に努めなければならない。

---

\*1 特別非常勤講師制度については、p 147 参照。

\*2 特別免許状制度については、p 148 参照。

一方、国や地方公共団体の財政が厳しい現状においては、効率的・効果的な方策を検討することが必要である。例えば、農業、工業、商業などの分野ごとに拠点校を設け、先端的な施設・設備を整備し、県内の職業教育のセンター的な役割を果たすような取組を行っている県がある。また、ある水産高校では、ほかの県の水産高校にある施設を借りて潜水や海洋実習を行うなど、県を越えた連携が行われている<sup>1)</sup>。さらに、地元企業の施設を活用し、学校の施設では十分な指導ができない部分を補完している工業高校の事例もある。

これらは、地方公共団体の取組の一例であるが、各地方公共団体では、施設・設備の改善・充実を図る際、それぞれの地域の実情に合った方策を工夫していくことが必要である。なお、これらの実施に当たっては、利用計画や教職員の配置等の体制を整備するなど、十分な教育効果が発揮されるような配慮が必要である。また、生徒の安全面に考慮した施設・設備の更新や、消耗品費の確保についても配慮が必要である。

また、専門学科を拠点とした地域のネットワーク化や地域・社会との連携に積極的に対応できるよう、施設の相互利用・共同利用に加えて、地域・社会の様々な人材を受け入れた利用を可能とする施設計画が望ましい。

なお、施設・設備等の改善・充実については、我が国全体として、学校環境をどのように整備していくのかという中で、総合的に検討していくことが期待される。

### (3) 総合学科の成果と課題

#### 総合学科を導入したことによる成果

総合学科を導入したことによる成果として、「生徒が将来の職業選択を視野に入れ、自己の将来の生き方・働き方や進路について自覚を深めることができている」「個性をいかした主体的な学習を通じ、生徒が学ぶことの楽しさや成就感を体験することができる」「生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教育活動を実施することができる」ことを挙げる学校・教育委員会が多くを占めており<sup>2)</sup>、ほとんどの学校において、導入当時に期待されていた教育の特色を理解した活動を実施していることがうかがえる。

また、「キャリア教育を組織的・計画的に推進することができる」ことを挙げる学校・教育委員会も多く、キャリア教育を推進するに際して、総合学科の特色を適切に活用することができる学校が多いことがうかがえる。

---

\*1 実践例については、p 202 参照。

\*2 総合学科を導入したことによる成果については、p 148・149 参照。

さらに、総合学科に在籍する生徒に、総合学科で学ぶことへの満足度を尋ねたところ、「満足」「ほぼ満足」と回答した者が約80%を占めており<sup>\*1</sup>、生徒の満足度は比較的高いことがうかがえる。

### 総合学科の課題

総合学科の課題としては、「生徒が目的意識や将来の進路への自覚を持っていないため、主体的な科目選択を行わせることが難しい(安易な科目選択を行う傾向にある)」ことを挙げる学校・教育委員会が多くある<sup>\*2</sup>。

一方、総合学科に在籍する生徒は、総合学科の特色として「自分の進路について学び、じっくり考えることができる」と考えている者が多い(約76%)にもかかわらず<sup>\*3</sup>、総合学科に満足している点として「進路等に目的を持つことができる」ことを挙げる者は少なくなっている(約29%)<sup>\*4</sup>。

また、「中学生及びその保護者の総合学科に対する理解や認知度が低い」「中学校の教職員の総合学科に対する理解が不十分である」ことを挙げる学校・教育委員会も多い。一方、「高等学校の教職員の総合学科に対する理解が不十分である」ことを挙げる学校・教育委員会も多い。

さらに、「様々な教科・科目を開設しているため、他の学科と比べて教職員の負担が大きい」「教員数が十分でないため、多様な教科・科目を開設することが難しい」ことを挙げる学校・教育委員会が多く、「生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教育活動を実施することができている」という成果を挙げるためには、教職員組織の効率的な運営や必要な体制整備が求められていることがうかがえる。

### 総合学科の今後の在り方

これらを踏まえると、各学校においては、総合学科の特色をいかした教育活動に取り組んでいる一方、総合学科の本来の目的である、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための学習を進めることが難しい状況にあるなど、その特色をいかすための教育活動を更に充実するための方策を図ることが必要であることがうかがえる。

このため、各高等学校・教育委員会においては、高等学校の教職員の総合学科に対する理解を促進するとともに、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための教育活動の充実や、そのための教育環境の充実に努めることが必要である。

---

\*1 総合学科で学ぶことへの満足度については、p149参照。

\*2 総合学科の課題については、p150参照。

\*3 総合学科の特色についての生徒の認識については、p151参照。

\*4 総合学科に満足している点については、p151参照。

また、中学生やその保護者、教職員といった中学校関係者等に、総合学科の教育活動等を理解していただくため、総合学科における教育活動や生徒の学習成果等について、地域の中学校等に対して積極的な情報発信を行い、理解の促進に努めるとともに、中学校の進路指導に当たっては、総合学科に対する知識や理解を深めた上で行うことが必要である。

さらに、総合学科の本来の目的である、普通教科・専門教科ともに幅広く開設し、生徒が主体的に選択して学習するという教育を実施するためには、生徒に将来の進路への自覚を促し、多様な分野の学習機会を保障するための条件整備が不可欠である。このため、総合学科を設置する地方公共団体等においては、このような必要性を十分踏まえた取組が必要である。特に、「産業社会と人間」をはじめとするキャリア教育を担当する力量のある教員の配置、学校外の人材や学習機会の積極的な活用、多様な専門教科・科目を開設するのに十分な学校規模の確保、多様な専門性を持った教員の配置、施設・設備の充実等について、高等学校の組織再編や適正配置を進める中で十分に考慮していくことが必要である。

#### 4 . 特別支援学校高等部におけるキャリア教育・職業教育の充実

特別支援学校高等部においては、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育を行うことが必要である。

障害のある生徒の就労拡大に向けた関係者の取組は進みつつあるものの、平成21年3月に卒業した特別支援学校高等部（本科）の卒業生のうち、就職した者の割合は2割強と依然厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、新しい特別支援学校高等部学習指導要領では、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関し、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されるとともに、特別支援学校高等部（知的障害）の専門教科として「福祉」が新設された。各学校においては、学習指導要領の見直しを踏まえ、時代のニーズに合った就労につながる職業教育に関する教育課程の見直しや就労に向けた支援方法の開発を推進することが必要である。

また、第3章にも述べたように、個々の生徒の個性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入など、適切な指導や支援を行うことが必要である。

その際、学校は個別の教育支援計画を活用して、進路指導の充実に努めるとともに、現場実習先や就労先の拡大のため、特別支援学校や教育委員会に学校・企業間の橋渡しを行う職員等を配置することや、専門的な技術の習得などのため、農業高校や工業高校等との連携交流を図ることが、職業教育・就労支援を充実する上で有効である。



## 5 . 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性

職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育など、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間をにおいて、カリキュラムや施設の相互利用など連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。

さらに、分野によっては、修業年限3年の本科における高等学校教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産などの分野においては、職業に必要な資格取得などに関連して、高等学校専攻科<sup>\*1</sup>を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するか検討することが必要である。

### (1) 専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性

専門学科が、専門的な知識・技能の高度化に対応するためには、専攻科を置く専門学科など、専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性について検討することが必要であり、まずは、各地域において、どのような潜在的ニーズがあるのかを把握することが必要である。

その際、設置基準の違いや学習指導要領、教科書検定、教員免許状制度の有無など高等学校と高等専門学校との制度上の違いがあること、高等学校の専門学科が普通科に併設されている場合が多いことなども十分考慮するとともに、把握されたニーズを踏まえた効果的な支援方策等についても検討が必要である。

### (2) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続

流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部卒業後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要であり、生徒のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、専修学校専門課程（専門学校）、高等学校・特別支援学校高等部専攻科など多様な場が用意されていることが大切である。

\*1 高等学校専攻科の概要については、p 139 参照。

このうち、高等学校・特別支援学校高等部専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されているが、今後は、これまでの教育機会を提供することに加え、地域と連携して、普通科等の卒業者に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深めた職業教育を実施したりすることにより、地域の人材ニーズに対応した専門的職業人の育成を担うものを中心として、その役割・位置付けを明確化するとともに、その拡充を図ることが必要である。

その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格などが規定されているが、教育課程や授業時数などの基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としてより明確な位置付けをするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。

また、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別支援学校高等部専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。

高等学校・特別支援学校高等部専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育の社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学習の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討することが必要である。

また、高等学校・特別支援学校高等部専攻科の修了者の中には、更に専門性を深めることなどを目的として、大学等の高等教育機関において学習を希望する者がおり、このような学習者のニーズに適切に対応することが必要である。このため、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、大学教育の国際通用性にも留意しつつ、積極的に検討することが必要である。

なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に係る検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

## 6．専修学校高等課程（高等専修学校）におけるキャリア教育・職業教育の充実

専修学校高等課程（高等専修学校）は、専門課程と同様に、その柔軟な制度的特性をいかし、社会的要請に弾力的にこたえる教育を行ってきており、中学校卒業段階で

職業に対する目的意識を持った生徒などを対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供している。

専修学校高等課程においても、前述したように生徒の多様化が進んでおり、それぞれの生徒の実態を踏まえつつ、多様な学習ニーズにどのように対応していくかが課題となっている。とりわけ、専修学校高等課程の教育に対する次のような要請に対しては、適切に対応していくことが必要である。

このほか、専修学校高等課程が、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等についてほかの学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。専修学校高等課程で職業教育を行うための教育条件等の一層の向上を図るためにも、このような取扱いについて、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要について検討する必要がある。

#### ( 1 ) 職業教育の高度化・質の向上と生涯にわたるキャリア形成のための教育の充実

専修学校高等課程には、中学校卒業時点で既に特定の職業に対する相当の興味・関心を持った生徒が数多く入学してくる。職業人に求められる知識・技能の高度化が進む中であって、これらの生徒に対し質の高い教育を提供していくことが重要であり、職業教育の質の向上に向けた施策の充実を図ることが必要である。

同時に、経済構造の変化が急激に進む中では、単に資格を取らせる・就職させるといったことだけではなく、生涯にわたる職業生活を見据えた上で、様々な変化に対応できる力を養っていくことが一層重要となる。

専修学校の教育は、これまでも資格取得・就職という明確な目標を与えることで、生徒の学習意欲を高め、効果を上げてきているが、現代の社会・産業では、日々、新しい分野・職業等が生まれており、このような職業の多様化に対応できるよう、専門分野に関連した、幅のある知識・技能や基礎的・汎用的能力を身に付けさせることが、今後ますます求められる。

また、専修学校は、従来より、専門的な技能教育の教育課程全体の中で、当該職業における倫理や、仕事への姿勢等についての指導も行い、これにより、一般的な勤労観の涵養等の面でも成果を上げてきたが、今後のキャリア教育においては、自らの生涯にわたる職業生活を主体的に設計できる能力をいかに育てていくかが、より重要となると考えられる。

専修学校高等課程の教育については、これらの視点を踏まえ、知識・技能の高度化等に対応するよう、教育の質の向上に向けた組織体制の整備など自主的な取組に対する支援を行うとともに、教育活動の評価の仕組みの整備等を進めていくことが必要である。また、経済社会の変化に対応し、生涯にわたるキャリア形成ができる人材を育

成するため、例えば、教員研修において、カウンセリングに関する知識・技能など、生徒のキャリア形成支援に必要な知識・技能を養成する取組に対し、必要な支援を行うことが求められる。

## (2) 自立に困難を抱える生徒への対応

実学を重視する専修学校高等課程は、高等学校等の教育になじまない生徒にも、もう一つの教育の選択肢を与えており、従来より、不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに積極的に対応してきた<sup>\*1</sup>。

専修学校高等課程は、職業に関する明確な目標の下に、実践的な教育の提供と同時に生活指導等を行うことにより、学習習慣や基本的な生活習慣が身に付いていなかった生徒にも勉強することを教え、規則正しい生活を送らせるなどの指導で評価されており、このような教育が、不登校・中途退学経験者の学校への適応を促すことにもなっている。

子どもや若者の自立を支援していく上で、専修学校高等課程の教育が果たしてきたこのような役割についても、より重視していくことが必要であり、不登校経験者等が自分のペースで学ぶことのできる弾力的なカリキュラムの提供を促進するよう、「単位制専修学校」の制度化等の検討を進めるなど、自立に困難を抱える生徒への対応を充実させていくことが望まれる。

また、国民的な教育機関ともなっている高等学校との間で相互の学習評価等を進めていくことも重要である。例えば、現行制度では、高等学校入学前に専修学校高等課程で行った学修については、高等学校の入学後に単位としての認定ができない取扱いとされているが<sup>\*2</sup>、このようなことも含めて、高等学校の学校外における学修の単位認定の取扱いについて、今後課題となると考えられる。

専修学校高等課程は、職業に直結した教育を行い、就職にも強みをもつ学校であることはもちろん、実学を求める生徒にとって、より意欲を持って学べる場ともなり得るものである。中学校の進路指導、中学校卒業後の進路の決定に際し、生徒の志望・適性に合わせることも踏まえて、適切な指導・選択が行われるよう、中学校の教員や保護者等の専修学校高等課程に対する理解を促進していくことも必要である。

\*1 不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに対応している専修学校高等課程の事例については、p 203 参照。

\*2 専修学校高等課程入学前に高等学校で行った学習を、専修学校高等課程に入学した後で単位認定することは可能となっている。

### ( 3 ) 個人の多様なライフスタイルに応じた学習機会の充実

医療・衛生分野の専修学校高等課程は、現在、そのほとんどが国家資格の指定養成施設となっており、これらの学校については、中学校卒業後の進路というよりは、既に就業している者や高等学校を卒業している者等が資格の取得や上位の資格の取得のために就学するという側面が強くなっている。

このような実態を踏まえつつ、専修学校高等課程においても、働きながら学ぶことなど、社会人等の多様なライフスタイルに合った学習機会を提供していくことは重要であり、例えば通信制の制度化等についても、このような観点からの制度導入の検討を行うことは意義が大きいものと考えられる。

# 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

## 1. 高等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の課題

現在、高等教育機関に進学する者が約80%に達しようとしており、高等教育が我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階となっている。このようなことを踏まえ、高等教育段階において、学校から社会・職業への移行を見据えたキャリア教育・職業教育の改善と充実が課題となっている。

また、第1章で記述したように、企業の人材育成に対する考え方の変化や、人材をめぐる国際競争の激化、経済・社会情勢の激しい変化や価値観の多様化が進む現代の状況等を背景として、実践的な職業教育の充実とともに、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力の養成が課題となっている。

高等教育機関のうち特に大学・短期大学については、後述するように大学設置基準等において「社会的・職業的自立に関する指導等」が位置付けられ、平成23年4月から施行されることとなっている。このようなことを踏まえ、各大学・短期大学において、教育全体の見直しとともに、育成を図る能力を明確化し、適切な体制の整備を進めていくことが必要となっている。

## 2. 高等教育段階におけるキャリア教育の在り方と充実の方向性

### (1) 高等教育段階におけるキャリア教育の基本的考え方

高等教育段階は、第3章で記述したように、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会人・職業人として必要な能力や態度を専門分野での学修を通じて伸長・深化させていく段階である。

高等教育では、後期中等教育におけるキャリア教育の目標である生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の形成・確立が達成されていることを前提に、高等教育が我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階であることを踏まえ、学校から社会・職業への移行を見据えたキャリア教育の充実を目指すことが必要である。

### (2) 高等教育段階におけるキャリア教育の取組

高等教育段階では、各機関の教育機能や各学校の教育方針を踏まえ、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、キャリア教育に取り組むことが期待される。既に意欲的に取り組んでいる高等教育機関もあり、そのような取組の視点を分類すると、次

のようなものが見られる<sup>\*1</sup>。

- ・ 入学前段階や入学初年次における、後期中等教育からの円滑な接続や学びへの意欲を向上するための教育上の配慮
- ・ 教育課程の中に位置付けられたキャリア教育
- ・ 入学から卒業までを見通したキャリア教育
- ・ 身に付けるべき能力の明確化と到達度の評価
- ・ 一人一人のキャリア形成に応じた支援
- ・ 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育
- ・ 後期中等教育と高等教育の連携

入学前段階や入学初年次における、後期中等教育からの円滑な接続や学びへの意欲を向上するための教育上の配慮

高等教育がユニバーサル段階に達し、学生・生徒の多様化が進みつつある中、卒業後のキャリア形成を意識しながら自ら学んでいくよう、入学前段階や入学初年次から段階的にキャリア教育を実施している。

例えば、入学初年次において学生生活と卒業後の自分を考えさせ、高等教育機関で学ぶことの目的意識を持たせることなどを通じて、キャリア形成を行う基盤を培うための取組を実施している<sup>\*2</sup>。

この際、入学者の学習意欲の醸成や学習習慣の確立のため、高等学校の教員と問題意識を共有し、解決策の検討を行い、高等教育の学習にスムーズに移行できるよう入学前教育を実施している場合もある<sup>\*3</sup>。

学生・生徒の中には、学業不振や学習意欲の減退などの理由により中途退学する者も存在するが、これらの中には退学後の明確な目的を持たない者がいると考えられる<sup>\*4</sup>。このような者について、キャリア教育の取組を通じて、学生・生徒に学ぶことの目的意識を持たせ、学習意欲の向上につなげていくことが、不本意な中途退学の予防という観点からも重要である。

#### 教育課程の中に位置付けられたキャリア教育

大学・短期大学においては、例えば、生涯を見通した各自のキャリアプランニングや、その中での高等教育における学習の位置付け、卒業までの具体的な目標設定について考えさせる授業など、幅広い職業意識の形成に着目した授業を、基礎教育や共通教育の科目として開設している例がある<sup>\*5</sup>。

---

\*1 高等教育段階におけるキャリア教育の取組については、p 204 参照。

\*2 入学初年次におけるキャリア教育の取組については、p 205 参照。

\*3 入学前段階におけるキャリア教育の取組については、p 206 参照。

\*4 高等教育段階の中途退学者の現状については、p 122 参照。

\*5 大学等において教育課程に位置付けられたキャリア教育の取組については、p 205 参照。

専門学校においては、その教育課程の全体を通じて、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力の育成を図っているが、その一環として、キャリアプランニングのための能力や、コミュニケーション能力等の育成、職業人意識の涵養等を目的とした科目を設けている学校もある<sup>\*1</sup>。

また、専門分野における教育課程にキャリア教育の視点を位置付け、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度を育成している例がある。社会・職業生活においては、専門的な学習を通じて培われる知識・技能とともに、問題解決力等の汎用的な力の発揮が求められており、この観点からも、専門分野における教育課程の中でのキャリア教育の展開は特に重要である。

中には、専門分野の教育の一環として、キャリア教育の科目を開設し、実施している場合もある。

さらに、キャリア教育の視点を取り入れ、キャリア教育の科目を含め、教育課程全体に有機的に位置付けて、総合的に実施している例がある<sup>\*2</sup>。

### 入学から卒業までを見通したキャリア教育

学生・生徒が卒業後の進路を具体的に決定する段階になって初めて、社会に出るために必要な知識や能力等を理解しても、その後の教育や課外活動を通じて十分にその能力を養うことは困難である。

このため、入学時から卒業を見通して、自らの社会人・職業人としての将来像を描かせ、その実現に必要な学習や活動が行える環境を整えることにより、在学期間を通じて、卒業後の目標に向けて社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を自ら培っていく取組を実施している例がある<sup>\*3</sup>。

### 身に付けるべき能力の明確化と到達度の評価

各高等教育機関においては、教育課程を編成するに当たり、カリキュラムポリシーに基づいて各授業科目及び教育課程全体を通じて、学生・生徒にどのような知識や能力をどの程度身に付けさせるかを明確にすることが重要である。

この中で、キャリア教育の視点から、身に付けるべき知識や能力を明確化し、その到達度を評価する取組を実施している例がある<sup>\*4</sup>。

---

\*1 専門学校において教育課程に位置付けられたキャリア教育の取組については、p 2 1 3 参照。

\*2 教育課程全体に有機的に位置付けられたキャリア教育の取組については、p 2 0 7 参照。

\*3 入学から卒業までを見通したキャリア教育の取組については、p 2 0 8・2 0 9 参照。

\*4 キャリア教育の観点から身に付けるべき能力を明確化した取組については、p 2 1 0・2 1 1 参照。



## 一人一人のキャリア形成に応じた支援

キャリア教育を推進するに当たっては、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を育成するため、正課内の教育に加え、学生支援など正課外の活動を通じて、一人一人のキャリア形成に応じた個別の支援を行っていくことが重要である。

このため、入学段階から学生・生徒一人一人のキャリア形成を支援するためのアドバイザー等を配置する取組やキャリアカウンセリングを行う取組、留学生に対する就職支援を行う取組等を実施している例がある<sup>\*1</sup>。

## 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育

少子高齢社会を迎えた我が国において、経済・社会の活力を維持・向上していくためには、女性の活躍が一層重要である。いわゆる男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ワーク・ライフ・バランスに関する憲章・行動指針等も整備され、男女共同参画社会の実現に向け、学生・生徒を取り巻く経済社会的環境は変化している。このような変化に対応できるよう、意識改革も含めたキャリア教育が重要である。

特に、妊娠・出産等のライフイベントの影響を受けやすい女性について、社会において女性が置かれている状況や多様なライフスタイルの選択を可能とする支援策等を理解させるなど、女性のライフイベントを意識したキャリア教育の取組も始まっている<sup>\*2</sup>。

## 後期中等教育と高等教育の連携

後期中等教育段階におけるキャリア教育の充実を促すため、キャリア教育の観点から、後期中等教育と高等教育が連携する取組は、進路決定を行う生徒の助けとなるとともに、高等教育機関にとっては、高等教育に進学を希望する者の学びの目的や意欲、将来の社会・職業生活への意識が高まることが期待されることから、双方にメリットがある。

現在、高校生が大学レベルの教育研究に触れることができる公開講座や科目等履修、出前授業等の取組、地域での学校間の円滑な接続を図るための協議会の設置等の取組が行われている。

このような取組のほか、例えば専門学校において高校生向けに職業技術体験の機会を提供するなど、高等教育機関がその有する教育資源を活用して、後期中等教育におけるキャリア教育の充実に貢献する取組も展開されている<sup>\*3</sup>。

\*1 学生一人一人のキャリア形成を個別に支援していく取組については、p 212～214 参照。

\*2 女性の多様なキャリアを意識した取組については、p 215・216 参照。

\*3 高等学校と高等教育機関の連携によるキャリア教育促進の取組については、p 217 参照。

### (3) 高等教育段階におけるキャリア教育の推進方策

キャリア教育の推進に当たっての推進方策として留意すべき事項は、既に第3章において6つの項目が挙げられている。高等教育機関におけるキャリア教育の推進においてもこれらの方策は共通するものであるが、高等教育機関について特に留意する必要な点は、次のとおりである。

各高等教育機関における、キャリア教育の方針の明確化と、教育課程内外を通じた体系的・総合的なキャリア教育の推進

高等教育段階におけるキャリア教育は、各高等教育機関の個性・特色や学問分野、各機関で自主的に定める教育課程の編成方針等、それぞれの状況に応じて、多様な教育内容・方法により取り組まれている。

他方、一部の高等教育機関では、例えば、キャリア教育担当の教職員のみが行う取組であると認識されているなど、全学的なキャリア教育の位置付けや、カリキュラムの整備、運営組織・体制の整備、教職員への意識啓発等について課題が見られるとの指摘がある。

各高等教育機関においては、学生・生徒が社会人・職業人として自立できるよう、各機関の教育機能及び各学校の教育方針を踏まえ、キャリア教育の方針を明確にし、教職員の理解の共有を図った上で、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、教育課程内外を通じて全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開することが必要である。

なお、各高等教育機関に期待される教育機能や学生・生徒の実態は多様であり、すべての高等教育機関に画一的な取組を求めるものではないことに留意が必要である。

学生・生徒が社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を身に付けるための教育方法として、授業科目の内容の実社会における適用や、受動的な講義主体の学習ではなく、例えばグループワーク・ゼミ形式の授業、調査・実習・発表重視の授業、課題対応型学習、インターンシップ等を活用するとともに、教育課程内外の活動を効果的に組み合わせて実施することが重要である。

#### 体験的な活動の効果的な活用

高等教育段階においては、学生・生徒の状況に応じ、インターンシップや課題対応型学習などの体験的な学習活動を通して知識・技能を身に付けさせるとともに、学生・生徒の能動的な学習を促進し、社会人・職業人への移行を見据えて、社会的・職業的自立の意識を確立させることが中心的な課題となる。

また、キャリア教育の視点だけでなく、具体的な職業・職業分野を意識した専門教

育の中で、職業・職業分野に円滑に移行するための専門的な知識・技能の獲得が求められる。このような職業教育の観点からの体験的な学習活動については、専門職業人養成のために不可欠な実習や教職課程における教育実習、職業実践的な実地体験を主眼とする長期のインターンシップなど、教育側と雇用側の連携による人材育成の観点からの取組が進められている。

学生・生徒が卒業後に社会人・職業人として自立することが求められることを踏まえ、キャリア教育を推進する取組の一つとしての体験的な学習活動と、職業教育の観点からの職業実践的な体験的な学習活動が、教育機関だけでなく、産業界や地域の各種団体をはじめとする社会と連携・協力した人材育成という観点から推進されることが重要である。

#### (4) 各学校種別に留意すべきキャリア教育の在り方

##### 大学・短期大学

本特別部会での議論と並行して、大学分科会では、大学における社会的・職業的自立に関する指導等について議論が行われ、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むことが必要であり、そのための体制を学内に整えることについて大学設置基準等に位置付けることとされた。

この規定の制度化は、大学・短期大学の取組を画一的なものとせず、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学・短期大学の多様な取組を推進する観点を踏まえたものであり、今後、効果的なガイダンスが実施されるとともに、好事例に関する情報の共有が図られることが期待される。

##### (特に短期大学について)

短期大学におけるキャリア教育では、地域の実情に即した特色あるテーマを用いた課題対応型学習が実施されている例が多く、また、職業一般に必要な実務能力の育成等の取組が積極的に行われている。

また、短期大学は、大学と比べて特定の職業に関する教育及び資格取得を主眼とする学科等が多いが、このような学科等においては、当該資格に関する知識・技能の習得のみに偏ることなく、当該分野における学問の社会的意義の理解や課題対応型の学習などを通じて、専門分野の教育を通じた社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力の育成を図ることが重要である。

##### 高等専門学校

高等専門学校に入学してくる学生は、技術やものづくりへの関心が高く、比較的目的意識が明確であるが、そのような中でも入学者の意識は多様化してきており、15

歳からの5年間一貫教育の中で勉学に対する動機付けを維持・向上させていくことには困難が伴う。また、高等専門学校卒業生は、企業からもその専門知識やコンピュータ活用能力、誠実さなどが評価されている一方で、コミュニケーション能力については期待に比べて評価が低いことなどが指摘されている<sup>\*1</sup>。

このため、各高等専門学校では、地域や産業界と連携しつつ、きめ細かいキャリア教育を発達段階に応じて段階的かつ継続的に実施していくとともに、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を身に付けさせる視点から、幅広い職業意識の形成に着目した授業科目や、その他の様々な専門分野の教育を充実することが重要である。

## 専門学校

専門学校の入学者は、基本的には、当該職業分野に対し一定程度の興味・関心を持って入学してきていると考えられるが、これら入学者についても、必ずしも皆が高等学校在学中の早い時期から自分の「将来やりたいこと」、「学びたい分野」について明確な展望を持っていたわけではないことなどを示す調査結果も報告されている<sup>\*2</sup>。このような中、専門学校に入学して間もない生徒の職業への理解はなお十分深化されておらず、ともすれば、理想化されたイメージやあこがれのみが先行して、就職の厳しさや実際の仕事の困難さなどを十分理解できていないケースも少なくないといった指摘もある。

このため、専門学校では、入学後の早い段階から、当該職業の業務の実態や、必要な能力等について十分理解させ、専門学校における学習に対する明確な目的意識を持たせることが重要である。また、その上で、卒業までを見通しつつ、個々の生徒が、当該分野における様々な職種の中から、自己の適性により合った職種を選択し、就職できるようにすることが必要であり、例えば、就職適性検査や個別面談などの取組を通じ、一人一人に応じたキャリア形成支援を進めていくことが期待される。

一方、職業の多様化が進み雇用も流動化するなど、変化の激しい時代にあっては、個々の学生の適性に応じた指導と同時に、キャリアプランニング能力や、課題対応能力等を、すべての生徒に身に付けさせていくこともますます重要になる。

このような観点から、例えば、課題対応型学習などを通じ、様々な変化に適切に対

\*1 高等専門学校卒業生の資質・能力に対する評価については、p171参照。

\*2 広島大学高等教育研究開発センター・(社)東京都専修学校各種学校協会「専門学校教育と卒業生のキャリア」に関するアンケート調査(平成21年3月)では、調査対象とした専門学校卒業者の高等学校在学時における将来展望について、「自分が将来やりたいことがみつかったか」及び「卒業後に勉強してみたい分野がみつかったか」の二つの観点から5段階評価で尋ねる質問を行っている。この問いに対して、双方とも「当てはまる」側(5段階のうち4または5)に回答した者の割合は高校1年当時についての評価で約40.1%、3年当時についても約40.2%に止まっているが、一方で、双方とも「当てはまらない」側(5段階のうち1から3)に回答した者の割合は、高校1年当時について約38.1%、3年当時についても約37.7%となっている。

応できる幅広い能力の育成を充実させていくことも必要である<sup>\*1</sup>。

特定の分野における職業への就業を目標とする専門学校のキャリア教育においては、これら社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を全般的に育成することと同時に、当該職種で特に顕著に求められる能力要素をより重点的に伸ばすことをも求められており、それぞれの専門学校が、当該業種・職種で求められる能力等について十分把握した上で、自校におけるキャリア教育の目標を明確にし、改善・充実に向けた取組を進めていくことが重要である。

### 3 . 高等教育における職業教育の在り方と充実の方向性

#### ( 1 ) 高等教育における職業教育の課題

我が国の人材育成における高等教育機関と産業界との関係をみると、従来では、実践的な人材育成は主に就職後の企業内教育・訓練等の役割とされ、高等教育機関は入り口段階における選抜機能を背景に、就職後に育成される能力等の基盤となる素質を持った学生・生徒を企業等に送り出す役割を果たしてきた。しかしながら、近年、高等教育が量的に拡大し、経済・社会情勢や人材育成の在り方等も変化する中で、次のような課題が生じている。

社会への入り口段階で職業人として求められる能力が高度化・複雑化する中で、また、非正規雇用の増加等に伴い企業内教育・訓練を前提とした従来の人材育成の在り方に変化も見られる中で、若年無業者や早期離職者の増加など、社会・職業へ円滑に移行できない学生・生徒が多く存在することが問題となっている。このような中で、高等教育機関が社会・職業との関連を重視した、実践的な職業教育の充実を図ることが課題となっている。

高等教育の量的拡大に伴い、多様な学生・生徒に対する多様な職業教育ニーズや、起業等も含め、様々な職業・業種のニーズにこたえることが求められる中で、高等教育機関が全体として、このような多様なニーズに応じた職業教育の充実をどのように図っていくのかが課題となっている。

我が国における国際競争力の向上のためには、企業や社会が職業教育に求めるものを高等教育機関が受け止め、より職業との関連を重視した教育を通じて求められる人材育成を図っていくことが課題となっている。また、個人が生涯を通じて、職業人として充実したキャリアを築いていくため、職業人として求められる能力の修得という要請に幅広くこたえる教育を充実させることが課題となっている。

\*1 産業界が専門学校卒業生に身に付けてほしい能力等としては、熱意・意欲や協調性、仕事に対する誠実さ・堅実さ・責任感、チームで働く力など、業種・職種を超えて共通に求められる能力とともに、当該職業の専門的な知識・技能もあわせて期待される傾向が一般的に見られる。専門学校卒業生に対する評価については、p 171 参照。

## (2) 高等教育における職業教育の充実のために必要な視点

高等教育における職業教育の諸課題を踏まえれば、次のような視点で職業教育の充実を図っていく必要がある。

人材育成・キャリア形成に関する高等教育機関の役割の見直しと、自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開

高等教育機関が、「実践的な人材育成は企業の役割」といった考え方から脱却し、高等教育における職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業に円滑に移行させることがより重要になっていることから、職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開が必要である。

職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性をいかした職業教育の充実

それぞれの高等教育機関が、職業教育の観点から果たす役割・機能と養成する人材像を明確にした上で、各機関の特性をいかした職業教育を充実させることにより、高等教育機関が全体として、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや、様々な職業・業種の人材ニーズにこたえていくことが重要である。

教育界と産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力等の共有と、求められる能力の育成につながる教育の充実

教育界と産業界とが、国・地方・各機関など様々な段階において連携・対話を促進することにより、産業・雇用の将来像や求められる人材像・能力を共有するとともに、人材育成のための協力体制を構築し、このような体制の下、求められる能力の育成につながる教育を充実させていくことが重要である。

## 4. 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

### (1) 各高等教育機関における職業教育の現状と課題

#### 大学・短期大学

大学・短期大学は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」(教育基本法第7条第1項)ことを基本的な役割としている。教養教育と専門教育とがあいまって全人格的な発展の基礎を築くことを目的としており、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等に重要な役割を担っている。

大学・短期大学の進学率が55%を超え、学生も多様化し、職業人育成の観点から大学・短期大学に求められる機能も多様化している現状がある。学生の出口管理が厳しく求められる中、大学・学部、短期大学それぞれの機能別分化と養成する人材像の明確化とともに、専門分野と職業との関係を踏まえた職業教育の質の確保が課題である。

専門分野と職業とのかかわりを見ると、工学、保健、家政、芸術等の分野では教育内容と職業との結び付きが比較的強く、特に業務独占資格等の育成を行う課程においては指定規則等により教育内容が規定されている。専門的知識・技能の高度化等に伴う専門教育の早期化傾向が見られる分野もあり<sup>\*1</sup>、専門性の習得に偏らないバランスのとれた職業能力の育成が求められる。

一方、人文科学や社会科学等の分野では、専門分野と職業との結び付きは必ずしも強くないのが現状である。このような分野では、学生の職業観や、職業人として求められる能力を獲得する意識の形成を目的とした教育を意識的に行うことが求められている。

職業意識・能力の形成を目的とした教育（インターンシップの実施、職業観の育成のための授業科目の設置、企業関係者等による講演の実施など）は、全学部・短期大学の約9割が実施<sup>\*2</sup>している。一方で、体験者数で見ると、授業科目として位置付けられているインターンシップの実施率は1割以下<sup>\*3</sup>である。また、大学の教育課程において実験・実習や演習といった授業形態により行われる科目は、単位数にして約2割以下<sup>\*4</sup>である。

今後は、教育課程において職業人として求められる能力を実践的に身に付ける機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携し、求められる職業人像と能力を明確にするとともに、そうした能力の修得につながる実践的な教育の更なる展開が期待される。

短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を主な目的としており、実学が重視され、実際の職業や実際の課題と深

---

\*1 専門職業との結び付きの強い学部（例：医療、家政、芸術系）では専門教育の早期化や高度化が見られ、人文系、社会系などでは専門教育の学際化が進んでいる。（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月））

\*2 大学（学部）・短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況については、p169参照。なお、86.7%の学部、88.7%の短期大学が実施。具体的な取組内容としては、企業関係者等による講演等の実施、職業観の育成等を目的とした授業科目の開設、インターンシップを取り入れた授業科目の開設、資格取得等を目的とした対策講座の開設など。

\*3 職場体験・インターンシップの実施状況については、p129参照。なお、体験者数で見たインターンシップ実施率は、大学8.3%、短大5.9%。

\*4 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合については、p172・173参照。

くつながった教育が展開されている。幼稚園教諭・保育士等の養成に当たる教育分野、栄養士・介護福祉士等の養成に当たる家政分野、看護師等の養成に当たる保健分野で学生数全体の約58%<sup>\*1</sup>を占めている。短期大学は、これらの分野における専門的な職業能力のほか、職業横断的な実務能力の育成の役割を担っており、社会・地域の人材ニーズに対応した職業教育の展開が期待される。

また、我が国では高等教育修了後の継続的な教育訓練の需要は高いものの、その機会が限られているとの分析<sup>\*2</sup>もある。職業能力の継続的な習得という生涯学習ニーズにこたえることは、大学・短期大学の重要な役割の一つである。職業上求められる専門的知識・技能が多様化・高度化する中、生涯学習ニーズや社会人の継続教育・再教育ニーズにこたえていくことも重要である。

### 高等専門学校

高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」(学校教育法第115条)を目的としている。中学校卒業段階という早期からの5年一貫の体験重視型の専門教育を特色とし、応用力に富んだ実践的・創造的技術者の育成を行うと評価されている<sup>\*3</sup>。

また、技術の進歩を背景に、より高度の教育の継続を求める学生の増加に対応するため、現在、56の高等専門学校に専攻科が設置され、卒業後更に2年間の教育を行っている。このような、本科と併せて計7年間の専門教育を受けることができる専攻科には、高等専門学校本科の卒業生の16%が進学している。

中央教育審議会では平成20年12月に「高等専門学校教育の充実について - ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して - 」を答申した。その中では、高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなど、社会経済環境の変化に対応した高等専門学校教育の展開の必要性等について提言<sup>\*4</sup>がなされている。

### 専門学校

専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図

\*1 短期大学の学科別学生割合については、p154参照。

\*2 日本労働研究機構・大卒者の職業への移行国際比較調査研究会「日欧の大学と職業 高等教育と職業に関する12か国比較調査結果」(日本労働研究機構調査研究報告書No.143)によれば、日本における継続教育訓練へのニーズは12か国中2番目と高いものの、実際の経験率は他国と比べて低い(長期の教育訓練の経験率は12か国中7番目、短期の教育訓練については最下位)。

\*3 平成21年3月に取りまとめられたOECD高等教育政策レビューにおいても、「高等専門学校は質の高い職業教育を提供しており、高く評価すべき」と分析。

\*4 中央教育審議会「高等専門学校教育の充実について(答申)」については、p170参照。



ること」(学校教育法第124条)を目的としており、柔軟な制度的特性をいかしつつ、社会的要請に弾力的にこたえて多様な職業教育を展開し、実地的な知識や技術等を育成している。

専門学校は、現在、高等学校卒業後の約2割の生徒が進学する進学先となっており、企業等と密に連携した教育課程の編成や、企業等における実習等を重視した教育内容など、職業と関連した実践的な知識・技能の習得を重視した教育を実施している。また、教員も約半数が10年以上の実務経験を有する<sup>1)</sup>など、実務知識・経験を重視している。

専門学校の卒業生は、専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることなどその専門性が採用時に評価<sup>2)</sup>されている。今後は「より実践的な専門性を習得してきてほしい」といった期待や、問題解決力、応用力等を求める企業等の声<sup>3)</sup>などにどのようにこたえるかが課題である。

さらに、企業内教育・訓練の課題や、個々の職業人に求められる知識・技能の高度化、産業構造の変化等の中でキャリア変更を迫られるケースの増加等に伴い、専門学校においても、在職者のスキルアップや離職者の学び直しなど、社会人の学習ニーズにより積極的に対応していくことが、一層求められるようになっている。

このほか、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば激甚災害時における財政援助等について、ほかの学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。

## (2) 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

各高等教育機関がそれぞれの役割・機能と養成する人材像を明確にし、各機関の特性を踏まえた、より実践的な職業教育の充実を図ることにより、職業人として求められる能力を確実に身に付けた学生・生徒を社会に移行させることが必要である。

### 大学・短期大学

#### (大学・学部・短期大学の機能別分化と養成する人材像の明確化)

人材養成の観点からの大学の機能は、大学院では 研究者養成、 高度専門職業人養成に整理される。学士課程においては、 企業等で幅広く活躍する職業人の養成、 科学的・専門的知識を有する技術者の養成、 業務独占資格等を有する専門職の養成、 芸術・体育等特定分野の専門家の養成、 特定の職業を念頭に置かない職業・

\*1 専門学校の専門分野別教員(本務及び兼務)実務経験年数割合については、p174参照。

\*2 専門学校卒業生の採用理由と育成方針については、p172参照。

\*3 専門学校教育に対する期待については、p172参照。

社会への準備教育等に分けられ、短期大学においては、このうち に重点が置かれている。

各大学・短期大学においては、大学・学部等ごとに重点を置く機能を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。ただし、このような機能は固定的なものではなく、大学・学部等ごとに重点の置き方は異なり、また地域や社会のニーズにこたえながら変化するものであることに留意が必要である。

このような役割を担う大学・短期大学を、広がりという観点から見れば、国際的卓越性を念頭に置いて教育を展開するものや、国内的なニーズにこたえるもの、あるいは地域的ニーズにこたえるものなどに分けられることに留意する必要がある。

このような機能別分化の下、大学・短期大学は、各大学・学部等が養成する人材像と能力を明確化し、更なる職業教育の質の向上を図ることが重要である。

(職業に必要な能力修得のための実践的な教育の展開)

企業等と連携した長期インターンシップの実施や課題対応型学習などの演習型授業の充実、「産学人材育成パートナーシップ」<sup>\*1</sup>のように、企業等との対話により、養成する人材像や職業能力を明確化し、産学双方の課題・役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人材交流の在り方等を検討することなどが考えられる。

(生涯学習ニーズ等への対応)

職業上求められる能力をいつでも身に付けることができるよう、履修証明プログラムの提供や、プログラムの内容等に応じ大学院の設置が考えられる。

(特に短期大学について)

特に、実学を重視する短期大学教育においては、資格等取得に必要となる知識・技能の修得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の修得を目指すことが求められ、そうした観点から短期大学教育を通じた職業教育の充実が必要である。

実学を重視しつつ専門職業能力の育成と教養教育の調和のとれた職業教育の展開や、短期大学卒業者に求められる人物像を踏まえた職業能力の育成を図るとともに、高等教育のファーストステージとしての役割など、短期大学独自の現代的ニーズにこたえた職業教育の在り方についても明確化し、大学とは異なる視点で充実策を検討していく必要がある。

高等専門学校

中央教育審議会答申「高等専門学校教育の充実について」の提言を踏まえ、5年一

\*1 産学人材育成パートナーシップについては、p 186 参照。

貫の本科を基本としつつ、地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・方法の充実、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等による教育研究組織の充実等が求められる。

近年、技術の進歩を背景に、本科から専攻科への進学や大学への編入学、専攻科修了生の大学院への進学が増加している。このような、高等専門学校における職業教育の高度化に対する様々なニーズに対応するため、専攻科の位置付けの明確化を図るとともに、大学院との接続の円滑化について、課題の整理と具体的な方策について、検討する必要がある。

また、現在、本科卒業後、大学評価・学位授与機構が認定した専攻科において所定の単位を修得した者で、大学評価・学位授与機構の審査を経て合格と判定された者に学士の学位が授与されているが、その更なる円滑化について実態等も踏まえつつ検討する必要がある。

さらに、高等専門学校に期待されている人材養成機能に即した専攻科の整備・充実を進め、その一層の高度化についても検討する必要がある。

また、専門高校が、専門的な知識・技能の高度化に対応するため、専門高校を基に新たな高等専門学校を設置する可能性及びその際の効果的な支援方策等についても検討が必要である。

## 専門学校

専門学校は、その制度的特性を踏まえ、集中的に専門性の習得に特化した教育を受けたいという要請から、幅広い職業能力を身に付けたいという要請まで、幅広いニーズを受け止め、多様な職業教育が展開されることが期待される。

特に、専門学校には、その制度的弾力性をいかし、経済社会の変化を受けた新たな人材ニーズ等にも柔軟に対応していくことが期待されており、例えば、成長分野等で求められる人材の養成を積極的に進める観点から、業界団体との連携によるプログラム開発等における先導的な取組を支援・推進していくことなどが重要である。

専門学校においては、社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備が必要である。そのため、例えば、社会人等向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進や、これらのプログラムの積み上げにより正規課程の修了につながることでできる「単位制専修学校」の制度化を検討すること、ITによる教育・学習環境の整備とともに、自由な時間に自由な場所で学べる「通信制学科」の制度化の検討を進めることなどが期待される。

また、専門学校教育への信頼を高めていく上で、その質の改善・充実を図ることは特に重要であり、教育の質向上に向けた専門学校自身による自主的な取組を支援し、促進していくことが必要である。これらを踏まえ、複数校の連携によるファカルティ

・ディベロップメントや企業等との連携による教員の資質向上などの取組を行う組織体制整備を推進するとともに、教育活動の評価を行う仕組みの整備などを進めることが求められる。

このほか、専修学校専門課程が、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等についてほかの学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。専修学校専門課程で職業教育を行うための教育条件等の一層の向上を図るためにも、このような取扱いについて、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要について検討する必要がある。

### (3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

各高等教育機関における職業教育の充実に向けた取組を支援していく一方、次のような観点からは、職業教育の重要性を踏まえた高等教育システム全体の見直しが求められている。

職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進

3.(1)において指摘した諸課題の背景には、戦後の我が国における単線型の学校体系において、幅広い職業教育を含む多様な機能を大学制度に期待した結果として、職業教育の意義や位置付けが不明確になり、職業実践的な学校教育が十分に展開されてこなかった面もある。諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備の状況<sup>\*1</sup>も参考に、職業実践的な学校教育を通じた人材育成を進める観点から、高等教育システムの在り方を見直すことが必要となっている。

現行制度では大学・短期大学のみが、高等学校卒業後の学生等に対して、学校教育法第1条に規定する学校における「学校教育」としての職業教育を行う場と想定されている。大学・短期大学においては、設置認可に当たり、教員構成やカリキュラム構成等に学術性も併せて求められ、特に職業との結び付きが強い分野を除き、職業実践的な教育体制に特化できる仕組みにはなっていない<sup>\*2</sup>。

しかしながら、大学制度において求められる教員構成やカリキュラム構成を取らず、職業実践的な教育を展開する観点からの必要な基準設定、教育内容の質の保証等により、職業実践的な教育体制の下でいわゆる「学校教育」を展開していくことは可能である。

このような、職業実践的な教育体制の枠組みを制度化することにより、職業実践的

\*1 諸外国の職業教育に関する高等教育機関については、p 175・176参照。

\*2 大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違については、p 174参照。なお、専門学校を転換させ大学の設置認可を受ける際には、博士・修士号を持つ教員の増員や、基礎分野（教養科目）の単位数の増加が図られている。

な学校教育を行う高等教育機関の整備が進むことが期待される。

### 社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応

質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の国際競争力を決定する重要な要因となっている。特に、社会経済環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められる状況にあって、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人を育成していく必要がある。

各高等教育機関による職業教育の充実に期待するのみならず、企業や地域等との連携・対話を制度的に確保し、人材育成のニーズや課題<sup>\*1</sup>を把握しつつそれらを反映した職業実践的な教育を提供する枠組みを、政策的に整備することにより、各高等教育機関において育成が求められる職業・業種の教育プログラムの整備を進め、積極的かつスピーディーに人材育成ニーズに対応していくことが求められている。

このような人材育成ニーズの例として、今後特に発展が予想される分野として、福祉（高齢者福祉）、IT・情報サービス（ITSS:IT Skill Standardに準拠）、コンテンツ（Webコンテンツ制作・アニメ制作）、観光（旅行業・宿泊業）、ビジネス（販売・経理・人事）の各分野を対象に、このうち特に中堅人材に関する養成等についてどのようなニーズがあるかについて調査研究を行った<sup>\*2</sup>。これによると、職への参入後中堅人材としての能力を発揮するまでに一定の経験を要するものの、そのような人材になり得るための教育に関し、

- ・ 実際の場面等を前提とした、より実践的な知識・技能等の修得を必要としていること、
- ・ 実践的な知識・技能等への要望がある一方、技術等の変化の中で土台となる基礎的・基本的な知識・技術等をしっかりと修得することの重要性があること、
- ・ 例えば福祉分野（高齢者福祉）では、介護に直接かかわるケアワーク系と、相談業務を行うソーシャルワーク系、介護等の計画にかかわるケアマネジメント系のうち、特に介護人材の数が必要とされているなど、具体の介護等にかかわる人材について数の要請への対応や、計画・マネジメント等にかかわる人材について具体を踏まえた高度化等への対応など、様々な要請があること、
- ・ 現在の学校制度に関連し、学歴等には期待しない、個人の資質・知識に負ってい

\*1 人材需要に関する各種調査結果等については、p113～115、176参照。なお、将来的な人材ニーズに関しては、政府の基本方針等において人材確保が求められている分野として、介護、環境、ものづくり等が挙げられている。また、多くの分野において、職務内容の多様化・高度化に対応した能力を有する人材を求める傾向にある。こうした将来的な人材ニーズについては、更に分析を行い、どのような職業・業種において教育プログラムの整備が求められているのか検討する必要があるが、求められる人材は時代環境等により変化が予想される。教育界と産業界の連携・対話により時々のニーズや課題を共有し、それらに応じた人材育成を行う枠組みを設けることが肝要である。

\*2 （株）三菱総合研究所「我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」（平成22年2月）

るとの声がある一方、当該分野の成熟化や技術の変化、当該分野の質の向上に向けた対応の中で、実践を踏まえた基礎的知識・技術の必要性等、学校段階でのより充実した教育に期待があること、

- ・ 例えば福祉分野における必要な医療知識の高度化など、知識・技能の高度化に対応する必要性のある分野や、福祉や観光、IT・情報分野など、人材の流動性が高い分野等を中心に、現職者の再学習・生涯学習の機会に関するニーズがあること、など、中堅人材の育成について様々な要望・課題があり、この中で、より実践的な知識・技能等を踏まえた人材育成について一定のニーズがあると考えられる<sup>\*1</sup>。

## 高等教育全体における職業教育システムの構築

職業実践的な教育の新たな枠組みを制度的に整備していくことにより、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校とあわせて、高等教育機関全体として、我が国の成長を支える人材を育成するための職業教育システムを構築していくための契機となっていくことが求められている。

また、専門高校卒業者に対し、より専門性を深めるための職業教育の機会を提供することが求められている中、職業実践的な学校教育の一貫した体系を整備することにより、このようなニーズにこたえていくことが可能となる。

上記 から に挙げられたような要請にこたえるため、職業実践的な教育体制による学校教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成する枠組み、すなわち「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備を検討する必要がある。

### (4) 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

職業実践的な教育に特化した枠組みについては、現行の学校制度において、実践的・創造的な技術者を育成する枠組みである高等専門学校制度が、優れた実績を上げ、高く評価されている<sup>\*2</sup>。しかしながら、高等専門学校は中学校卒業者を対象に5年一貫教育を行うものであり、その点から見れば、高等学校卒業者を対象とした新たな枠組みを検討する必要がある。

このような点を踏まえ、職業実践的な教育に特化した枠組みについては、次のような要素からなるものとして考えられる。

\*1 なお、同調査研究では、福祉（高齢者福祉）IT・情報サービス、コンテンツ（Webコンテンツ制作・アニメ制作）観光（旅行業・宿泊業）ビジネス実務（販売・経理・人事）の分野において「中堅人材」と捉えられる層の量的規模を132～477万人と推計。

\*2 高等専門学校においては、インターンシップや実験・実習等を重視したカリキュラムが展開されている（p129・173参照）。なお、戦前の旧制実業専門学校のカリキュラムにおいても、実験・実習等に多くが割かれ、こうした実践的な教育の在り方が戦後再評価されて高等専門学校の制度化につながった（p175参照）。

## 目的

職業との関連性を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成するプログラム。

## 教育課程

実験や実習など、職業実践的な演習型授業の割合を重視（例えば、おおむね4～5割程度）。

関連分野の企業等への一定期間にわたるインターンシップの義務付け（実施体制の在り方について今後検討が必要）。

教育課程の編成過程における社会（関連分野の企業等）との連携・対話の制度的確保。

## 教員資格・教員構成

実務卓越性（実務知識・経験の有無、職業資格等）を有する教員を一定割合求めるなど、実務経験等を重視。

## 対象者

高等学校等卒業者。生涯学習ニーズにも対応。

## 修業年限

2年若しくは3年の課程、又は4年以上の課程。

## その他の校舎、専任教員数等の基準

大学・短期大学等における基準を基本。

このような枠組みを活用して育成することが求められる人材としては、例えば次に示すような分野・領域など、様々な職業・業種において求められる中堅人材として、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことのできる実践的・創造的な職業人が想定される。

（例示）<sup>\*1</sup>

- ・ ハードウェア・ソフトウェアの設計・開発
- ・ デジタルコンテンツの開発
- ・ 電子制御・ハイブリッドエンジン等の技術進歩に対応した自動車整備分野
- ・ バイオテクノロジー分野におけるソフトウェアを用いた生命情報の処理
- ・ 観光ビジネス、環境マネジメントなど、時代の変化に対応したビジネス実務分野
- ・ 知識・技能の高度化・専門分化への対応が必要とされ、既に職業に就いている者に対して更なる教育プログラムの提供が求められる分野

## （5）具体的な制度化の検討

このような教育プログラムの枠組みを制度化していくこととした場合、大枠として

---

\*1 ここに列挙した分野・領域は、議論の中で例として挙げられたものであり、実際にはより幅広い分野での育成が考えられる。

大学制度の枠組みの中における検討と、大学・短期大学等と別の学校としての検討とが考えられる。

大学制度の枠組みの中において検討する場合、例えば、実質的に2種類の大学制度を設けることになり、学士等の学位の国際通用性の確保が課題となるのではないかと、また、このような職業実践的な教育に特化した枠組みを大学制度に設けることは高等教育政策の方向性に合致するかといった課題がある。

大学・短期大学等と別の学校として検討する場合、例えば、制度面・実体面から既存の大学等との関係をどう整理するのか、また、社会的な認知が適切になされるかどうかといった課題がある。

これらの検討課題を比較すると、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが適当と考えられる。

この検討に当たっては、高等教育機関としての質保証が重要であることも踏まえつつ、制度設計や質保証の在り方について、今後更に、具体的に検討していく必要がある。

## 5. 学校種を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方

経済・社会情勢がめまぐるしく変化する中で、高等教育機関には、我が国の産業や社会をしっかりと支えていく人材を育成することがこれまで以上に期待される。このような要請にこたえるため、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育に係る優れた取組等を支援する仕組みなどを検討する必要がある。

雇用システムの変化や少子高齢化の進展を背景とした労働力人口の減少等を背景に、就業形態が多様化し、労働力の流動性が高まることが予想される。このような社会において、職業教育の質の保証・向上を図るため、必要とされる職業能力の明確化とともに、その能力修得のために必要な学習・教育内容を明確化・体系化し、そのような教育プログラムを評価し質の保証を図るためのシステムの構築が必要である。このような職業教育評価システムの構築が、後に述べるような、職業に必要な能力とその能力を身に付けるための教育や訓練のプログラムをつなげる枠組みの構築につながる上でも重要である。



# 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実

## 1. 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の必要性

第2章のキャリア教育・職業教育の基本的方向性で示したように、学びたい者が、いつでも、社会・職業に関して必要な知識・技能等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援の充実を図ることが必要である。

学校におけるキャリア形成の支援を必要とする者としては、学校から社会・職業へ生活が移行した後、更に必要な知識・技能を身に付けたい者等が考えられ、こうした学習に関するニーズがある。

また、中途退学者や無業者など、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかった者や、その後、早期離職等により職業生活からいったん離れてしまった者が考えられる。このような者は、その後進学や就職をする者も含め、平成19年度から平成21年度の各種調査から推計すると、前期中等教育段階から約2万人、後期中等教育段階から約26万人、高等教育段階から約43万人存在するとみられる<sup>\*1</sup>。

このような状況を踏まえ、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の在り方について、学校から社会・職業に移行した後の学習に対する支援及び中途退学者や無業者などのキャリア形成のための支援の観点からの検討が必要であり、このようなニーズにこたえるために学習機会を充実させていくことが必要である。

## 2. 学校から社会・職業へ生活が移行した後の学習者に対する支援方策

科学技術の進展や急速な技術革新、社会経済の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化等を受け、社会において職業を遂行する上で必要な知識・技能が高度化しており、これに対応するための学習ニーズが高まっている。このような学習ニーズとしては、既に職業に就いている者が職業上求められる専門性を身に付けるための学習が考えられる。

また、社会・職業に移行した後の学習としては、このほか、これまでと異なるキャリアの選択のために新しい専門性を身に付けるための学習や、出産・子育てなどにより一定期間就業を中断した後に、職業に復帰するために必要な学習等、様々な学習ニーズが考えられる。

特に、流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも学ぶことができ、必要な能力を身に付けることにより、職業生活の維持・向上や、新たな就業が可能となるよう、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、例えば大学・短期大学、

\*1 各学校段階における卒業者・中途退学者の状況については、p179参照。

高等専門学校、専修学校など、多様な場や機会を通じて、多様な教育プログラムが提供されることが期待される。

特に、大学については、依然として18歳頃から20歳代前半の若者が主たる対象であるが、現在及び今後の労働環境や社会状況の変化を見据えるならば、年齢を問わず、社会人等の多様なニーズを持つ者を対象とする教育機関に変わり、生涯学習社会の推進に大きな役割を果たしていくことが強く求められる。

学校においては、特に各高等教育機関を中心に、これまで、社会人のリカレント教育や生涯学習の機会の提供を目的として、保有する資源を活用し、社会人の再教育や、再就職等のための学習に資するような、職業に関する能力の向上等を図るための教育の取組が進められてきた<sup>\*1</sup>。

高等教育機関における社会人の学習を形態として見た場合、社会人学生として正規の課程に入学して学習することや、科目等履修生<sup>\*2</sup>として学習すること、短期の教育プログラムへの参加による学習や、公開講座への参加による学習などがある。

大学・大学院等における社会人の入学者数や、科目等履修生制度の利用者数はほぼ横ばいであり<sup>\*3</sup>、その背景には、職業生活と学習の両立のための費用や学習時間の確保、提供されているカリキュラムの内容、雇用者の理解に課題があると考えられる<sup>\*4</sup>。

特に、我が国では、大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、OECD平均では約21%であるのに対し、約2%にとどまっている。今後、社会の成長や経済の活性化を支える知的資本として、成人層の能力を向上するための学習機会を提供するという社会人の受入れ促進の社会的要請にこたえる観点を特に重視した取組が広く行われることが期待される。

このような状況を踏まえ、高等教育機関においては、

- ・ 社会人の多様な学習動機にこたえる魅力ある教育プログラムの提供
  - ・ 社会人が学びやすい学習環境の整備
    - 夜間・休日における授業の開講や、集中講義形式の授業の提供
    - 情報通信技術等を活用した柔軟な学習形態の提供
    - 専門学校における「通信制」、「単位制」の制度化
    - 標準修業年限の弾力化
  - ・ 社会人の学習に係る経済的負担の軽減
- 等の取組を進めることが期待される。

なお、学校から社会・職業へ生活が移行した後に高等教育機関で学習するに当たっては、働きながら学べる環境作りが必要であり、その際には、学校側の取組の充実だ

---

\*1 各高等教育機関における実践例については、p 218～224参照。

\*2 科目等履修制度の概要については、p 180参照。

\*3 大学・大学院等における社会人入学者数等の推移については、p 177・178参照。

\*4 職業能力開発総合大学校能力開発センター調査報告書 No. 128（平成17年3月）

けではなく、企業等の理解・協力が必要であることはいうまでもなく、学校での学習がより円滑に進むような企業側の取組も期待される。

### 3. 中途退学者や無業者などのキャリア形成のための支援方策

中途退学等により学校教育を離れてしまった者は、その理由や原因は様々であるが、未就業の状態が長期化する者や、非正規雇用の職に就いている者が多いとの指摘がある<sup>\*1</sup>。このような者は、社会的・職業的自立に困難を抱えている状況にあるのではないかと考えられる。

また、社会・職業に円滑に移行できない者は、時期により増減はあっても、個人の能力にかかわらず、社会・経済の様々な状況によってある程度の人数は存在するものとして考える必要がある。

これを踏まえ、人生の中でいつでも仕事に就くことに挑戦できるような社会的な仕組みが必要と考えられる。その中では、仕事に就くために必要な教育プログラムを提供するなど、学校に今後期待される役割は極めて大きいものと考えられる。

高等学校においては、中途退学者のその後の実態の把握に努めることが必要である。中途退学者であっても、復学やほかの高等学校等への再入学を希望したり、高等学校卒業程度認定試験を目指したりする者も多い<sup>\*2</sup>。このような者のキャリア形成に関して、学校は進路等の適切なカウンセリングなどの追指導を通して、可能な限り支援を行っていくことが必要である。その際、地域の他の高等学校や専修学校高等課程等の情報を十分収集することが望ましい。

また、中学校や高等学校と教育委員会が、卒業後、進学も就職もしていない無業者に対して、進路等の相談に応じること<sup>\*3</sup>や、就職に必要な知識・技能等を習得する機会を提供すること<sup>\*4</sup>などの支援を行っている事例がみられ、このような卒業後に支援が必要な者に対する取組が期待される。

専修学校においては、公共職業訓練とも連携し、若年無業者等向けに職業的自立のための基礎的な技能を身に付けさせる講座等を開設してきており、また、特に高等課程においては、不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに対応してきている。子どもや若者の自立を支援していく上で専修学校が果たしてきた役割についても、より重視していくことが必要である。

---

\*1 中途退学後の就業状態の類型については、p 111 参照。

\*2 平成21年度の高等学校卒業程度認定試験合格者のうち、最終学歴が高等学校中退である者は、全体の約63%を占めている。

\*3 例えば、茨城県教育委員会では、設置する各高等学校のホームページ上において、進路相談窓口を開設している。

\*4 進路が決まっていない新規高等学校卒業者に対し、教育機関を活用して職業教育の場を提供している事例については、p 225 参照。

高等教育機関においては、学校の保有する資源を活用し、対人関係に課題を抱えるなど様々な理由により定職・学籍を持っていない若年者層を対象とした教育プログラムの提供及び就職支援の取組が実施されており<sup>\*1</sup>、このような取組の充実が期待される。

子ども・若者育成支援推進法の成立など、社会全体で若者の自立を支援していこうとする動きも踏まえつつ、学校や教育委員会等の教育関係機関は、労働関係部局や公共職業安定所（ハローワーク）、地域若者サポートステーションなどの若者の社会的・職業的自立を支援する機関等との連携を図り<sup>\*2</sup>、社会的・職業的自立への総合的な支援を推進することが必要である。

また、社会教育施設などにおいて、相談や情報提供を行うなど<sup>\*3</sup>、支援の必要な者に対して学習の機会が提供されるようにしていくことも必要である。

なお、学校を卒業後、無業者となるおそれのある者に対しては、学校卒業以前の指導から卒業後にかけての継続した支援が必要であるとともに、卒業後に支援を行うことのできる機関と適切に協力していく取組が期待される。

#### 4. 職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成

社会において、職業に関する学習が生涯にわたり行われるようになるためには、その基盤として、様々な職業に就くために必要な知識・能力等と、その知識・能力等を修得するために必要な学習内容が明確化されていることが重要である。また、職業・労働市場が流動化し、様々な知識や人が異動する社会においては、それぞれの知識・能力等や学習プログラムについて、その質が保証・明確化されるとともに、その相互の関係が体系化・明確化されていることが必要である。また、このような動きと合わせて、職業資格の国際化等の動きにも目を向けておく必要がある。

このため、諸外国においては、例えばイングランドの「全国資格枠組み（National Qualification Framework（NQF））」のように、様々な分野の職業知識・能力等を段階的に可視化し、段階に応じて必要な教育プログラムの内容等を明らかにした枠組みを構築している国などもある<sup>\*4</sup>。

我が国においても、職業に関する学習が生涯にわたり行われ、学習成果が職業生活で適切に評価されるような社会の構築に向け、諸外国と我が国の状況の違いを考慮しつつ、このような取組も参考にし、職業に必要な知識・能力等と、その知識・能力等

\*1 各高等教育機関における実践例については、p 226・227 参照。

\*2 学校・教育委員会と地域若者サポートステーションが連携している事例については、p 228 参照。

\*3 図書館において職業に関する情報を提供している事例については、p 229 参照。

\*4 イギリス（イングランド）における職業資格と学位等の資格枠組みについては、p 183・184 参照。

を修得するために必要な学習内容の明確化や、学習内容の質の担保、職業に必要な能力に着目した雇用といった要素が一体的に機能するような、職業に必要な能力とその能力を身に付けるための教育や訓練のプログラムをつなげる枠組みの構築に向けた取組を進めることが必要である。

# キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方

## 1. 連携の基本的な考え方

教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」と定めるとともに、教育振興基本計画においては、基本的考え方の一つとして、「横」の連携、すなわち、教育に対する社会全体の連携の強化を挙げている<sup>\*1</sup>。

キャリア教育は、一人一人の生き方にかかわり、自己と働くこととの関係付けや価値付けを支援する教育であり、キャリア形成には、一人一人の成長・発達の過程における様々な経験や人との触れ合いなどが総合的にかかわってくる。

教育基本法や教育振興基本計画の考えの下、キャリア教育を十分に展開するためには、学校が家庭や地域・社会、企業、職能団体や労働組合等の関係機関、NPO等と連携することが必要不可欠である。このように、学校と様々な者がパートナーシップを発揮して、互いにそれぞれの役割を自覚し、一体となった取組を進めることが今後ますます重要になっている。

また、職業教育については、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てるという性質や、地域によって産業や雇用の状況、人材ニーズ等が大きく異なることなどから、「地域の人材は地域で養成する」という観点に立ち、地域の企業や関係機関等との密接な連携の下に行われることが不可欠である。地域の企業等との連携した職業教育の充実は、近年大きな課題となっている地域の自立や活性化の観点からも大きな意義を有するものであり、地方公共団体等の積極的な対応が求められる。

## 2. 地域・社会との連携

子どもに仕事や職業を認識させるためには、社会や仕事・職業について実感を持って理解することが必要である。

しかし、教員が社会に存在する多くの仕事について実感を持って指導することは困難な場合がある。また、社会が多様化・複雑化する中で子ども・若者の自立を支援していくためには、雇用や福祉などについての一定の知識や経験を持っている者と協同してかかわることが望ましい場合もある。地域・社会の様々な立場の方々の中には、

---

\*1 教育振興基本計画では、「地域住民や企業等も受け身的な立場にとどまることなく、社会の一員として教育に責任を共有するとの認識の下、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することなどが期待される」としつつ、「社会の多様な主体が多様な形態で教育にかかわることは、働くこと、社会とつながり、社会に参画することの意義について身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げることにもなる。」としている。

社会人・職業人としての知識や経験の豊富な方が数多くおり、学校の教育活動に様々な参画していただくことが不可欠な要素である。

このような活動は、現在でも既に多様な形で行われている。その方法は大きく分けて、卒業生や社会人の講話、グループに分かれての話し合い、知識や技能をいかした授業などの学校内で行われる教育活動に参加する方法と、インタビューや対話、ジョブシャドウ、職場見学、職場体験活動・就業体験活動など、子ども・若者が企業や地域・社会に出向いて実際の人や仕事に触れさせるという方法がある。

各学校は、その目的や期待する効果等をあらかじめ明確にし、それを地域・社会に対して説明するとともに、外部に任せきりにすることにならないよう、各学校の教職員が主体的にかかわることが必要である。その際、地域・社会に対しては、学校教育への様々な支援方法があることを提示しつつ、協力を仰いでいくことなどが望まれる。また、学校における活動への地域・社会の協力を促すための拠点整備等、施設面での対応も重要である。

この協力の方法の一つとして、地域・社会の人々のボランティアが考えられるが、このような地域・社会の人々の「志」をいかしていくためには、例えば、小・中学校における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携・協力の下に行われる教育活動の中でも取り組まれることが望まれる。

特に、若者に関する支援等については、様々な専門知識や様々な経験に基づく知識、地域や状況等に応じた多様な手法、個々の状況に応じたきめ細かな対応など、NPO等の団体など多様な主体による支援等が期待され、また展開されている。キャリア教育や職業教育についても、このような実績のあるNPO等の団体との連携も考えられ、また期待される。

### 3. 産業界等との連携

キャリア教育・職業教育を進める上では、地域・社会と並んで、経済団体等の産業界等、学校、行政のそれぞれの役割を踏まえた連携・協力も極めて重要である。

産業界等との連携については、例えば、職場体験活動や就業体験活動に見られるように、学校からは「受入先の確保が困難」という課題が多く挙げられる一方、企業からは教育支援活動を行わない理由として「学校側から企業への支援要望がない」ということが最も多く挙げられている調査があるなど<sup>\*1</sup>、その調整に課題がある場合が多く見られる。

現状では、連携を図る上で学校ごとに調整を図る場合が多いと思われるが、このよ

---

\*1 企業が教育支援活動を行わない理由については、p 185 参照。

うな課題に対処する方法として、経済団体やPTA、校長会、自治会、職能団体や労働組合等の関係機関、NPO等の協力を得て協議会を設置するなど、地域・社会で取り組んで円滑に進めている事例があり<sup>\*1</sup>、学校種を越えて地域の学校と地域・社会や産業との効果的な連携の促進も期待される。少なくともこのような取組を各地域・社会で構築していくことが必要である。また、都道府県レベルの中学校・高等学校の校長会における進路指導・キャリア教育を担当する委員会・部会等が中心となって、各学校と地域・社会や産業界等との連携を調整することも効果的と考えられ、このような取組も期待される。

さらに、学校と企業等との調整（コーディネート）を図る人材として、例えば、中学校や高等学校に担当する教職員を配置することや、教育センターや教育事務所などに専任の職員を配置すること、上記に示した協議会に担当の職員を配置することなどにより、学校外の教育資源との連携・協力に対する助言や、具体的な調整を図ることができると考えられる。実際にも、企業関係者等を教育委員会が委嘱して学校に派遣したり、あるいは、キャリア教育に関する支援員として学校に配置したりして、これらの人材が就業体験活動の受入先の調整等を行うといった事例が見られており、このような取組が一層推進されることが望まれる。なお、その際には、へき地などの地域の事情等にも配慮することが望まれる。

職業教育については、設置者や各学校が、地域・社会や産業でどのような知識や技能、能力を持った人材が必要とされているのかを把握し、在学時から地域の企業等が協力して生徒・学生の能力を高めていくことが、学校から社会・職業への円滑な移行の点からも効果的であると考えられる。将来の地域の産業・社会を担い発展させることができる人材を育成するため、地方産業教育審議会等の機関を活用・活性化し、地域の人材需要と各学校の人材育成との関連を図ることが期待される。

多くの大学等においては、企業等と連携し、学生・生徒が実際に職場に赴き就業体験活動を行うインターンシップが行われている<sup>\*2</sup>。これらは、主として就職体験や職業意識の形成を目的に行われており、学生・生徒が、自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することを通じて、労働への意欲・態度を高めるとともに、必要とされる専門的知識・技能や職場に関する理解を深めて、自己の適性や志向に照らし具体的に進路を考える機会として、大きな役割を果たしている。

一方、これらのインターンシップは、実施期間が3週間未満のものが9割を占めており、キャリア教育としての意義は大きいものの、職業教育としては必ずしも十分とはいえない状況にある。今後は、特に高度専門人材の育成を中心として、既に一部の

\*1 協議会等の設置により、キャリア教育・職業教育を円滑に進めている事例については、p 230・231参照。

\*2 授業科目として位置付けてインターンシップを行っている大学等：大学67.7%、短期大学43.6%、高等専門学校100%（平成19年度）。実施率や体験者数の割合の推移、他の学校種の実施状況については、p 129参照。



大学院で実施されているように、大学等と企業・学会等が協同して、企業等での活動を数か月程度組み込んだ教育プログラムを開発し、専門技能の向上や現実問題に対応する課題設定力の育成、企業活動全体の中で自らの専門の位置付けを理解することなど、より実践的・具体的な教育目的を有した活動へと発展していくことが期待される。

また、産業構造・就業構造や人材需要は、地域によって大きく異なることから、地域の産業界、自治体、NPO等と複数の大学等が連携して、地域の人材育成の需要に対応した教育プログラムの開発等を行う体制を強化するなど、職業教育における産業界等との一層の連携・協力が望まれる。

さらに、キャリア教育・職業教育の振興に協力する企業等については、顕彰などにより学校に協力しやすい環境づくりを進めていくことも必要である。

昨今、新規大学卒業生を中心とした就職採用活動の早期化・長期化は、学生が学校教育を十分に受ける機会を妨げているといった問題点が指摘されている。学校において、仕事や職業に必要な力や自分自身のキャリアを形成していくことができる力をしっかりと身に付けることは、企業及び学生・生徒の双方にとって当然に望まれることであるから、企業及び学生・生徒の双方にとってよりよい就職採用活動の実現に向けて、多くの企業が、適正な採用活動に関する規範を自ら宣明し、遵守することを期待したい。

#### 4 . 学校間や異校種間の連携

一人の人間の成長を考えた場合、小学校から中学校、中学校から高等学校などの学校間の移行には連続性があり、このような発達段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図るためには、学校種間の円滑な連携・接続を図ることが重要である。

各学校は、異なる学校種の活動についての理解を深め、その理解を前提とした系統性のある指導計画を作成することが必要である。また、子ども・若者一人一人の発達の状況を的確に把握し、それに対するきめ細かな支援を行うためには、児童生徒のキャリアの発達に関する情報を次の学校段階に引き継いでいくことが必要である。

学校間の連携については、例えば、高等学校において、生徒の興味・関心、進路希望等に適切に対応するためには、各学科の教育力をいかした協力や先進的な取組の共有などが必要であり、学校間連携の充実や教育委員会による取組の検討が必要である。

#### 5 . 家庭・保護者との連携

家庭は、子どもたちの成長・発達を支え、自立を促す重要な場であり、働くことに対する保護者の考え方は、子ども・若者のキャリアの発達に大きな影響を与える。保護者が、子どもに働く姿を見せたり、子どもと働くことの大切さについて話し合った

りすることを通じて、子どもは多くのことを学ぶことができることから、家庭における働きかけは極めて重要である。

また、キャリア教育を進めるに当たり、各学校は、このような家庭や保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、保護者が子どもの進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況などを踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化などの現実に応じた情報を提供して、子どもに働きかけることなどについても、共通理解を図ることが必要である。

保護者が学校の取組を理解し、学校と一体となって子ども・若者の成長・発達を支えていくことはますます重要になっている。キャリア教育に関する学校の活動に対する保護者の協力としては、例えば、職場体験講座などにおいてPTAの会員(保護者)が子どもたちに講話を行う実践などが行われており、大きな教育効果をもたらしている場合も多い。学校から保護者に積極的に働きかけるとともに、保護者が自らの社会人・職業人としての経験等をいかして学校の活動に協力することが期待される。

家庭においても、例えば、小さいころには家事の分担をさせたり、成長に応じて、ボランティア活動や公民館の活動、地域行事等へ参加させたり、様々な職業生活の実際や仕事には苦労もあるがやりがいや達成感もあると感じ取らせたりすることなど、子どもの自立を促すために家庭でできることの実践を勧めたい。

また、保護者自身が、働く姿だけでなく、ボランティア活動や地域行事等に参加することなど社会へ参加する姿が、子どもに対して将来の生き方を考える上での有益な影響を与えることにつながるとも考えられ、こうした保護者の活動も望まれる。

## 6 . 関係行政機関との連携

国においては、「産学人材育成パートナーシップ」のように、産業界との対話による大学と産業界が協働して解決すべき課題等の検討も必要であり、例えば、職業能力の開発・向上の促進等を担う厚生労働省や、企業やNPO等の民間主体の組織・人材の育成等を担う経済産業省等の関係府省間での連携・協力を図ることが必要である。

# 目次

## 社会・職業の現状等

名目GDPに占める産業別割合の推移.....	101
産業別就業者数及び構成割合の推移.....	101
職業別就業者数及び構成割合の推移.....	102
産業別労働者の過不足状況判断(D・I.).....	102
職種別労働者の過不足状況判断(D・I.).....	103
雇用形態別雇用者数の推移.....	103
若年者の失業率、非正規雇用率の推移.....	104
若年無業者・フリーターの数の推移.....	104
新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移.....	105
各学校卒業者の就職者数の推移.....	105
就職率の推移(学校種別).....	106
職業別就職者数の推移(学校種別).....	106
就職者の全体構成の推移(学校種別).....	107
新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み(平成22年度).....	107
学生の就職活動の概要.....	108
人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳.....	108
職業教育訓練(OFF-JT)を受講した労働者の比率(雇用形態別).....	109
20~24歳(在学者を除く)における正規雇用者の比率の推移(男女別).....	109
女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状.....	110
新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移(各年度3月末時点).....	110
学歴別の正社員割合.....	111
中途退学後の就業状態の種類.....	111
企業の人材水準への評価(学歴別).....	112
新規採用にあたって重視する点.....	112
新規求人倍率の推移.....	113
将来的な雇用ニーズに関する提言等.....	113
今後求められる人材養成の方向性に関する提言等.....	114
技術者に求められる能力.....	114
技能者の過不足状況.....	115

## 子ども・若者の意識等

大学1年生が職業を意識した時期.....	1 1 5
大学への進学理由（職業を意識した時期別）.....	1 1 6
大学生の職業に関する意識（職業を意識した時期別）.....	1 1 6
現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（中学生）....	1 1 7
現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（高校生）....	1 1 7
高等学校に入学した動機（学科別）.....	1 1 8
高校生が目指している人やあこがれている人の有無.....	1 1 8
進路を考える時の高校生の気持ち.....	1 1 9
進路選択に関する高校生の気掛かり.....	1 1 9
進路を選択するときの悩み（職業を意識した時期別）.....	1 2 0
働くことに関する高校生の気掛かり.....	1 2 0
高等学校を中途退学する理由.....	1 2 1
最近の学生相談の内容.....	1 2 1
高等教育段階の中途退学者の現状.....	1 2 2
職業を離職した理由.....	1 2 2

## 学校教育の現状等

### （1）全般

日本の学校系統.....	1 2 3
各学校種の主な制度.....	1 2 3
教育の目的・目標規定.....	1 2 4
後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況.....	1 2 4
「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の構成.....	1 2 5
「キャリア発達にかかわる諸能力（例）」と「基礎的・汎用的能力」の関係（イメージ）.....	1 2 5
「生きる力」.....	1 2 6
「学士力」.....	1 2 6
「人間力」.....	1 2 7
「社会人基礎力」.....	1 2 7
「就職基礎能力」.....	1 2 8
生徒・学生の労働者の権利に関する知識の理解状況.....	1 2 8
職場体験・インターンシップの実施状況.....	1 2 9

## (2) 初等中等教育

小学校・中学校・高等学校におけるキャリア発達.....	1 2 9
職場体験活動（中学校）・就業体験活動（高等学校）の効果.....	1 3 0
公立中学校における職場体験の実施状況.....	1 3 0
中学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の期待.....	1 3 1
中学校卒業者の進路状況（平成 21 年 3 月）.....	1 3 2
後期中等教育段階の学校数の推移（学校種別）.....	1 3 2
後期中等教育段階の生徒数の推移（学校種別）.....	1 3 3
高等学校制度の概要.....	1 3 3
高校生の数・高等学校への進学率の推移.....	1 3 4
高等学校の卒業生数・進路状況の推移.....	1 3 4
高等学校の学科数・生徒数（学科別）.....	1 3 5
高等学校の学科数の推移（学科別）.....	1 3 5
高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移.....	1 3 6
高等学校卒業者の進路別の割合（学科別）（平成 21 年 3 月）.....	1 3 6
高等学校卒業者の就職率（都道府県別）（平成 21 年 3 月）.....	1 3 7
高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（昭和 45 年 3 月）.....	1 3 7
高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（平成 21 年 3 月）.....	1 3 8
高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（昭和 45 年 3 月）.....	1 3 8
高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（平成 21 年 3 月）.....	1 3 9
高等学校専攻科の概要.....	1 3 9
高等学校におけるキャリア教育の取組状況.....	1 4 0
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況.....	1 4 0
高等学校における就業体験活動の効果（実施期間別）.....	1 4 1
高等学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の要望.....	1 4 2
高等学校在学時に実施してほしかった体験活動（学科別）.....	1 4 2
科目「産業社会と人間」の概要.....	1 4 3
「産業社会と人間」で実施している教育活動.....	1 4 3
「産業社会と人間」を実施したことによる成果.....	1 4 4
「産業社会と人間」と関連付けて実施している教科・科目等.....	1 4 5
「産業社会と人間」の指導体制.....	1 4 5
「産業社会と人間」を実施することの意義.....	1 4 6
公立高等学校の普通科における職業教科の開設状況.....	1 4 6
大学における専門高校・総合学科卒業生入試の実施状況.....	1 4 7
特別非常勤講師制度.....	1 4 7
特別免許状制度.....	1 4 8

総合学科を導入したことによる成果 .....	1 4 8
総合学科で学ぶことへの満足度 .....	1 4 9
総合学科の課題 .....	1 5 0
総合学科の特色についての生徒の認識.....	1 5 1
総合学科に満足している点.....	1 5 1
専修学校高等課程（高等専修学校）の制度の概要.....	1 5 2
専修学校高等課程（高等専修学校）の状況.....	1 5 2

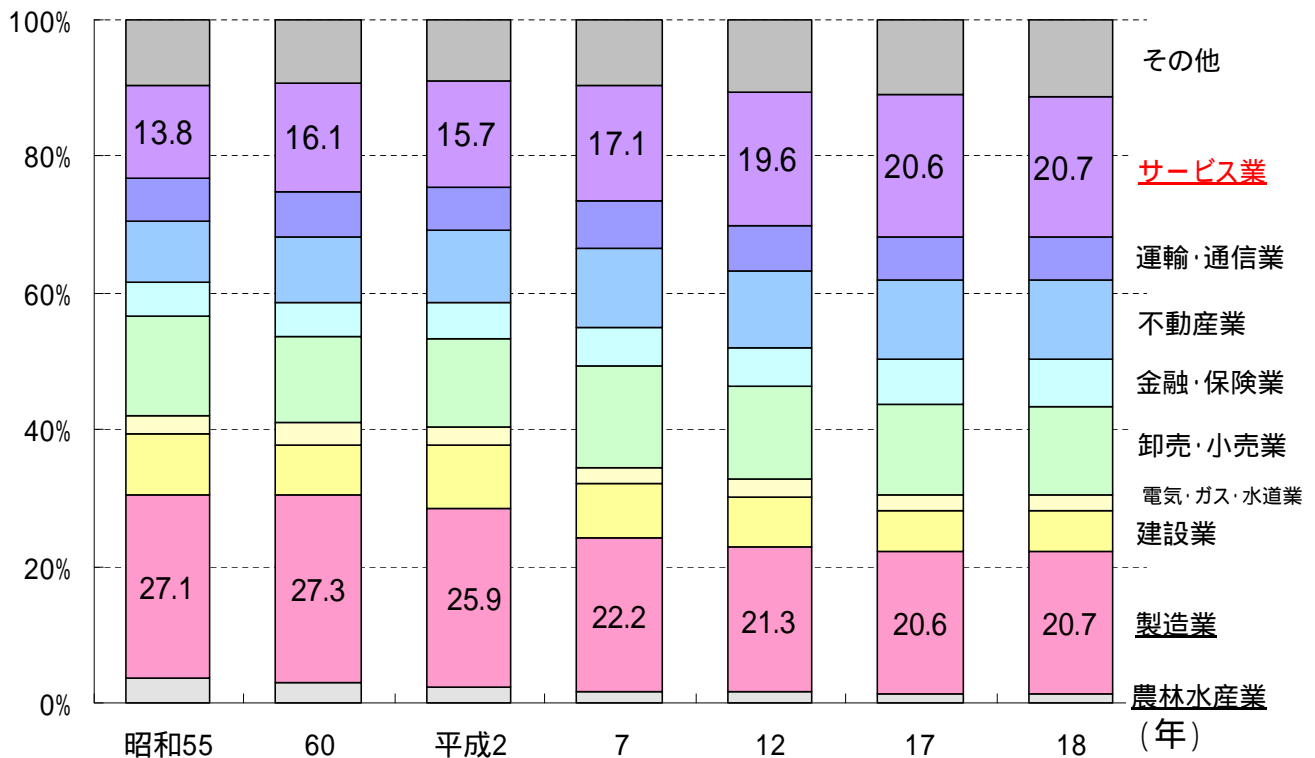
### （ 3 ） 高等教育

1 8 歳人口、高等教育機関への進学率の推移 .....	1 5 3
大学の学校数及び学生数の変遷、大学の学科別学生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 3
短期大学の学校数及び学生数の変遷、短期大学の学科別学生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 4
高等専門学校の学校数及び学生数の変遷、高等専門学校の学科別学生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 4
専門学校の学校数及び生徒数の変遷、専門学校の学科別生徒割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 5
大学の関係学科別進路別卒業生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 5
短期大学の関係学科別進路別卒業生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 6
高等専門学校の進路別卒業生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 6
専門学校の学科別卒業生割合（平成 20 年度間） 専門学校の大学への編入生割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 7
大学の関係学科別産業別就職者割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 7
大学の関係学科別職業別就職者割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 8
短期大学の関係学科別産業別就職者割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 8
短期大学の関係学科別職業別就職者割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 9
高等専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成 21 年 3 月） .....	1 5 9
高等専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成 21 年 3 月） .....	1 6 0
専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成 20 年度） .....	1 6 0
専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成 20 年度） .....	1 6 1
大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例 .....	1 6 1
主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等 .....	1 6 4
大学におけるキャリア教育の取組状況.....	1 6 8
大学生が受けた授業の形態別割合（4 年以上） .....	1 6 8
大学（学部）における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況（平成 19 年度） .....	1 6 9

短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況（平成 19 年度）	1 6 9
.....	
大学等における職業意識の形成に関わる授業科目の開設状況に関する学校数の割合	1 7 0
.....	
高等専門学校教育の充実について	1 7 0
高等専門学校卒業生の資質・能力に対する評価	1 7 1
専門学校卒業生に対する評価	1 7 1
専門学校卒業生の採用理由と育成方針、専門学校教育に対する期待	1 7 2
大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合	1 7 2
専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の割合	1 7 3
専門学校の専門分野別教員（本務及び兼務）実務経験年数割合	1 7 4
大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違	1 7 4
旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例	1 7 5
諸外国の職業教育に関する高等教育機関	1 7 5
我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究	1 7 6
（４）生涯学習	
社会人入学者数の推移（大学院）	1 7 7
社会人入学者数の推移（大学）	1 7 7
社会人入学者数の推移（短期大学）	1 7 8
社会人の受入れ状況の推移（専修学校）	1 7 8
各学校段階における卒業者・中途退学者の状況（一部推計）	1 7 9
子ども・若者育成支援推進法について（内閣府作成資料）	1 7 9
履修証明制度の概要	1 8 0
科目等履修制度の概要	1 8 0
諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向	1 8 1
イギリス（イングランド）における職業資格と学位等の資格枠組み（2002.9～）	1 8 3
.....	
イギリス（イングランド）における新しい資格枠組み（QCF）について	1 8 3
Qualifications and Credit Framework（QCF）の資格例について	1 8 4
（５）様々な連携の在り方	
中学校における職場体験活動の課題	1 8 4
高等学校において就業体験活動を実施しない理由	1 8 5
企業が教育支援活動を行わない理由	1 8 5
産学人材育成パートナーシップ	1 8 6

# 名目GDPに占める産業別割合の推移

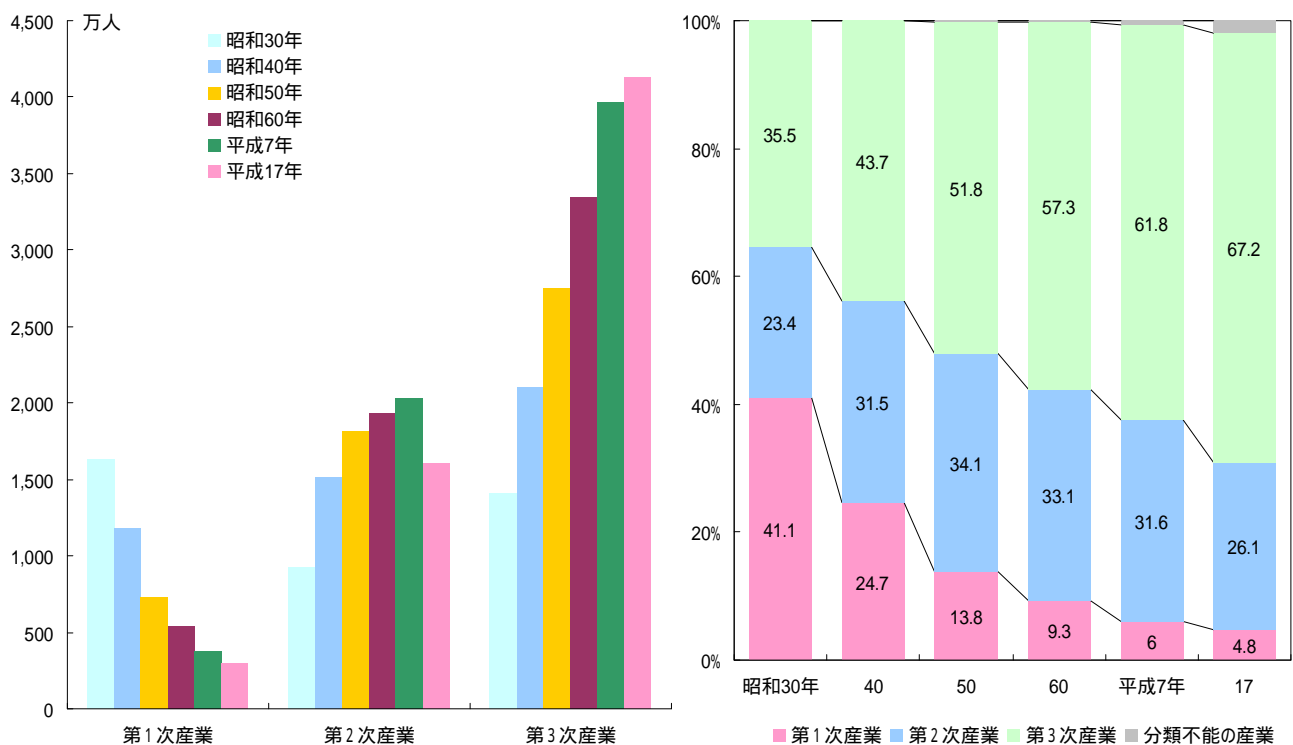
経済のサービス化の進展など産業構造が変化



資料：内閣府「国民経済計算」

# 産業別就業者数及び構成割合の推移

第1次産業は大幅に減少。第2次産業は増加傾向から減少に転じている。  
第3次産業は一貫して上昇傾向。

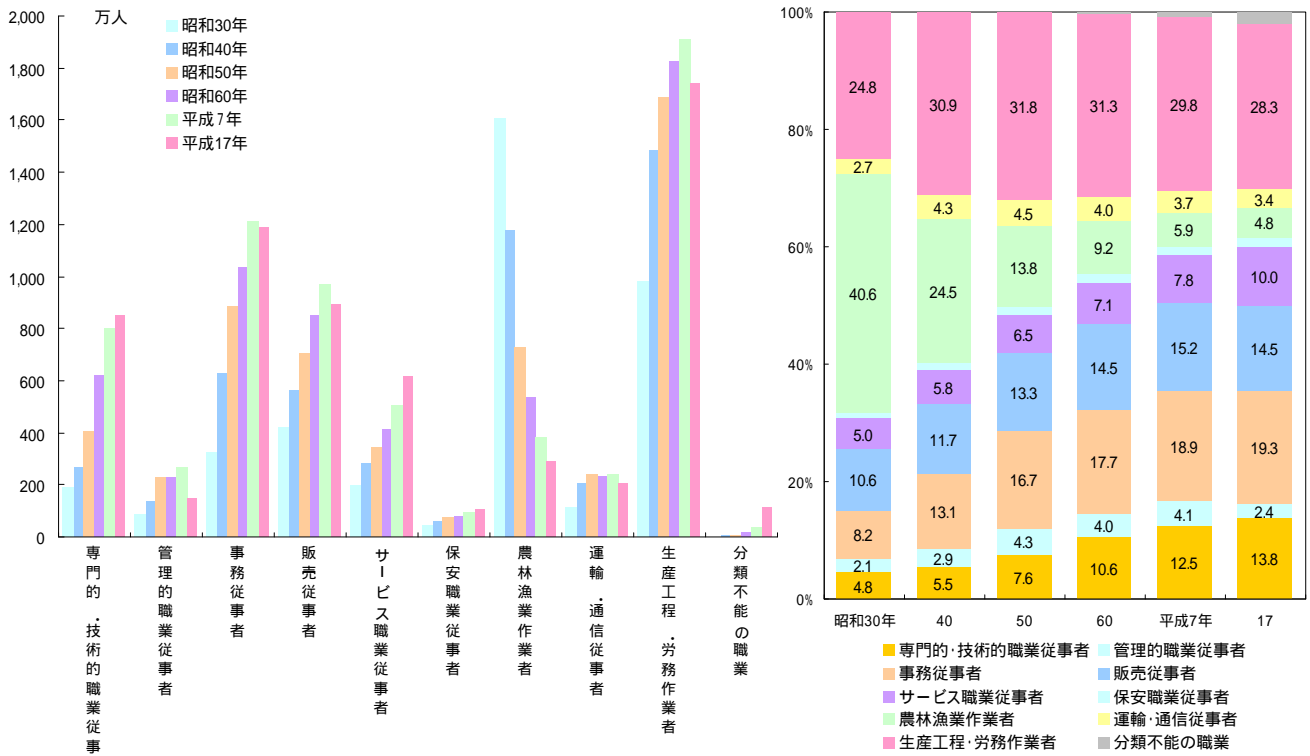


資料 総務省統計局「国勢調査」



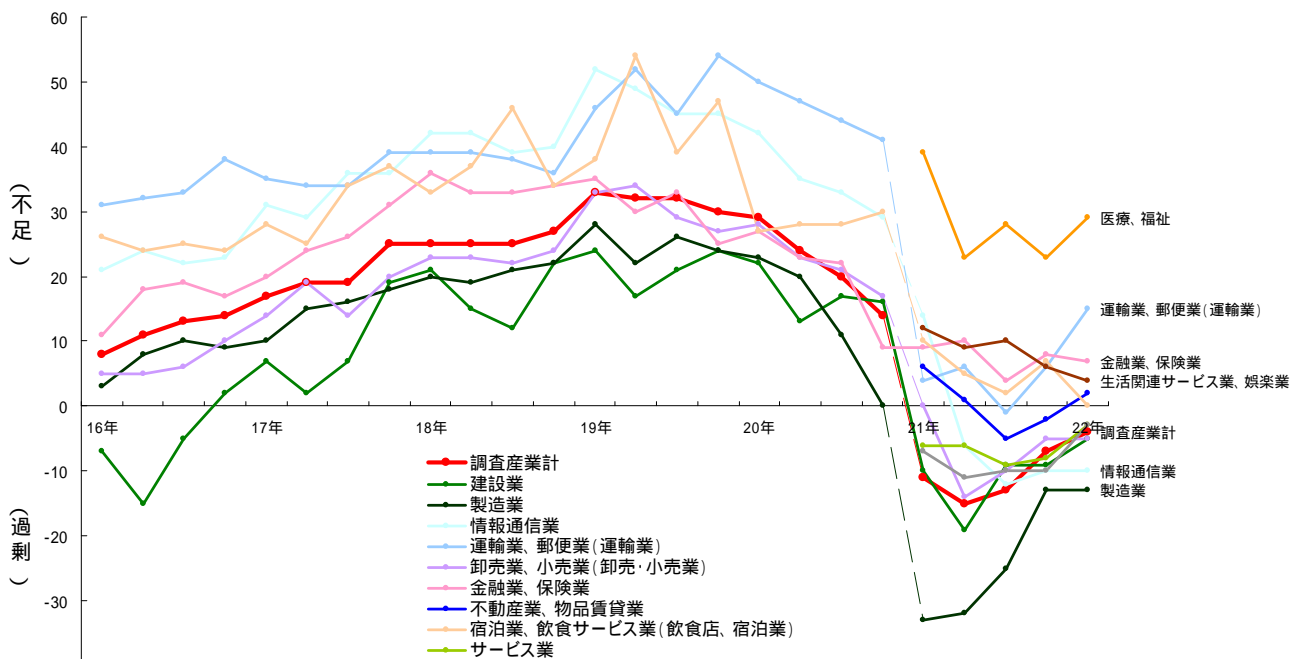
# 職業別就業者数及び構成割合の推移

農林漁業作業者が大幅に減少。専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者が一貫して上昇傾向。生産工程・労務作業者はかつて大幅に上昇したが、近年は減少。



# 産業別労働者の過不足状況判断（D・I）

平成22年2月現在では、医療・福祉、運輸業・郵便業、金融業・保険業などの業種で労働者が不足。情報通信業や製造業で労働者が過剰

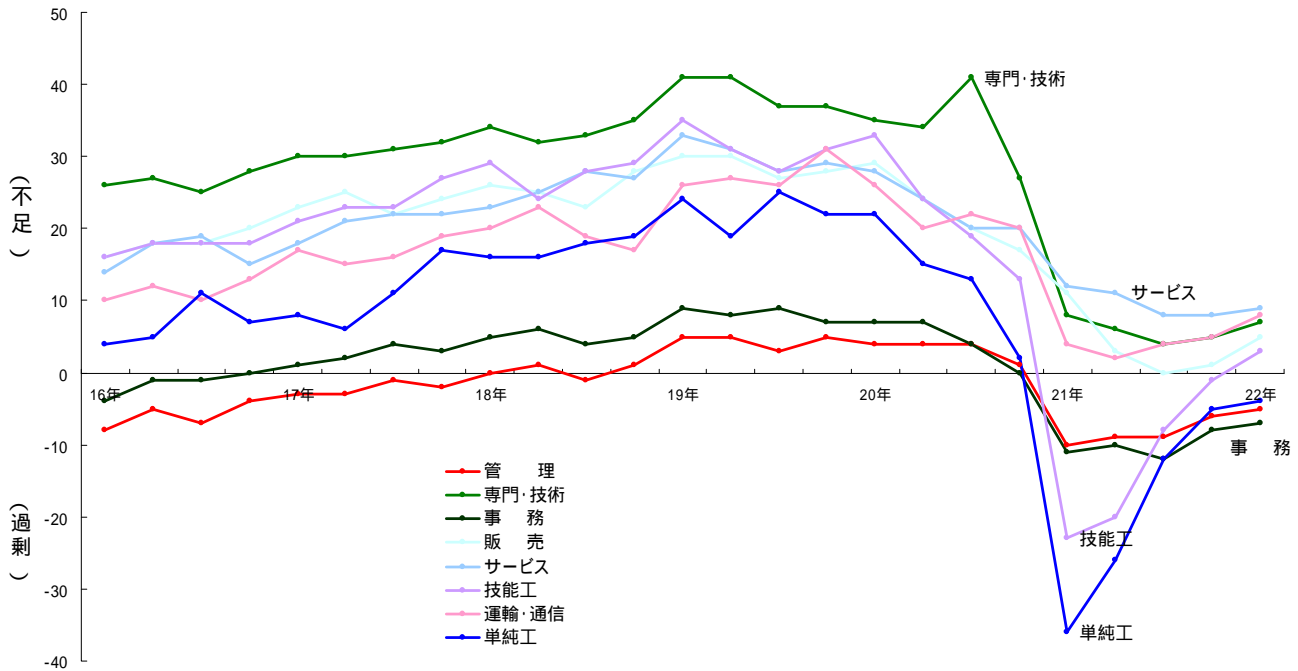


(注) ・常用労働者の数値。  
 ・「労働者過不足判断D・I」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。  
 ・日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、平成21年調査から新産業分類に基づき、産業分類を変更したため、一部、平成20年11月調査と平成21年2月調査とは接続しない。（点線部）

資料：厚生労働省「労働経済動向調査」

## 職種別労働者の過不足状況判断（D・I）

職種別では、平成22年2月現在、サービスや運輸・通信、専門・技術の職種が不足。事務職や管理職が過剰。長期的には、専門・技術職が不足傾向

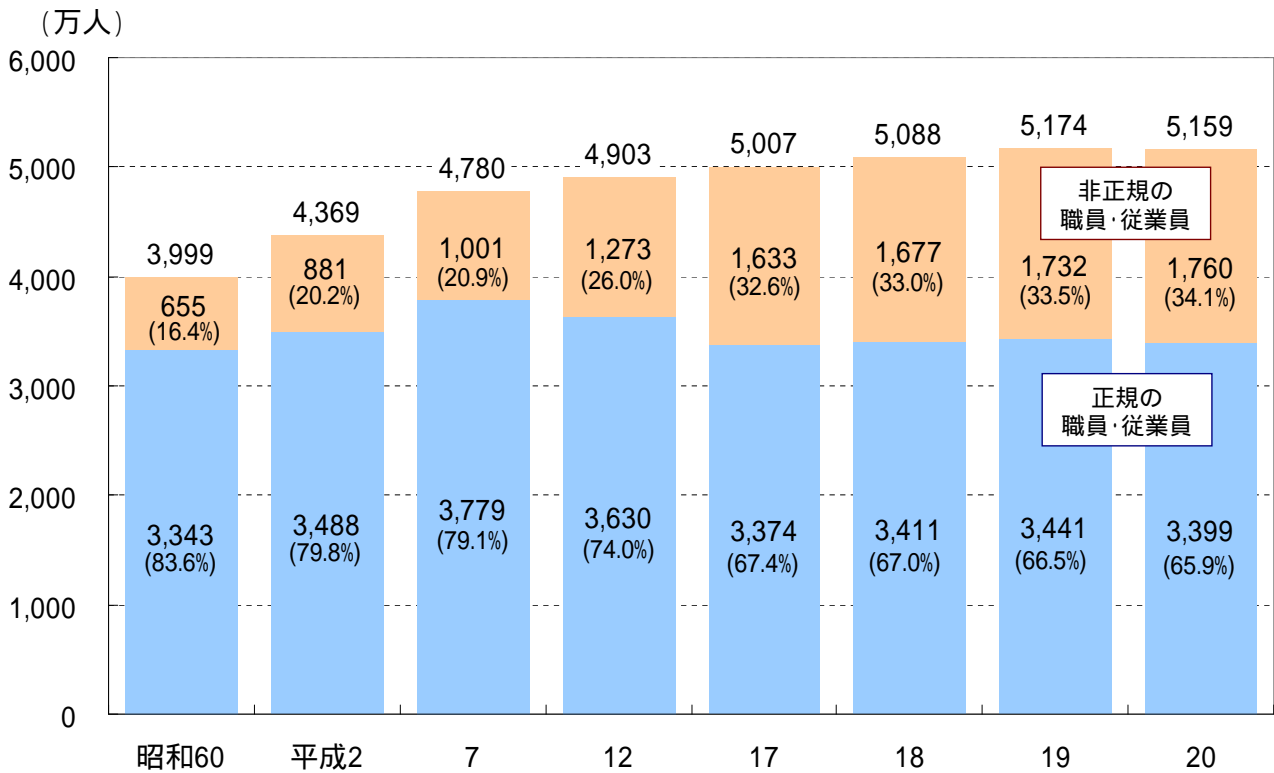


(注)・常用労働者の数値。  
 ・「労働者過不足判断D・I」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。

資料：厚生労働省「労働経済動向調査」

## 雇用形態別雇用者数の推移

非正規の職員・従業員の数・割合は増加傾向にある。

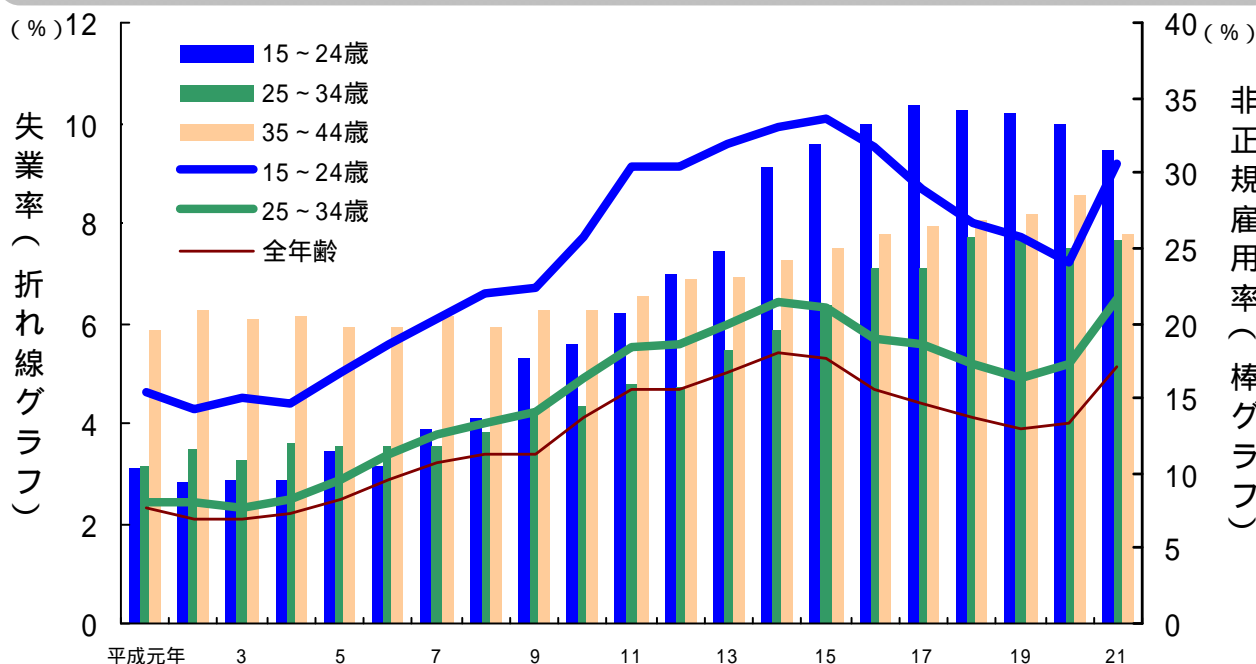


平成12年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成17年以降は「労働力調査詳細集計」(年平均)

資料：総務省「労働力調査」

## 若年者の失業率、非正規雇用率の推移

若年者の失業率は、平成15年まで増加傾向。その後、減少傾向に転じたが、再び増加。全年齢の平均と比べて若年者は高いことが特徴。非正規雇用率は、40歳前後と比べて、20歳前後の上昇の幅が大きく、近年は、全体として上昇したまま横ばいの傾向



完全失業率は、年平均。21年1~11月平均のデータは、原数値の単純平均。

非正規雇用率は、非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15~24歳では在学中の者を除く。

資料：失業率は、総務省統計局「労働力調査」。

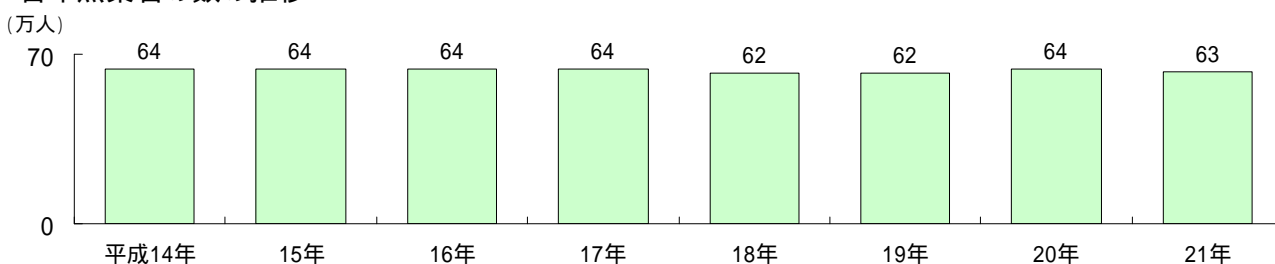
非正規雇用率は、総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1~3月期調査)。

## 若年無業者・フリーターの数の推移

若年無業者は、平成14年以降、約60万人超で推移

フリーターは、平成15年をピークに減少傾向に転じたが、平成21年は増加し約178万人

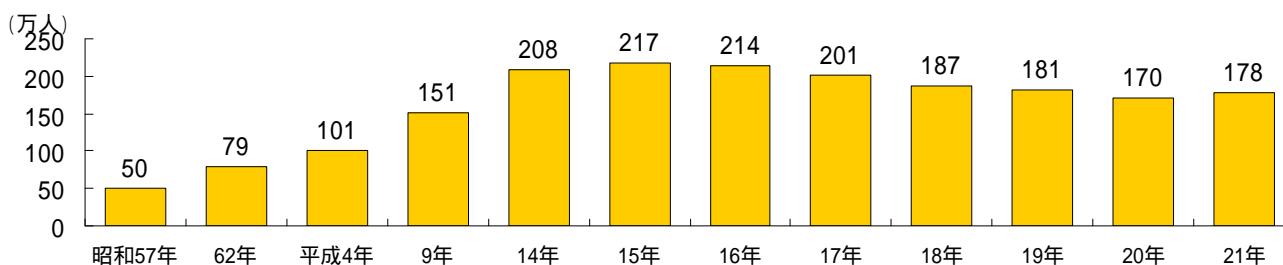
### 若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

### フリーターの数の推移



(注)「フリーター」の定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、

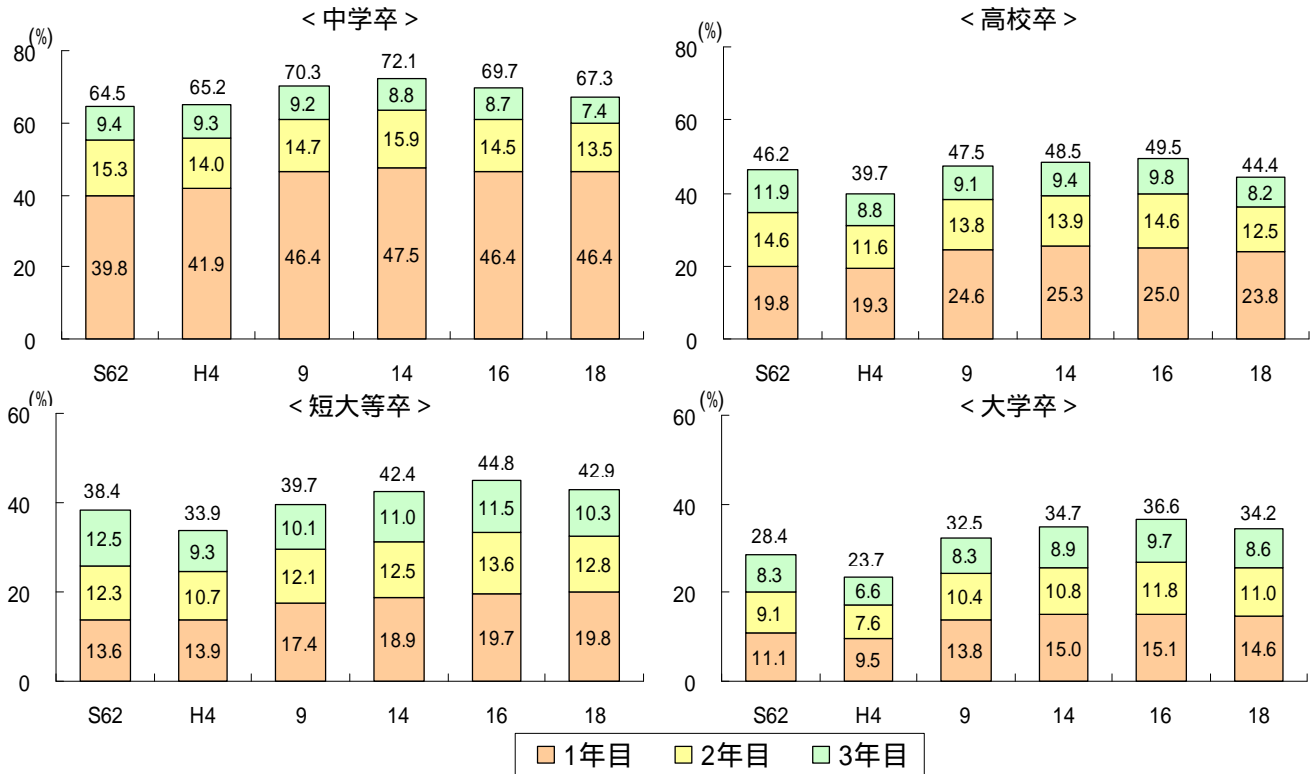
2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、

3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

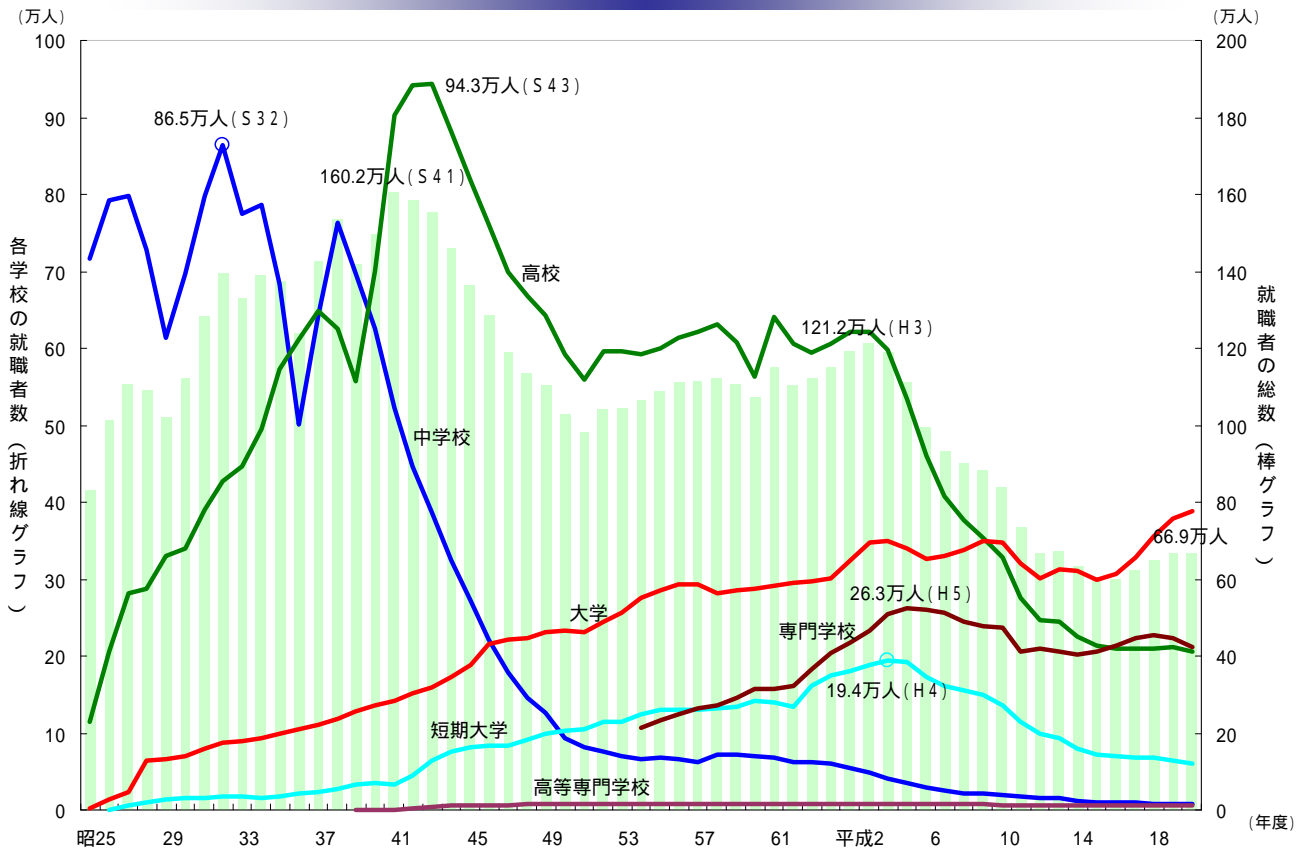
## 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移

中学卒で約7割、高校卒で約5割、大学等卒で約4割が、新規学卒就職後、3年以内に離職



資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」。各年いずれも3月卒を示す。

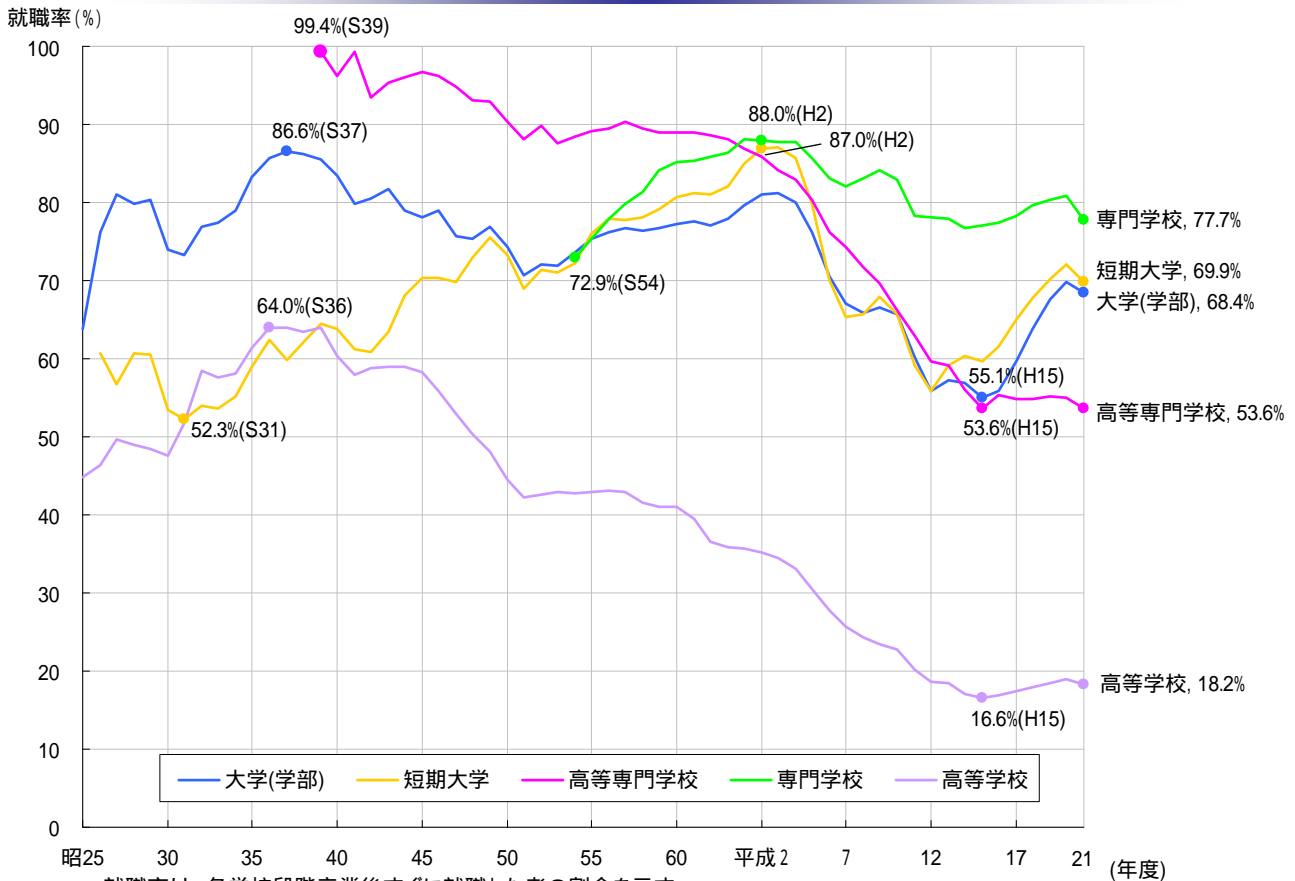
## 各学校卒業者の就職者数の推移



就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

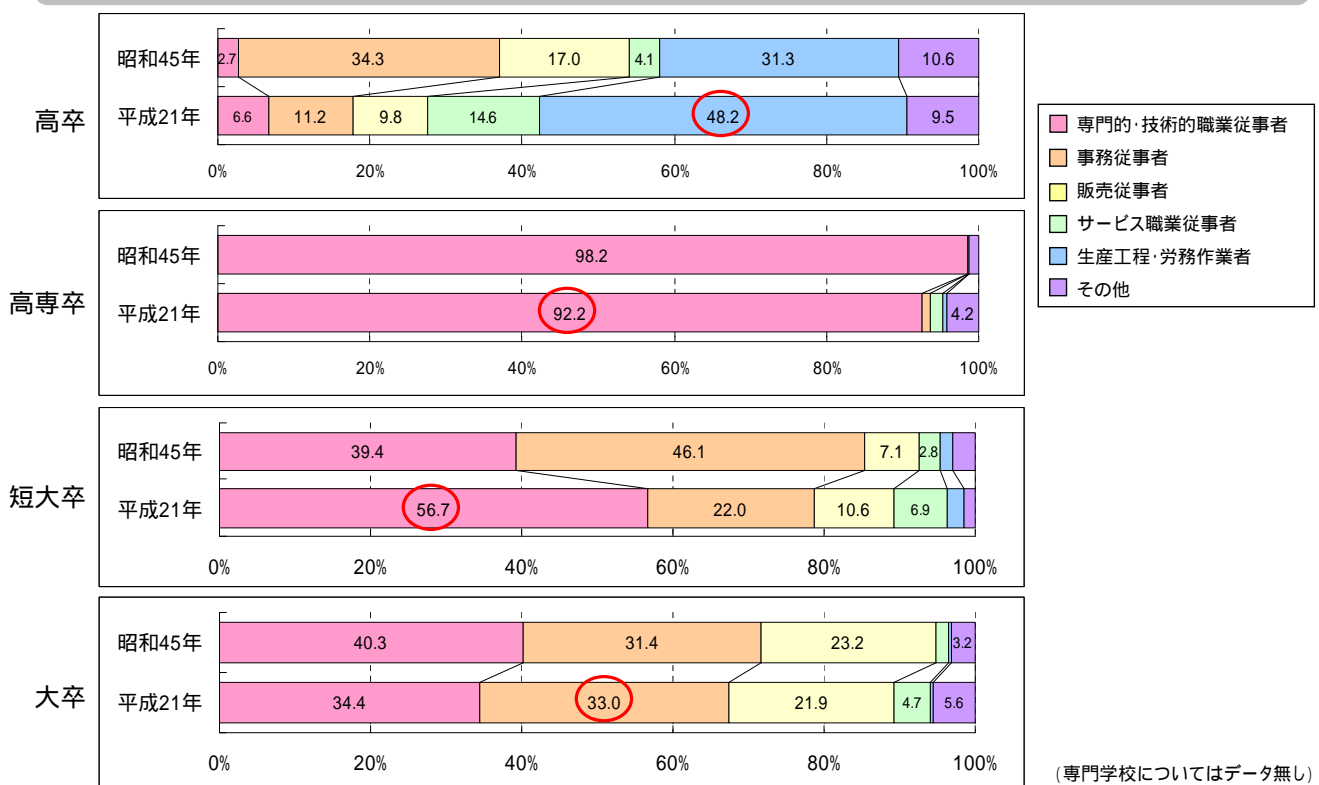
資料：文部科学省「学校基本調査」

## 就職率の推移 (学校種別)



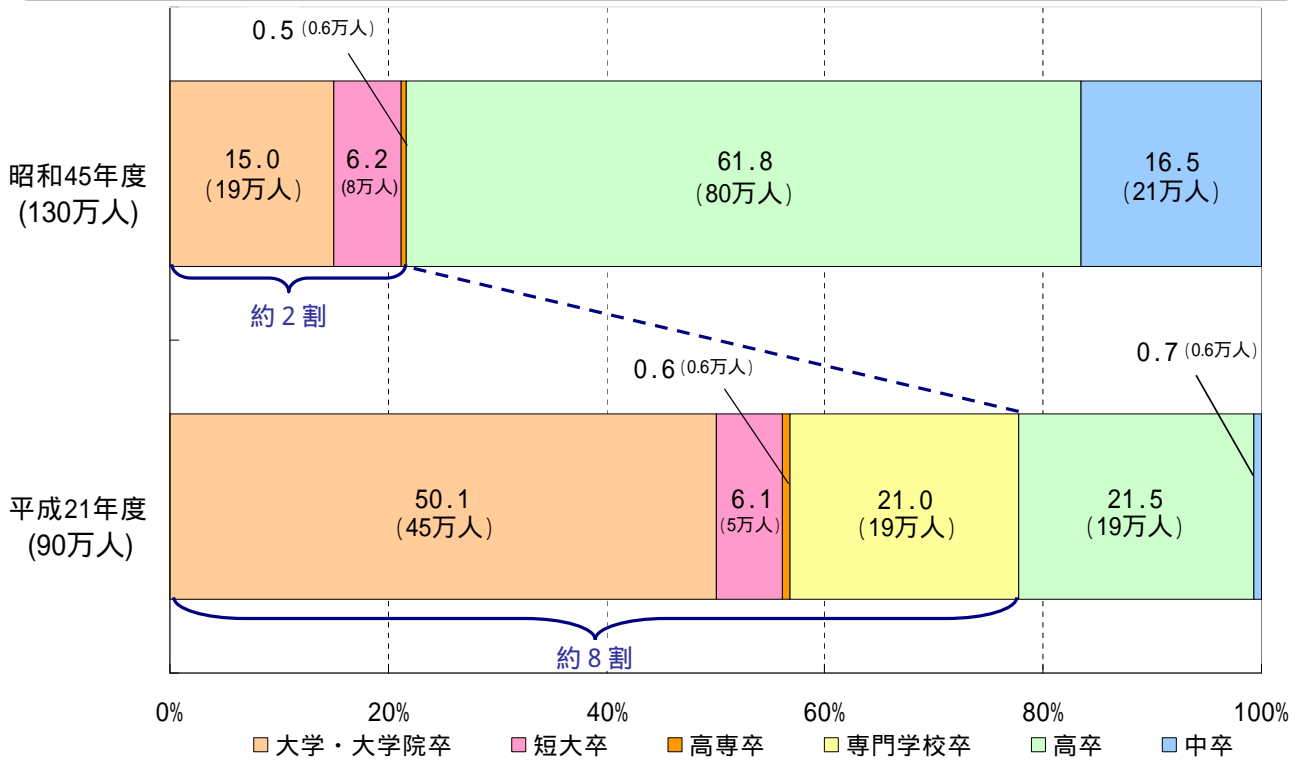
## 職業別就職者数の推移 (学校種別)

高卒は生産工程・労務作業、高専・短大卒は専門的・技術的職業従事者、大卒は事務従事者が最も多くなっている。



# 就職者の全体構成の推移

近年、就職者は高等教育修了者が中心に（昭和45年度：約2割 平成20年度：約8割）

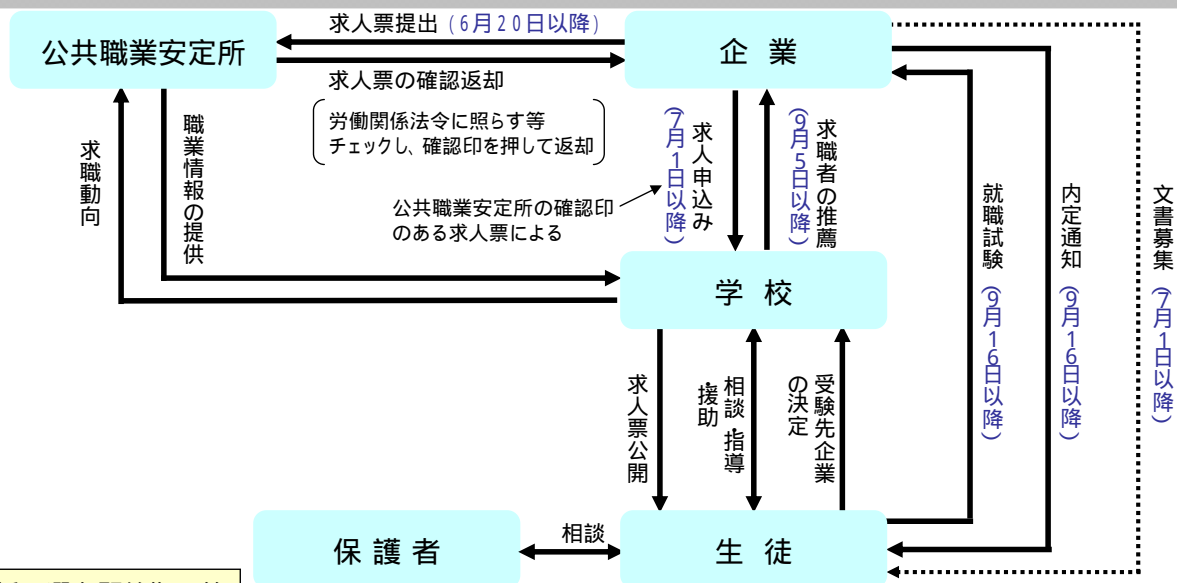


専修学校制度は昭和51年度に創設

資料：文部科学省「学校基本調査」

## 新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み（平成22年度）

7月1日以降、学校に求人の申し込みが行われた後、  
9月5日以降、学校が企業に求職者の推薦を行い、9月16日以降、選考・内定が行われる。



### 採用選考開始期日等

公共職業安定所による求人申込の受付開始	...	6月20日
学校への求人申込及び学校訪問開始	...	7月1日
企業への生徒の応募書類提出開始	...	9月5日
選考開始及び内定開始	...	9月16日
文書募集開始	...	7月1日

文部科学省・厚生労働省・全国高等学校長協会・主要経済団体において協議・決定。  
文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長の連名により、都道府県に対して通知。

文書募集による求人手続きにおいても、公共職業安定所の確認を受けるとともに、応募の受付は学校または公共職業安定所を通じて行う。推薦開始期日、採用選考期日についても取扱いは同様。

## 学生の就職活動の概要

大学生を中心とした学生の就職活動においては、就職情報サイトへの登録やインターンシップ・オープンセミナーへの参加など、企業との接触が最終年次の前年の夏から始まっている。



出典:独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生のための就活ガイド」より抜粋

### (参考)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年12月24日 中央教育審議会答申)(抜粋)  
おわりに ~改革の加速に向けて社会全体での取組を~

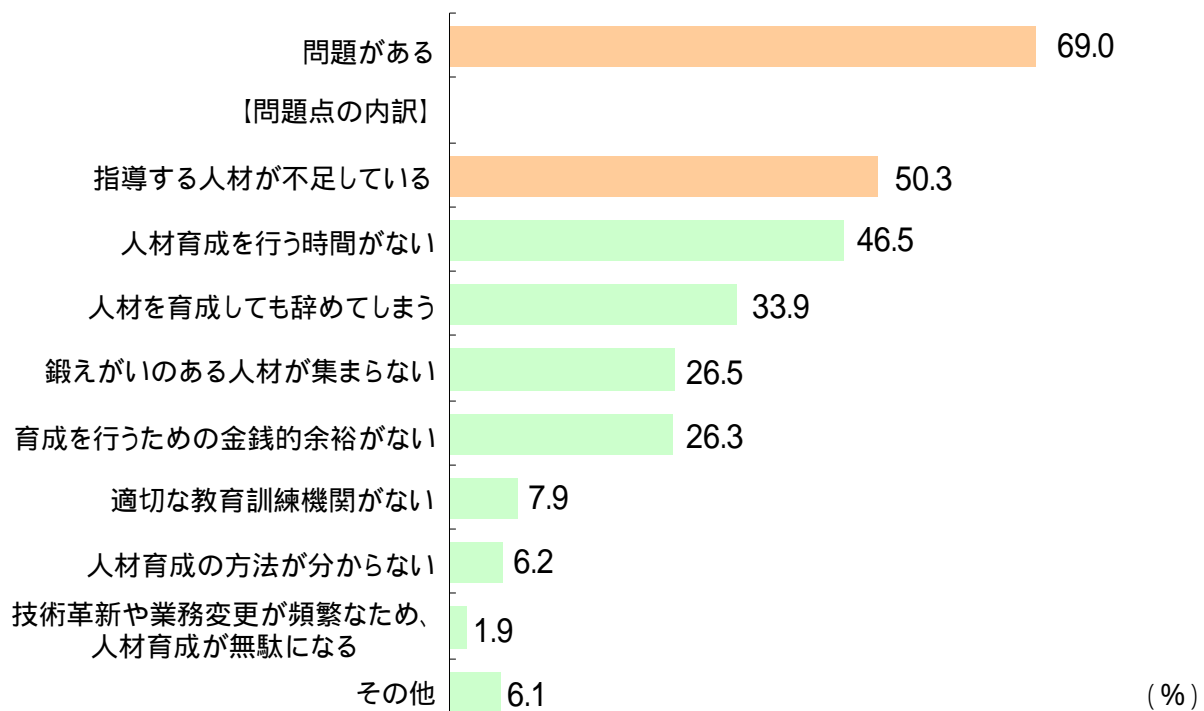
1 学習環境の確保等に向けた産業界の積極的な協力を

(1) 学士課程教育の構築に向けては、大学と産業界との連携も欠かせない。産業界との協力を通じてまず必要であるのは、採用活動の早期化にかかわる問題の是正である。

近年、通年採用の動きも広がりつつあるものの、新卒一括採用の慣行は、多くの学生にとって依然として大きな影響力を持っている。最近の雇用情勢の悪化に対応して、各大学は学生の就職機会の確保に向けて一層の努力と取組が求められている。その一方で雇用情勢の悪化に伴う学生の不安な心理がかえって就職活動の早期化をもたらすおそれもあり、学生の落ち着いた学習環境を確保することが必要となるものと思われる。

## 人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳

人材育成に関する問題があるとする事業所は約7割。指導者や時間の不足が課題

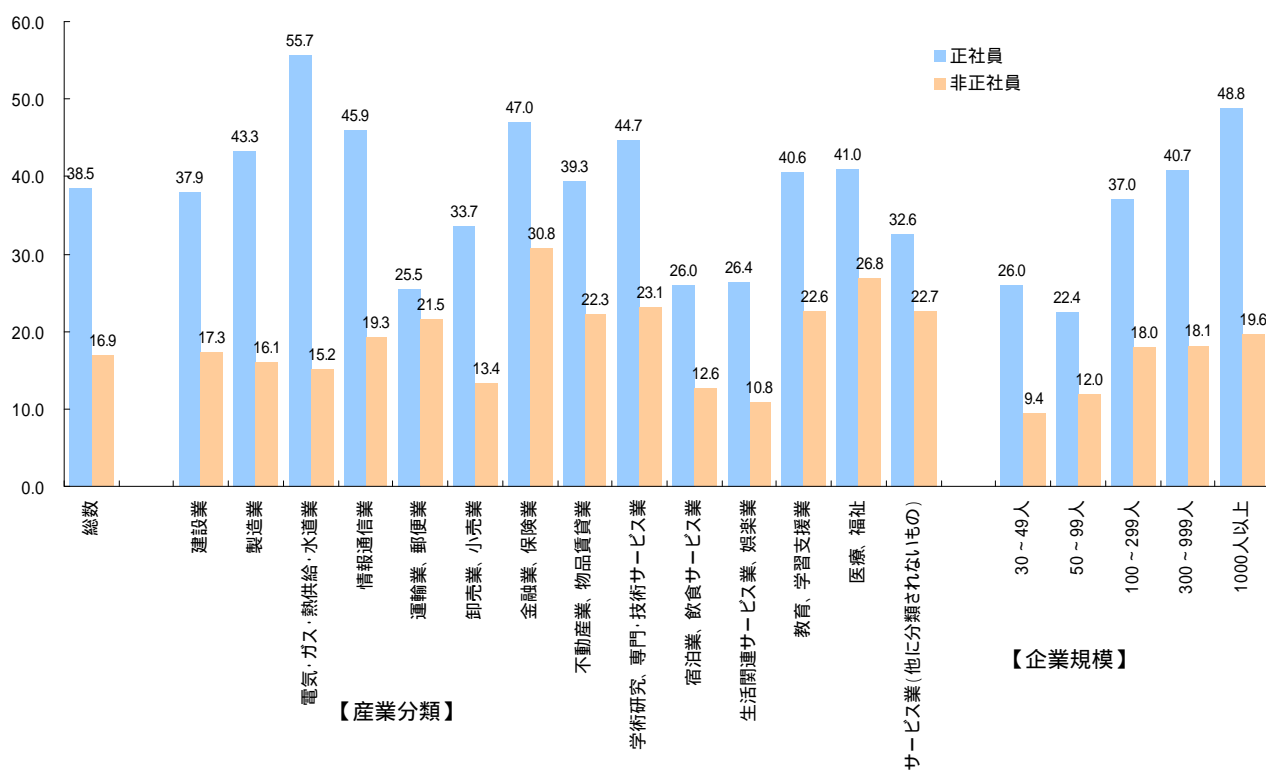


問題点は複数回答

資料:厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)

# 職業教育訓練（OFF-JT）を受講した労働者の比率（雇用形態別）

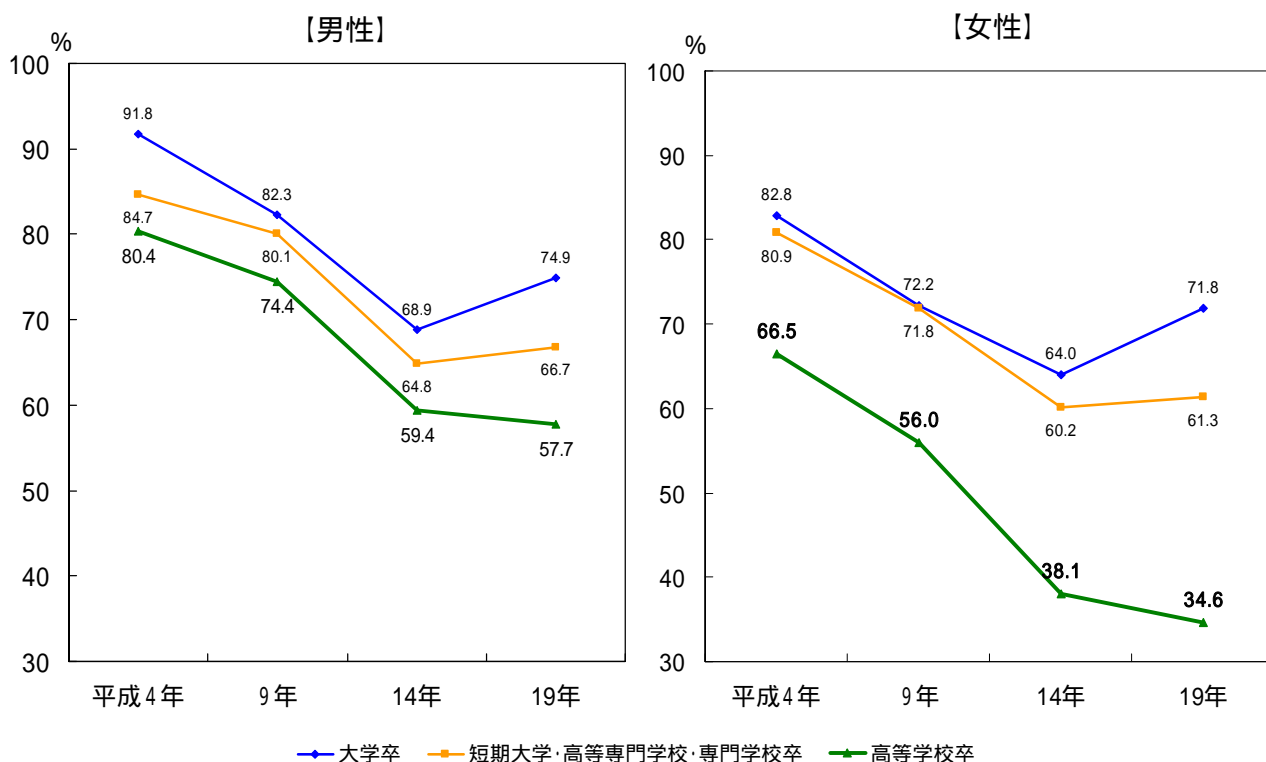
全般的に、正社員に比べて非正社員の受講比率は低調



資料：厚生労働省 能力開発基本調査（平成21年度）

## 20～24歳（在学者を除く）における正規雇用者の比率の推移（男女別）

平成14年までの減少傾向から、19年は大学卒や短期大学・高等専門学校・専門学校卒は上昇に転じたが、高等学校卒の比率は上がっていない。特に高等学校卒の女性は大幅に減少

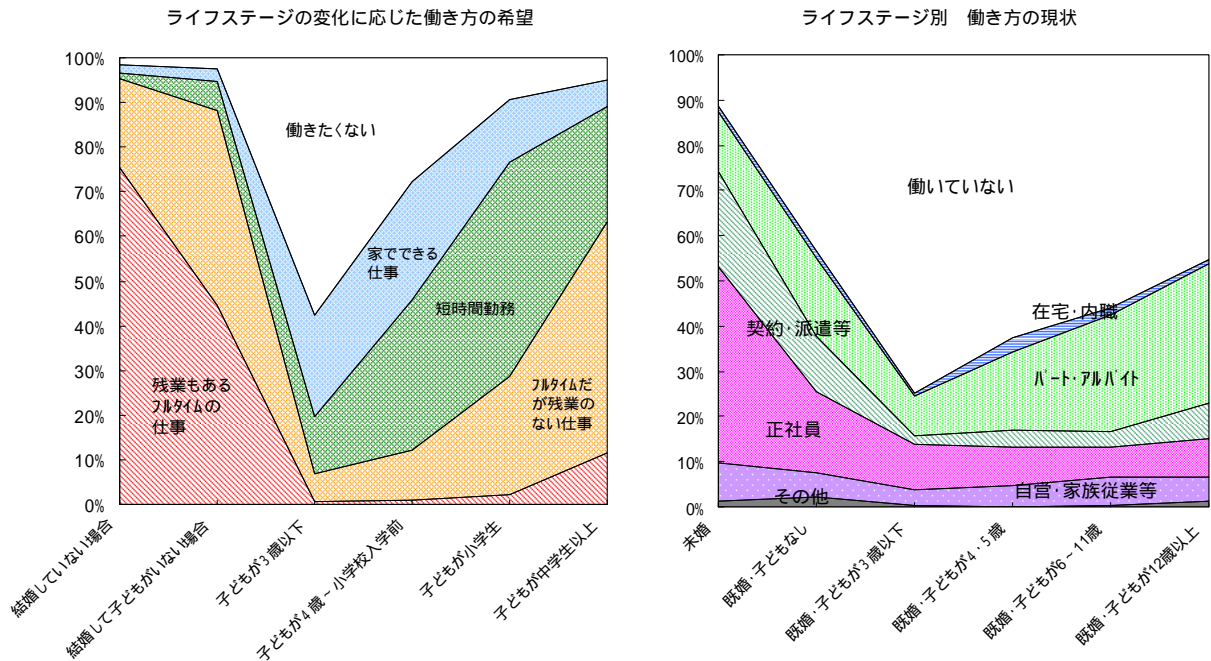


（出典）総務省「就業構造基本調査」



## 女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状

女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望は、働き方の現状との乖離があり、子どもが大きくなるにつれて就業希望が増えても希望する形で再就職できていない状況

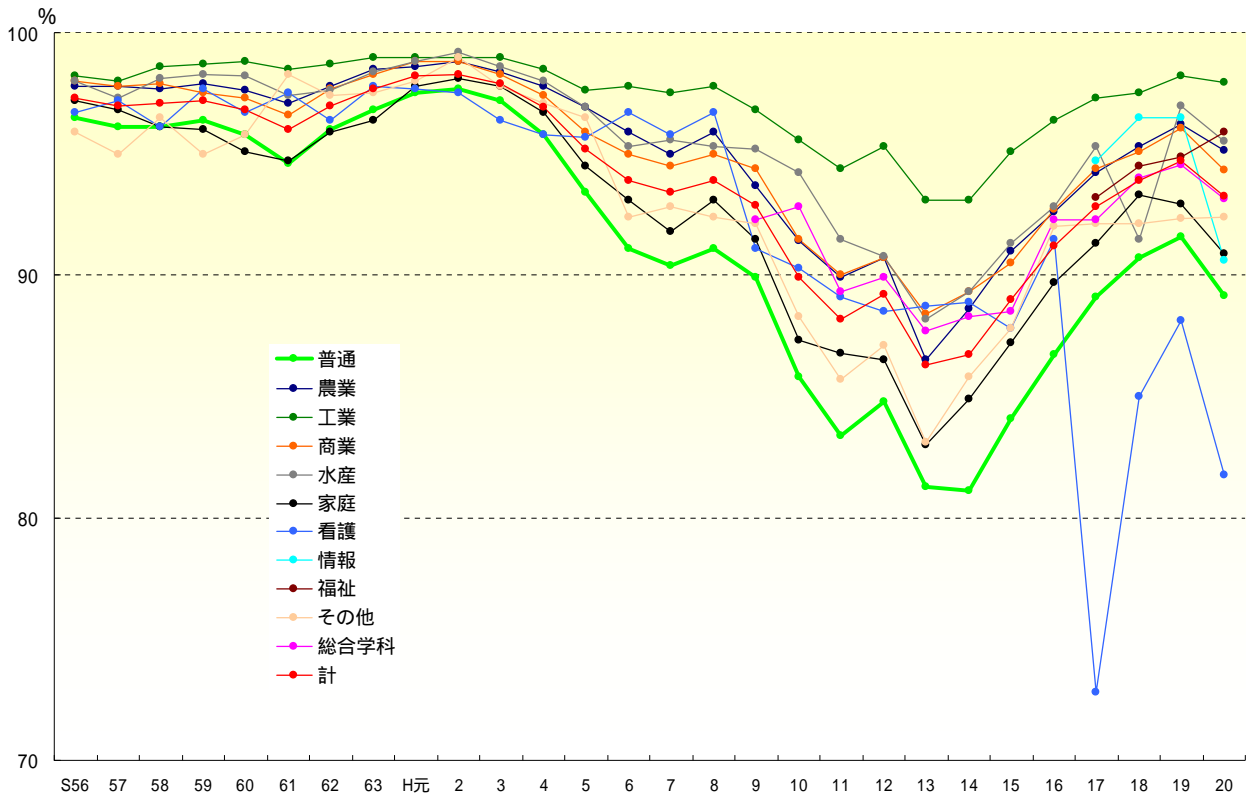


資料：内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

注：「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従業者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

## 新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移 (各年度3月末時点)

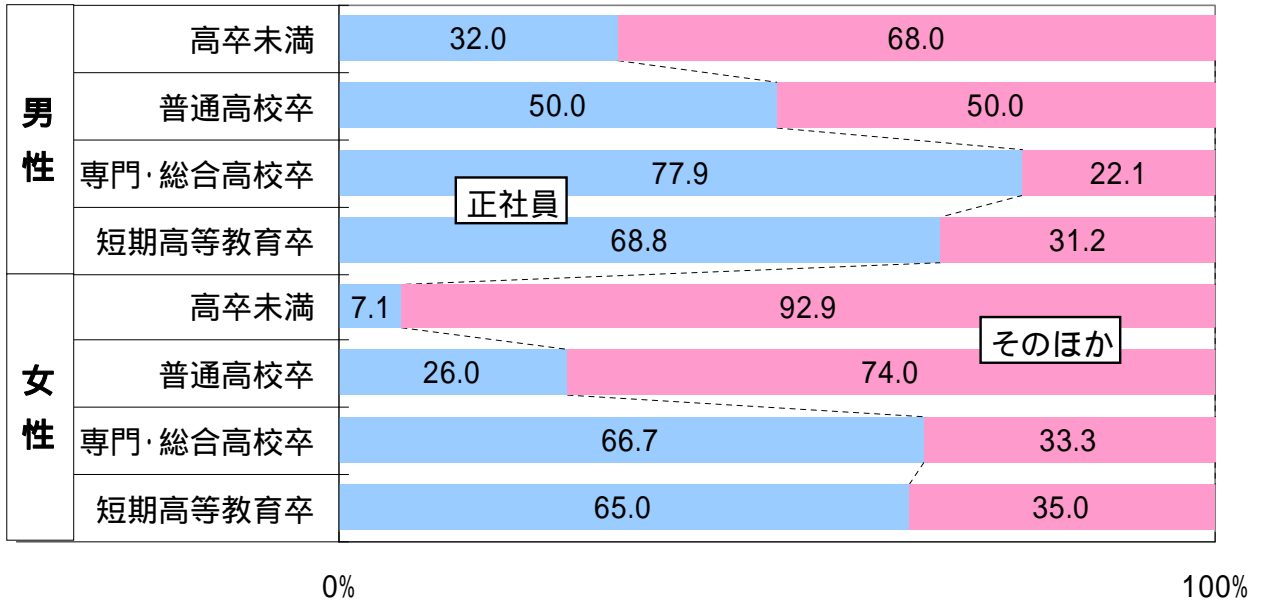
普通科の就職状況は、他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向



(出典) 文部科学省「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」

# 学歴別の正社員割合

専門学科・総合学科卒の方が、普通科卒よりも正社員比率が高いことを示す調査がある

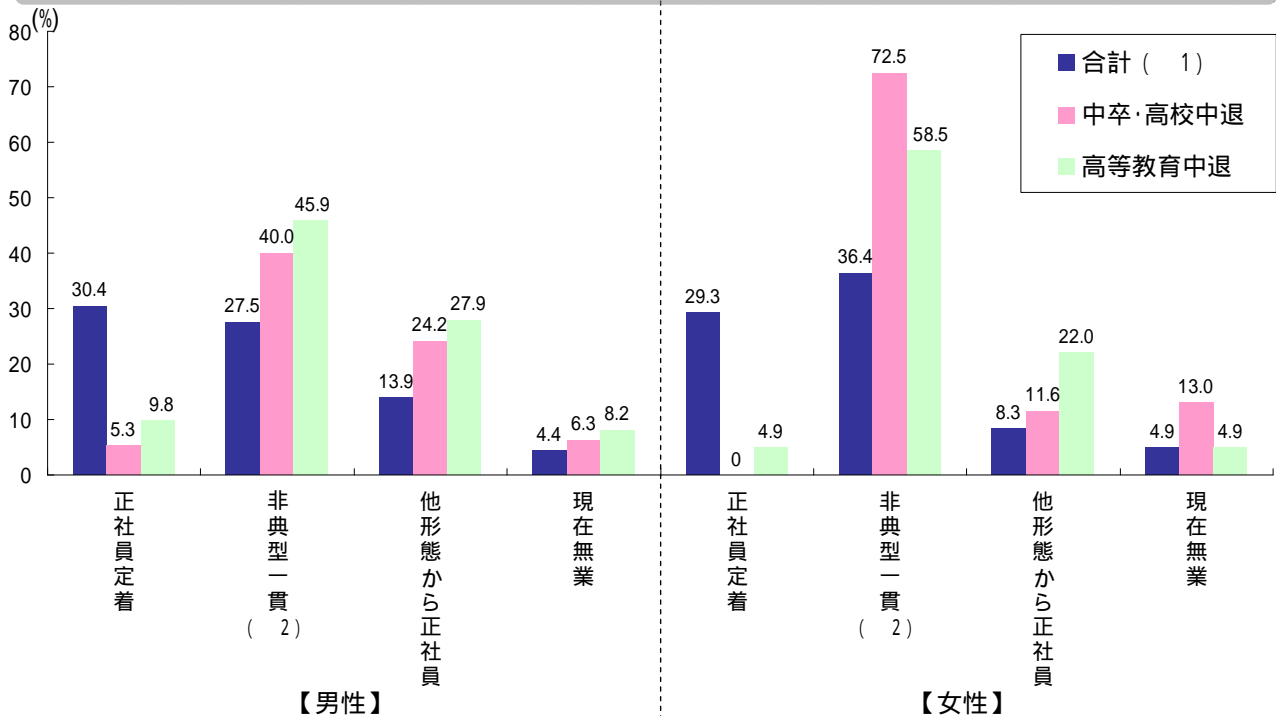


平成19年度に、21歳となる者(約1,700名)を対象に行ったサンプル調査の結果に基づき集計。

資料:「若者の教育とキャリア形成に関する調査(2007年第1回調査報告書)」  
(日本教育学会特別調査研究「若者の教育とキャリア形成に関する研究会」)

## 中途退学後の就業状態の類型

中途退学者は、その後、継続的に非正規雇用としてのキャリアを歩む割合が男女ともに高くなっている



1 合計とは、「中卒・高校中退」「高等教育中退」のほか、「高卒」「専門卒」「短大・高専卒」「大学・大学院卒」の計

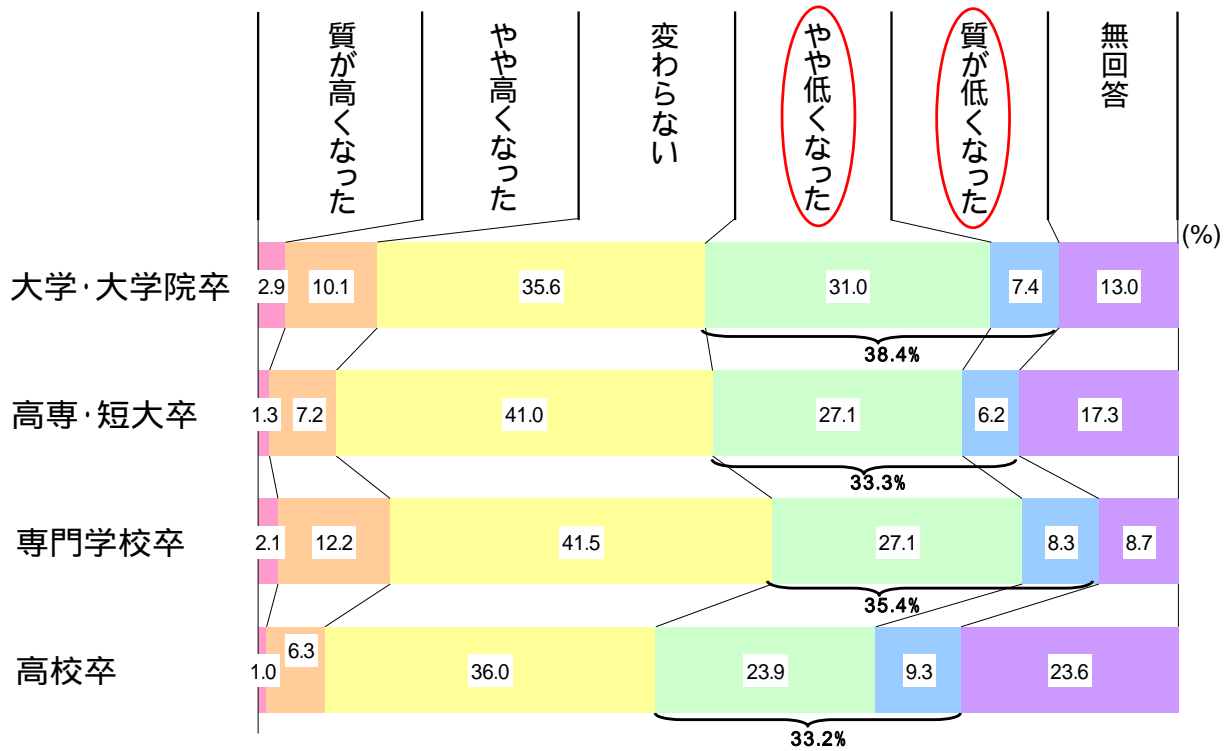
2 「非典型一貫」...離学直後が非典型雇用や失業・無業、あるいは自営・家業従事であり、かつ、調査時点現在も非典型雇用である者

(資料) 労働政策研究報告書 大都市の若者の就業行動と移行過程-包括的な移行支援に向けて-図表1-23から作成  
項目は離学時点から調査時点(2006年2月)までの就業経験により分類。

調査対象: 東京都の18-29歳の若者計2000人(正規課程の学生、専業主婦を除く)

# 企業の人材水準への評価（学歴別）

約3分の1の企業が、10年前と比べて人材の質が低くなったと評価



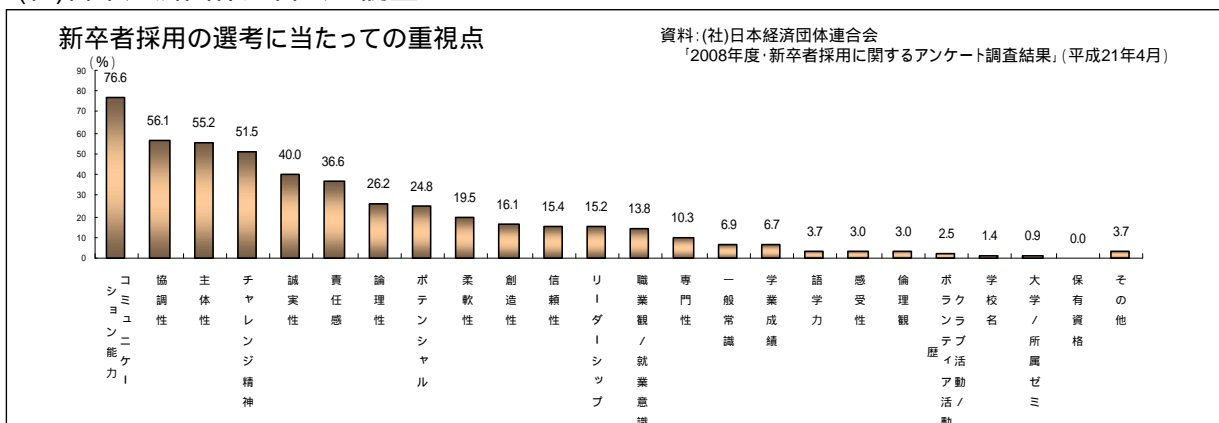
## 新規採用にあたって重視する点

(社)経済同友会の調査

資料：(社)経済同友会  
「企業の採用と教育に関するアンケート調査」（平成20年5月）

順位	大学卒		大学院卒		短期大学卒		専門学校卒	
	重視する能力	割合	重視する能力	割合	重視する能力	割合	重視する能力	割合
第1位	熱意・意欲	77.2%	熱意・意欲	70.5%	熱意・意欲	78.6%	熱意・意欲	77.0%
第2位	行動力・実行力	49.5%	行動力・実行力	45.3%	協調性	59.3%	協調性	59.3%
第3位	協調性	43.4%	協調性	38.2%	行動力・実行力	38.6%	行動力・実行力	37.8%
第4位	論理的思考力	21.7%	専門知識・研究内容	28.0%	表現力・プレゼンテーション能力	17.2%	専門知識・研究内容	23.0%
第5位	問題解決力	18.1%	論理的思考力	23.6%	常に新しい知識・能力を学ぼうとする力	16.6%	表現力・プレゼンテーション能力	17.0%

(社)日本経済団体連合会の調査



# 新規求人倍率の推移

新規求人倍率の推移を見ると、過去5年間平均して高い倍率である業種も存在

	16年度計	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	平均	倍率順
専門的・技術的職業	1.83	2.19	2.33	2.29	1.85	2.10	
機械・電気技術者	6.34	6.97	7.09	5.68	2.81	5.78	2
鉱工業技術者	2.56	3.20	3.21	2.35	1.21	2.51	14
建築・土木・測量技術者	1.94	2.95	2.68	2.35	1.68	2.32	19
情報処理技術者	4.27	5.18	5.36	4.88	2.71	4.48	4
その他の技術者	1.61	1.77	1.99	1.76	1.02	1.63	33
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	5.70	6.12	6.90	7.66	8.47	6.97	1
保健師、助産師、看護師	1.86	2.17	2.65	2.96	3.14	2.56	13
医療技術者	2.22	2.45	2.55	2.53	2.45	2.44	18
その他の保健医療の職業	1.01	1.21	1.39	1.57	1.42	1.32	44
社会福祉専門の職業	0.99	1.25	1.45	1.74	1.75	1.44	40
美術家、デザイナー、写真家	0.51	0.57	0.60	0.54	0.39	0.52	61
その他の専門的職業	1.01	0.66	0.72	0.74	0.65	0.68	59
管理的職業	1.60	1.21	1.18	1.08	1.11	1.12	54
事務的職業	0.50	0.54	0.57	0.50	0.36	0.48	
一般事務の職業	0.36	0.39	0.41	0.37	0.28	0.36	64
会計事務の職業	0.73	0.84	0.86	0.83	0.58	0.77	58
生産関連事務の職業	1.53	1.65	1.87	1.66	0.95	1.53	37
営業・販売関連事務の職業	1.86	1.88	1.83	1.38	0.91	1.57	35
外勤事務の職業	2.51	3.08	3.25	3.11	2.03	2.80	9
運輸・通信事務の職業	1.96	2.36	2.52	2.61	1.94	2.28	20
事務用機器操作の職業	1.81	2.02	2.20	1.83	1.06	1.79	29
販売の職業	1.42	1.48	1.54	1.47	1.09	1.40	48
商品販売の職業	1.29	1.35	1.40	1.36	0.99	1.28	47
販売類似の職業	4.58	4.61	4.56	3.88	2.95	4.12	6
サービスの職業	1.34	1.51	1.67	1.80	1.57	1.58	
家庭生活支援サービスの職業	0.57	0.74	0.87	1.16	1.21	0.91	56
生活衛生サービスの職業	2.92	2.60	2.57	2.63	2.55	2.65	11
飲食物調理の職業	1.16	1.39	1.55	1.68	1.40	1.44	41
接客・給仕の職業	1.91	2.11	2.39	2.47	2.03	2.18	21
居住施設・ビル等の管理の職業	0.54	0.70	0.74	0.75	0.63	0.67	60
その他のサービスの職業	1.51	1.52	1.56	1.56	1.29	1.49	39
保安の職業	3.62	4.50	4.94	5.02	4.17	4.45	5
農林漁業の職業	0.82	0.91	1.03	1.07	0.93	0.95	55
運輸・通信の職業	1.49	1.73	1.86	1.82	1.33	1.64	
鉄道運輸の職業	0.37	0.39	0.50	0.62	0.57	0.49	62
自動車運輸の職業	1.51	1.75	1.88	1.88	1.41	1.69	32
船舶・航空機運輸の職業	0.33	0.42	0.50	0.58	0.51	0.47	63
その他の運輸の職業	1.30	1.46	1.47	1.25	0.58	1.21	49
通信の職業	1.76	2.31	2.64	2.28	1.43	2.08	24

	16年度計	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	平均	倍率順
生業工程・労務の職業	1.34	1.53	1.61	1.41	0.75	1.33	
金属材料製造の職業	2.64	3.05	3.03	2.56	1.23	2.50	15
化学製品製造の職業	2.04	2.46	2.44	2.26	1.19	2.08	25
窯業製品製造の職業	2.69	3.24	3.73	3.34	1.57	2.91	8
土石製品製造の職業	1.86	2.41	2.54	2.39	1.48	2.14	23
金属加工の職業	2.54	2.86	3.08	2.62	1.20	2.46	17
金属溶接・溶断の職業	2.38	2.86	3.15	2.67	1.31	2.47	16
一般機械器具組立・修理の職業	1.48	1.51	1.58	1.36	0.53	1.29	45
電気機械器具組立・修理の職業	2.30	2.31	2.42	1.85	0.54	1.88	28
輸送用機械組立・修理の職業	2.52	2.44	2.47	2.03	0.82	2.06	26
計器・光学機組立修理の職業	4.12	4.15	4.73	4.45	1.57	3.80	7
精製・製粉・調味製造の職業	1.26	1.59	1.72	1.82	1.20	1.52	38
食料品製造の職業	1.23	1.38	1.54	1.47	1.04	1.33	43
飲料・たばこ製造の職業	1.49	1.85	1.86	1.99	1.39	1.72	31
紡織の職業	1.83	1.86	2.31	2.24	1.33	1.91	27
衣服・繊維製品製造の職業	1.55	1.59	1.75	1.83	1.40	1.62	34
木・竹・草・つる製品製造の職業	1.25	1.47	1.54	1.38	0.78	1.28	46
パルプ・紙・紙製品製造の職業	1.56	1.89	2.08	2.02	1.30	1.77	30
印刷・製本の職業	1.07	1.26	1.29	1.21	0.76	1.12	53
ゴム・プラスチック製品製造の職業	2.62	2.91	3.27	3.06	1.37	2.65	12
革・革製品製造の職業	1.19	1.13	1.38	1.33	0.76	1.16	51
装身具等製造の職業	1.26	1.29	1.39	1.42	0.72	1.22	48
その他の製造制作の職業	1.27	1.38	1.33	1.12	0.58	1.14	52
定置・建設機械運転の職業	1.19	1.52	1.66	1.57	1.18	1.42	42
電気作業者	2.03	2.77	3.12	3.12	2.31	2.67	10
採掘の職業	0.65	0.86	0.94	0.78	0.61	0.77	57
建設躯体工事の職業	5.02	6.11	6.55	5.83	3.76	5.45	3
建設の職業	2.18	2.39	2.53	2.11	1.50	2.14	22
土木の職業	1.32	1.64	1.74	1.64	1.32	1.53	36
運搬労務の職業	1.11	1.33	1.42	1.28	0.72	1.17	50
その他の労務の職業	0.31	0.37	0.40	0.36	0.21	0.33	65
分類不詳の職業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66
職業計	1.16	1.30	1.36	1.27	0.83	1.20	

は、平均求人倍率が上位25%の職種

資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

## 将来的な雇用ニーズに関する提言等

経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～（平成21年6月23日 閣議決定）（抄）

「低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。」

雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意（平成21年3月）（抄）

「我が国の将来的な経済成長、国民生活の向上、産業競争力の強化、地域の活性化等につながる分野、とりわけ、医療、介護、保育、環境、農業、林業等、成長が見込まれる分野において、雇用の受け皿を確保するため雇用創出が必要である。」

雇用政策基本方針（平成20年2月 厚生労働省告示）（抄）

3 今後重点的に展開していく具体的な施策の方向性

当面5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性

(2) [4] 中小企業や福祉・介護分野の人材確保対策

- ・ものづくり産業の国際競争力を支える人材を育成するための高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践的技能者の養成
- ・中小企業におけるものづくり人材の確保・育成、技能継承の促進
- ・高齢化の進展に伴いニーズ増大が見込まれる産業である福祉・介護分野の計画的な人材育成

雇用創出企画会議第三次報告書（平成18年8月 雇用創出企画会議）（抄）

新たな雇用創出が期待される新しいサービス分野

情報サービス分野（ユビキタスネット社会におけるソフトウェア開発やシステム開発）

健康サービス分野（フィットネス分野、エステティック分野）

ロジスティック分野（物流サービス）

社会人教育サービス

雇用創出企画会議第一次報告書（平成15年5月 雇用創出企画会議）（抄）

雇用創出が期待できる分野

地域の問題に対して事業展開が期待される分野

・コミュニティ・ビジネス分野

- 多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型の小規模ビジネス

- 福祉、介護、教育、文化、環境保護など従来公共サービスとして提供されていた分野で事業を拡大

新産業の創造に伴い専門的・技術的な職業能力が必要になる分野

・環境技術関連分野 ・情報通信関連分野 ・住宅関連分野など

# 今後求められる人材養成の方向性に関する提言等

## (総論)

平成20年版 労働経済の分析 - 働く人の意識と雇用管理の動向 - (平成20年7月 厚生労働省)

人口減少社会にふさわしい企業経営や業態の姿を検討していくことが重要である。貴重な労働力を適切に配置し、一人一人の労働者が個性を活かし、高い付加価値生産能力を発揮しながら、豊かな社会を創り上げていくことが期待される。

今後の、技術革新の動向などを見通しつつ、産業構造の将来像を描き出し、産業が求める高度な人材を生み出すことができるような教育システム、人材養成システムを構築することが求められているように思われる。

## (介護)

社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年8月 厚生労働省告示)(抄)

認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況  
今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題

## (看護)

看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点整理(平成20年7月 看護基礎教育の在り方に関する懇談会)(抄)

医療の高度化やニーズの多様化、看護職員の役割の変化、チーム医療・役割分担の推進などが求められる状況

こうした状況の中、看護職員には、知的・倫理的側面といった基礎的なものから、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点、及び看護の発展に必要な資質・能力など、広範かつ多岐にわたる資質・能力が求められる

## (ものづくり)

技術・技能継承と技術革新を生み出す人材に関するアンケート調査(平成20年11月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

(出典:2009年度版中小企業白書)

中小企業が技術・技能人材に求める知識・能力は、「複数の技術・技能に関する幅広い知識」、「特定の技術・技能に関する専門知識」、「生産工程を合理化する知識・能力」などを重要視する中小企業の割合が高い一方、5年後に重要な知識・能力として「顧客ニーズを把握し、製品設計化する能力」や「革新的技術を創造していく能力」を挙げる中小企業が増加するなど、求められる能力に変化が見られる。

ものづくり産業における人材の確保と育成 - 機械・金属関連産業の現状 - (平成20年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構)

現在、半数以上の事業所が不足していると考えている技能者のタイプは、複数の機械あるいは工程をこなすことができる「多能工」、製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する「マネージャー型技能者」、特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する「高度熟練技能者」、高度な技術的知識を身につけた技能者である「テクノワーカー」であり、今後5年間における必要性も高い。

一方、「単純作業労働者」が不足していると考えている事業所は16.2%にとどまり、約6割は「適切である」と考えている。

## (教育界と産業界の連携)

産学人材育成パートナーシップ 中間取りまとめ(平成20年7月 産学人材育成パートナーシップ)(抄)

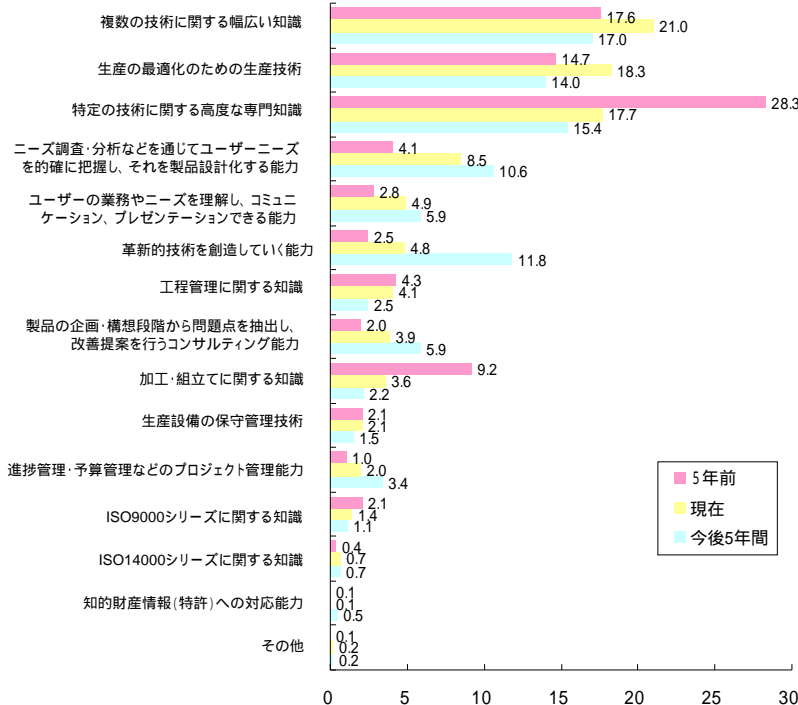
社会で求められる人材像や能力は、その時代環境により異なる。他方で、長期にわたり変化しない基本的要素も多分に存在する。

産学のコミュニケーションを深め、相互の問題認識・課題等について共有するとともに、優れた人材育成のため共同して取り組むことができる関係を恒常的に築いておくことが重要である。

## 技術者に求められる能力

技術系正社員に求められる知識・能力のうち、5年前や現在と比較して、今後重視されていく傾向にあるのは、「革新的技術を創造していく能力」や、「ニーズを的確に把握し、それを製品設計化する能力」

技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの  
5年前・現在・今後5年間の比較(単位:%)



技術系正社員:

以下のいずれかの業務を担当する正社員

基礎研究、基盤技術の先行研究などの「研究業務」

製品開発、技術開発などの「設計・開発」業務

既存の商品の改良・改善などの「生産(開発)」業務

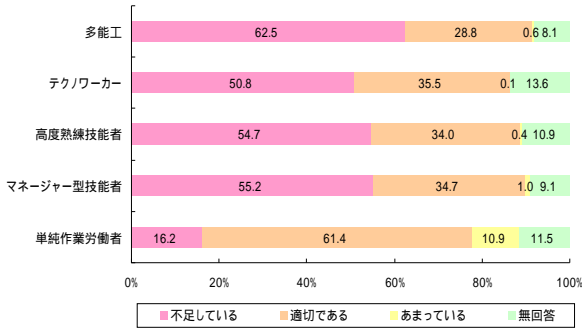
高度な技術的知識を生かした「品質・生産管理」、「エンジニアリング・サービス」、「製品販売先への技術的アフターサービス」などの業務

資料:独立行政法人労働政策研究・研修機構  
「ものづくり産業における人材の確保と育成 - 機械・金属関連産業の現状 - 」

# 技能者の過不足状況

技能者の過不足状況については、多能工が最も高く約65%の事業所が「不足している」と回答。また今後5年間ににおける必要性についても、多能工が最も高く約84%が「必要」と回答

技能者の現在の過不足状況(技能タイプ別、単位:%)



「多能工」

- 複数の機械あるいは工程をこなすことができる技能者

「テクノワーカー」

- 高度な技術的知識を身につけた技能者

「高度熟練技能者」

- 特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する技能者

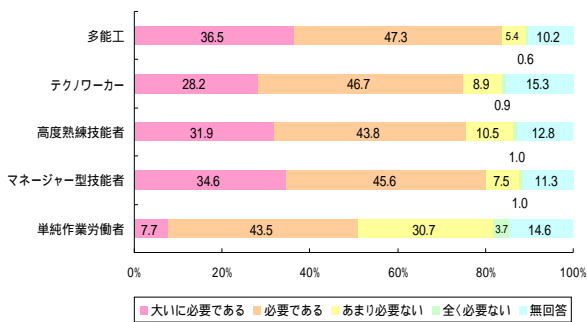
「マネージャー型技能者」

- 製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する技能者

「単純作業労働者」

- 比較的簡単な工程のみを担当する労働者

各タイプ技能者の今後5年間ににおける必要性(単位:%)

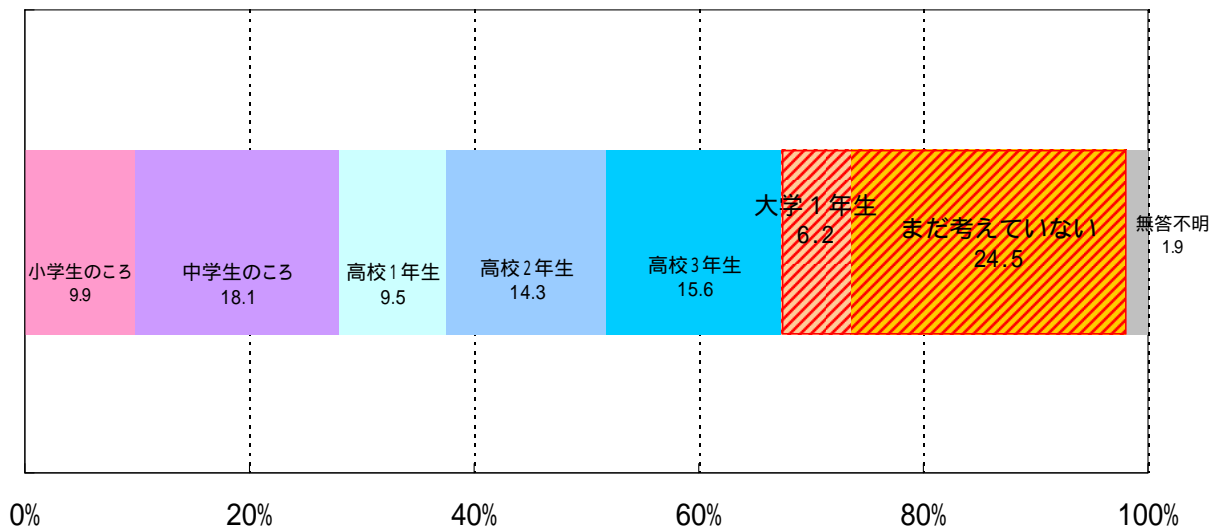


資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構

「ものづくり産業における人材の確保と育成 - 機械・金属関連産業の現状 - 」

# 大学1年生が職業を意識した時期

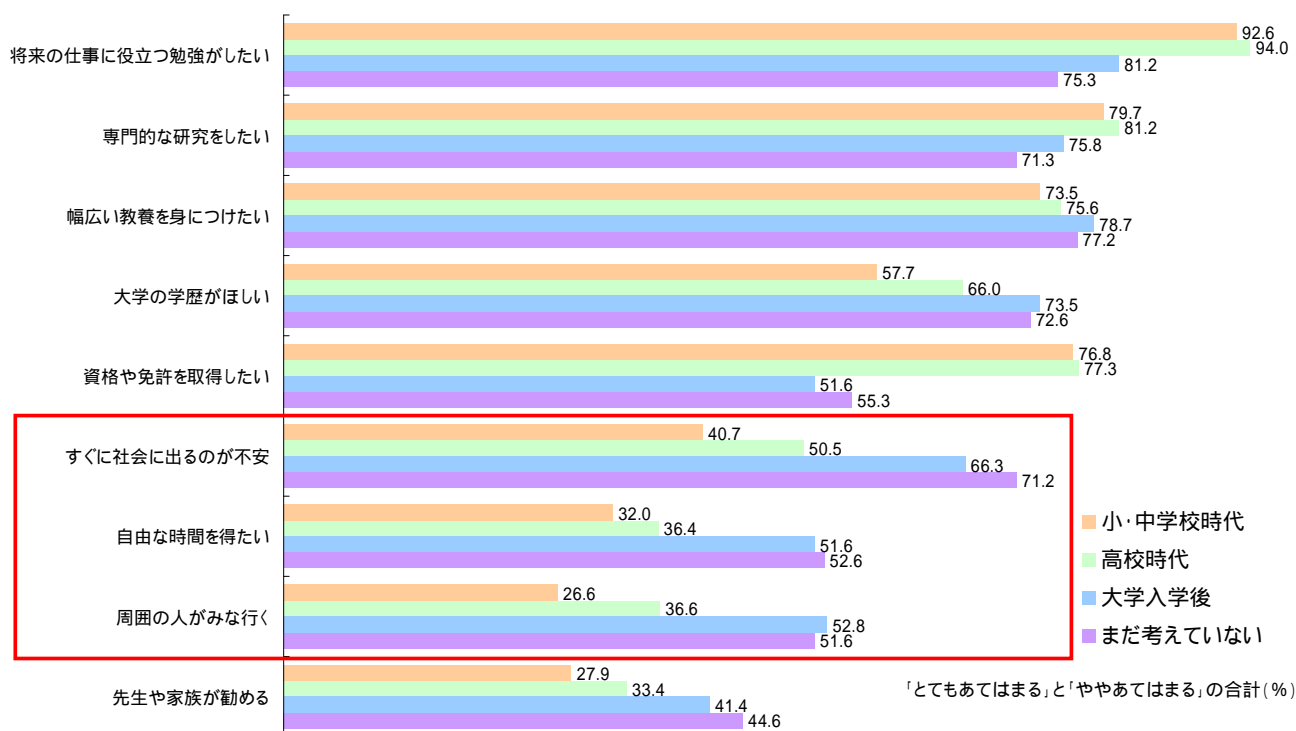
約31%が高等学校卒業以前に職業を意識したことがないと回答



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 - 大学生を対象として - 」

## 大学への進学理由（職業を意識した時期別）

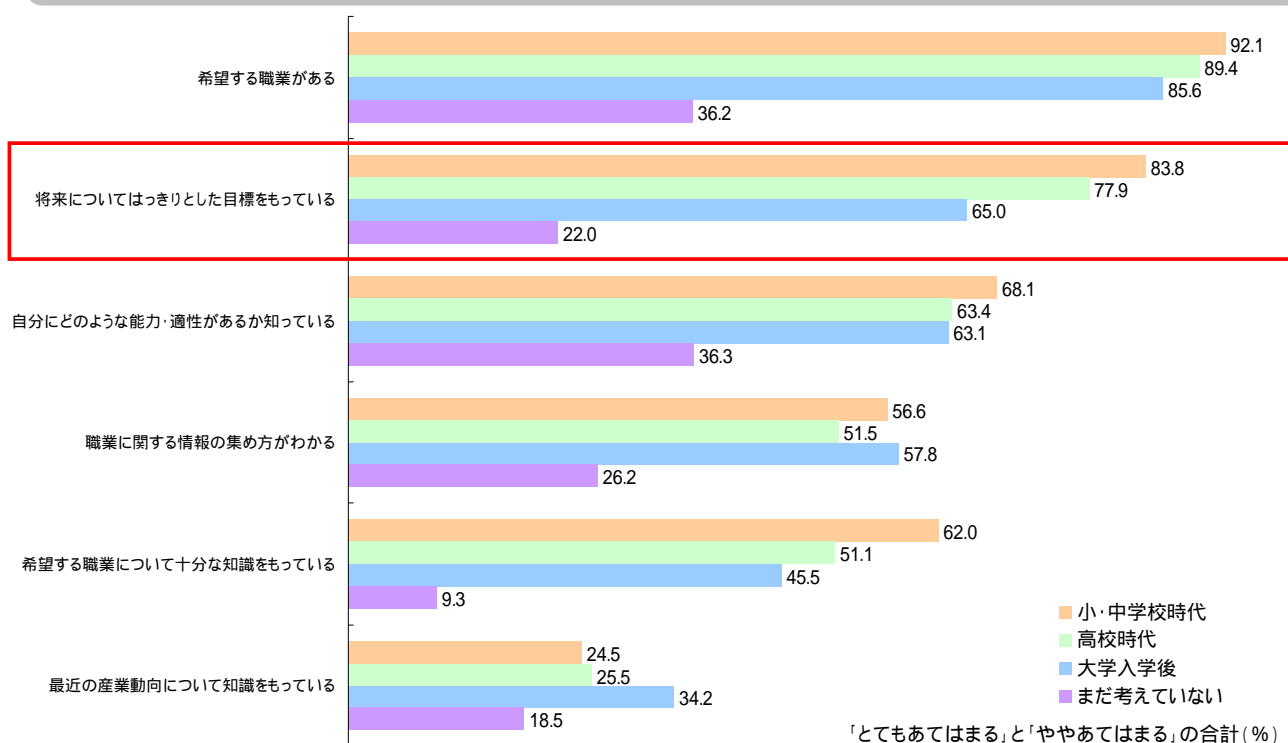
大学への進学を「すぐに社会に出るのが不安だから」「自由な時間を得たいから」「周囲の人がみな行くから」と消極的に考えている者が、職業を意識した時期が遅いほど顕著な傾向



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 -大学生を対象として-

## 大学生の職業に関する意識（職業を意識した時期別）

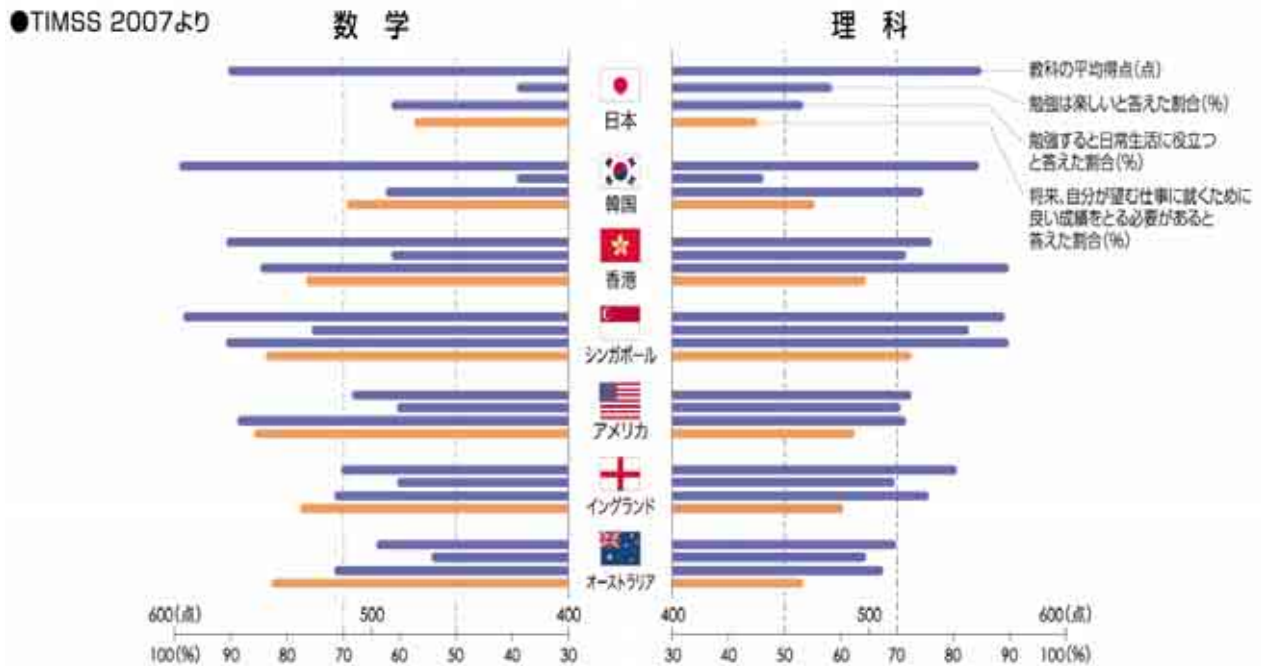
高等学校卒業以前に職業を意識した者が、大学入学後に意識した者やまだ考えていない者に比べ、将来についてはっきりした目標をもっている



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 -大学生を対象として-

## 現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（中学生）

日本の中学生の成績はおおむね良好である一方、自分が将来就きたい仕事のために学習を行う必要があると答えた割合は、参加国・地域の中でも最底辺。現在の学習と将来の仕事との関連に気付かせることの必要性が示されている

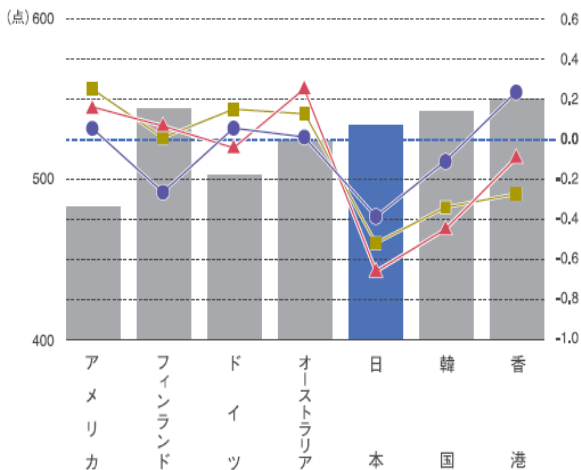


(出典) 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター  
「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育」(中学校向けキャリア教育推進パンフレット) (平成21年11月) より転載

## 現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（高校生）

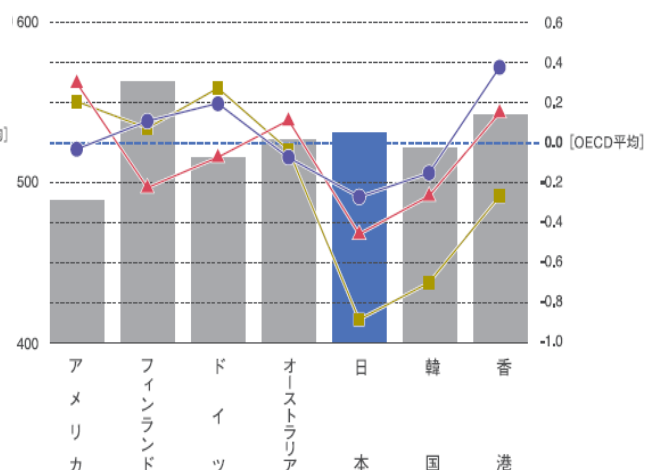
「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」の結果、日本の高校生の教科学習への自信や、自分の将来のために教科学習をがんばろうとする気持ちが、他の参加国・地域に比べて極めて低いことが明らかになった

数学的リテラシー (PISA2003より)



■ 平均得点 ■ 数学に対する自信指標  
● 数学に対する興味指標  
▲ 数学の学習と自らの将来との関係把握指標

科学的リテラシー (PISA2006より)



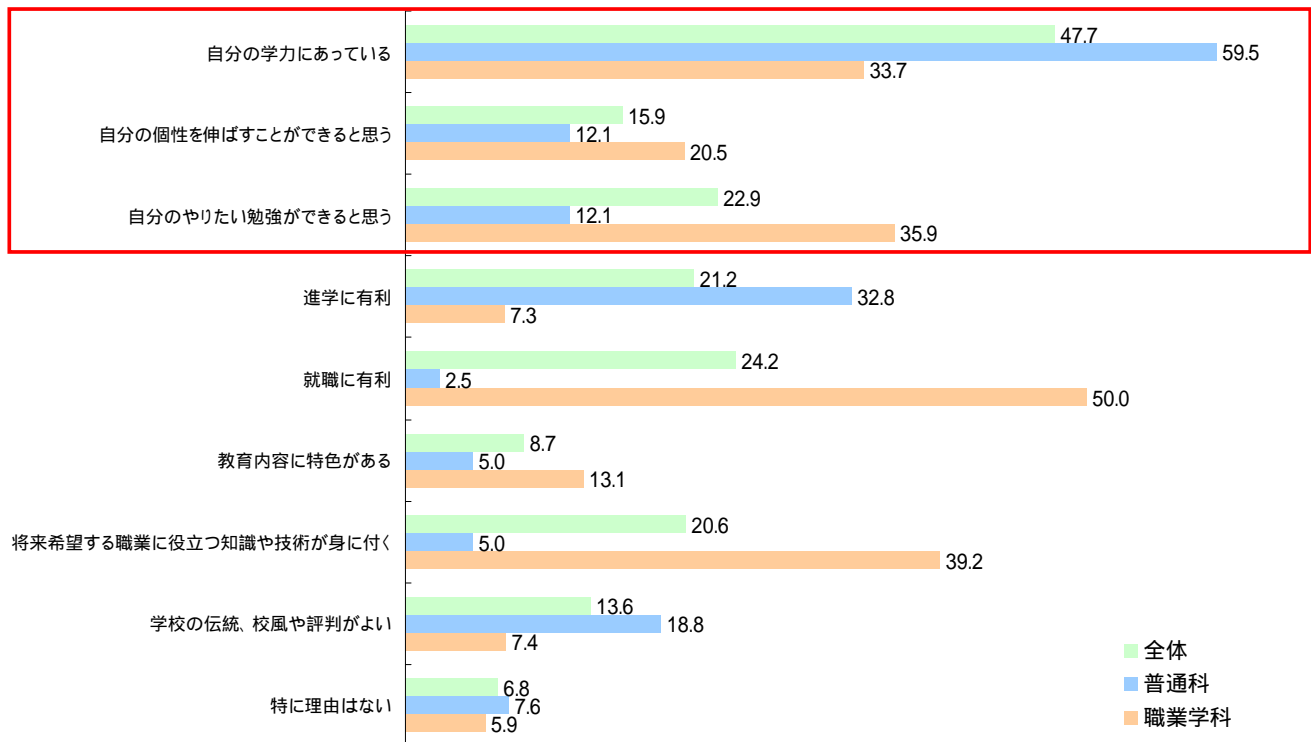
■ 平均得点 ■ 理科に対する自信指標  
● 理科に対する興味指標  
▲ 理科の学習と自らの将来との関係把握指標

(出典) 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター  
「キャリア教育は生徒に何ができるのだろうか?」(高等学校向けキャリア教育推進パンフレット) (平成22年2月) より転載



## 高等学校に入学した動機（学科別）

普通科の生徒の約6割は「自分の学力にあっているから」と回答し、自分の個性やしたい勉強とは結び付いていない。これは、職業学科と比べて顕著

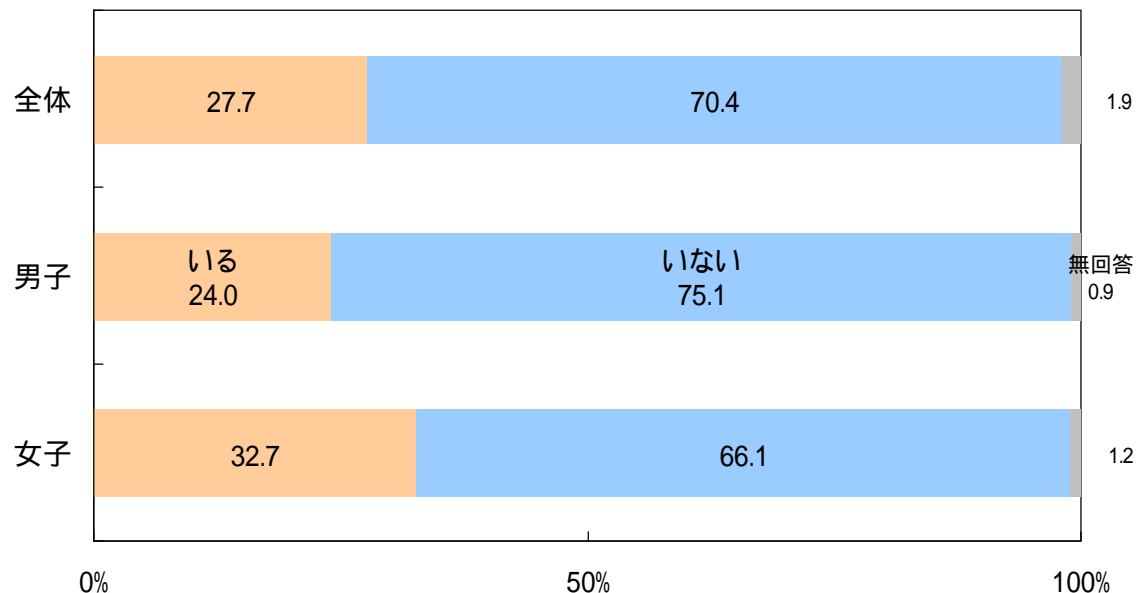


(出典) (財)日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査」(文部科学省委託)

## 高校生が目指している人やあこがれている人の有無

自分の将来像を考えたときに、目指している人やあこがれている人が「いる」と回答したのは約28%と少数派であり、約70%が「いない」と回答

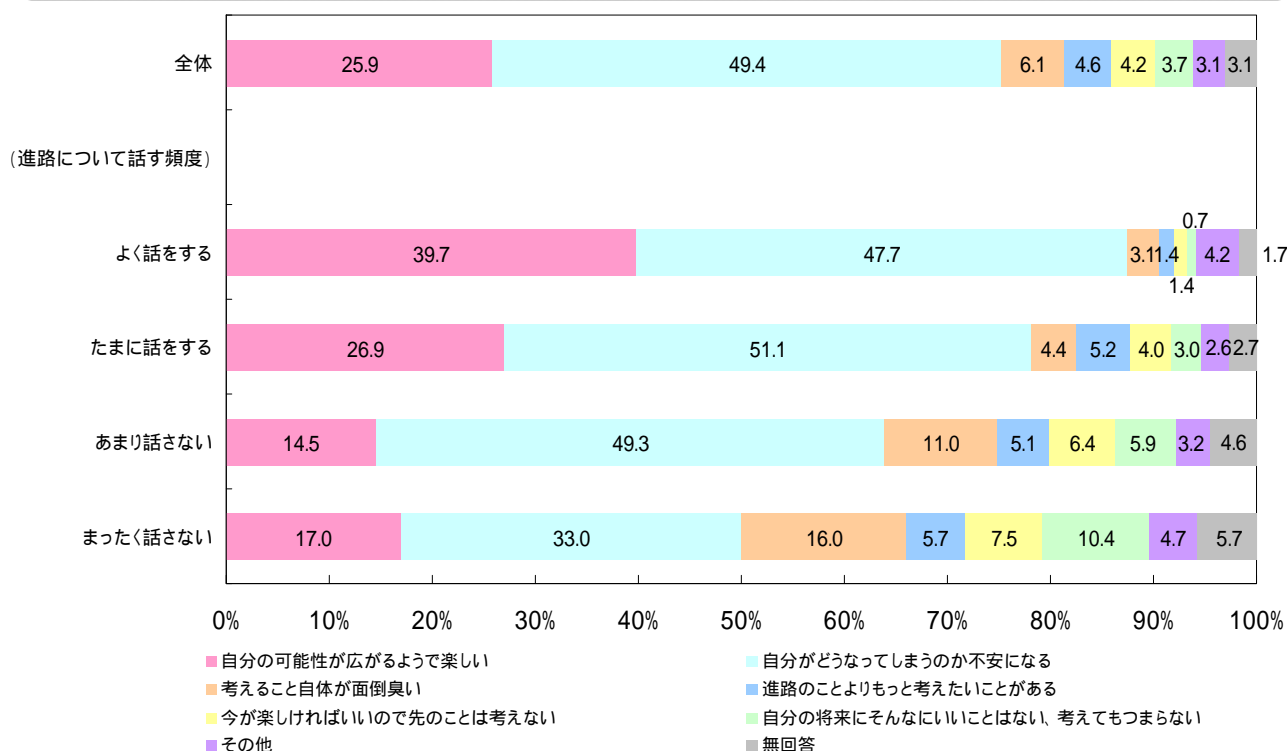
Q. 目指している人やあこがれている人はいるか



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

## 進路を考える時の高校生の気持ち

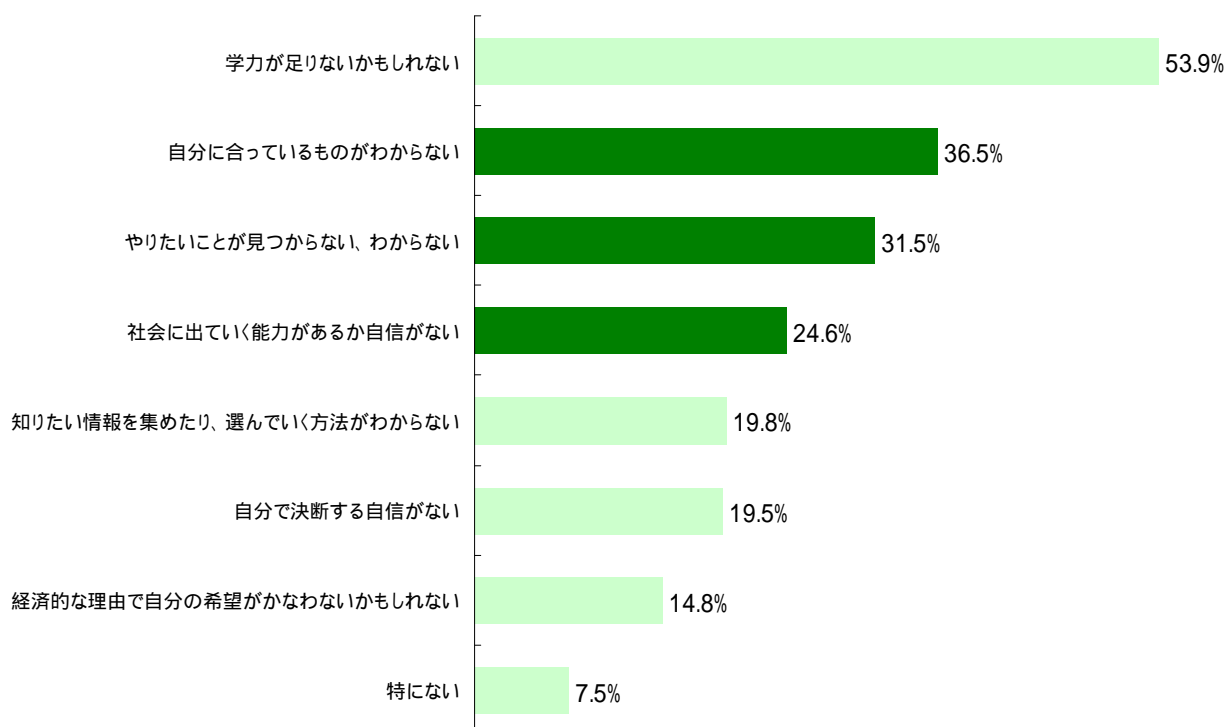
「自分がどうになってしまうのか不安になる」という者が約半数。「自分の可能性が広がるように楽しい」という者（約26%）を大きく上回っている



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

## 進路選択に関する高校生の気掛かり

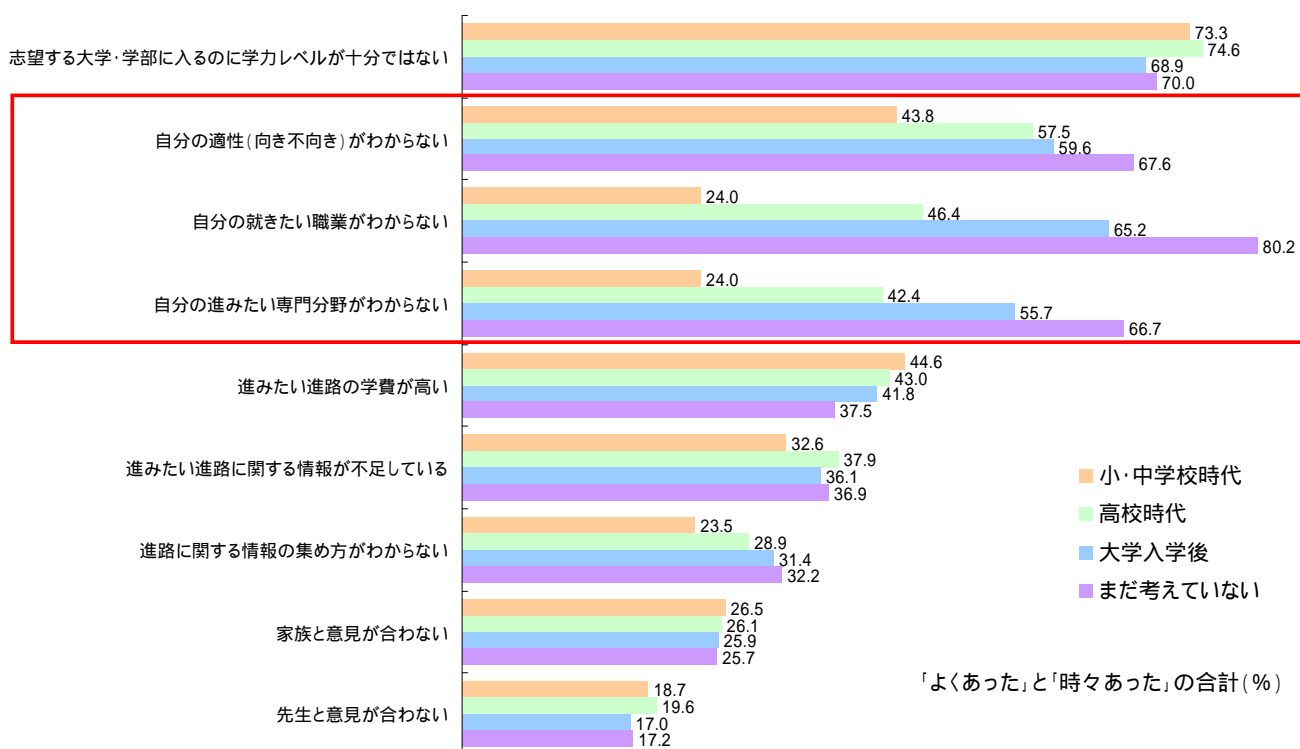
学力に対する不安に次いで、「自分に合っているものがわからない」「やりたいことが見つからない、わからない」「社会に出て行く能力があるか自身がない」が気掛かり



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

## 進路を選択するときの悩み（職業を意識した時期別）

大学生は、高等学校時代に、学力のほか、自分の適性や就きたい職業、進みたい専門分野について悩んでいたと回答。こうした傾向は、職業を意識した時期が遅いほど顕著

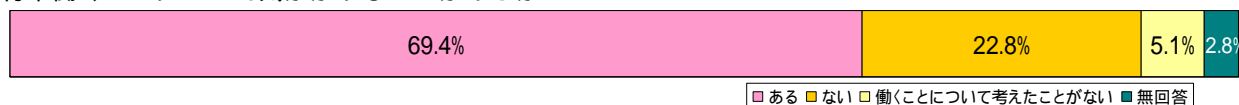


(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 -大学生を対象として-」

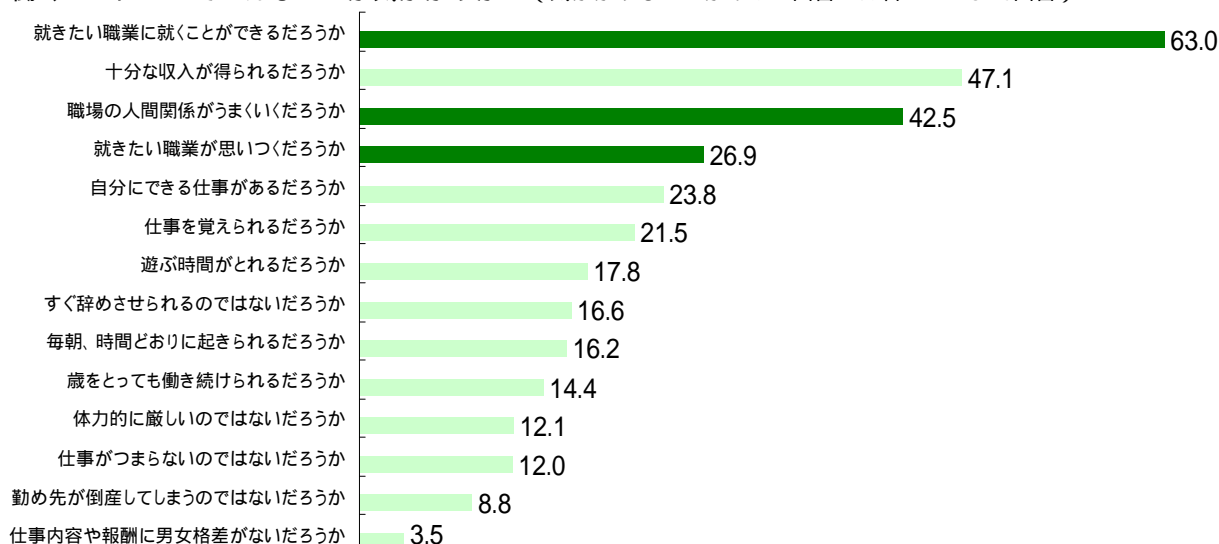
## 働くことに関する高校生の気掛かり

約7割の高校生が、将来働くことについて気掛かりなことがあると回答。就きたい職業にどのようなすれば就けるのかという道筋が分からないと考えている者や職場の人間関係に不安を感じている者が多い一方、「就きたい職業が思いつくだろうか」という者も約27%存在

< 将来働くことについて気がかりなことがあるか >



< 働くことについてどんなことが気がかりか > (気がかりなことがあると回答した者・5つまで回答)



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

## 高等学校を中途退学する理由

「もともと高校生活に熱意がない」「人間関係がうまく保てない」ことを中途退学の理由としている者が、約2割存在

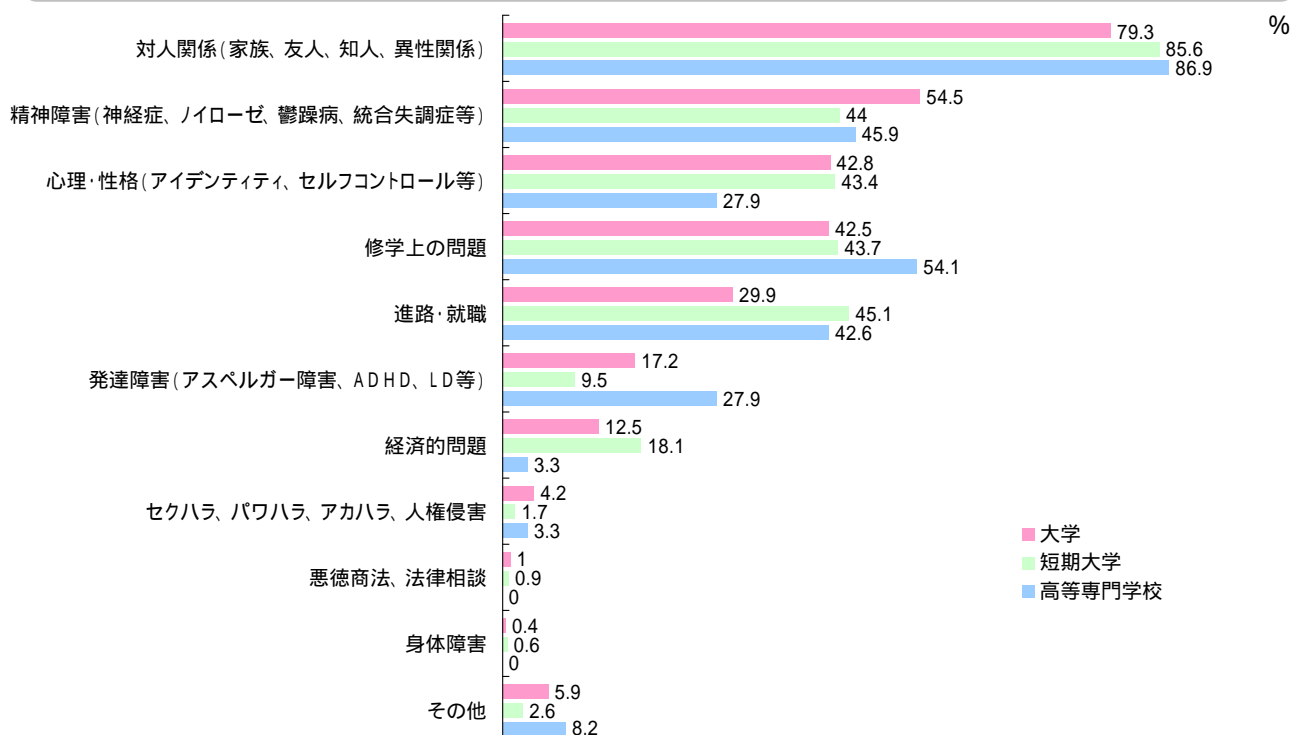
事由	人数(人)	構成比(%)
学力不振	4,848	7.3
学校生活・学業不適応	25,896	39.1
(もともと高校生活に熱意がない)	(9,850)	(14.9)
(授業に興味がない)	(4,152)	(6.3)
(人間関係がうまく保てない)	(5,060)	(7.6)
(学校の雰囲気が合わない)	(3,708)	(5.6)
(その他)	(3,126)	(4.7)
進路変更	21,816	32.9
病気・けが・死亡	2,748	4.1
経済的理由	2,208	3.3
家庭の事情	2,958	4.5
問題行動等	3,349	5.1
その他の理由	2,420	3.7
計	66,243	100.0

(注) 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

(出典) 文部科学省「平成20年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## 最近の学生相談の内容

約8割の大学等において「対人関係(家族、友人、知人、異性関係)」に関する相談内容が増加していると回答



(出典) 日本学生支援機構「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」(平成20年度)

## 高等教育段階の中途退学者の現状

中途退学の理由は、学業不振や学校生活への不適応が約1割から約2割、経済的理由や転学・就職が約4割から約5割、その他の理由が約3割から約4割

【中途退学者の状況(学校種別)平成20年度末(3月20日時点)】

理由	国立		公立		私立		高専		計	
	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)
学業不振	654	9.3%	137	9.8%	5,565	14.0%	180	14.9%	6,536	13.2%
学校生活不適応	143	2.0%	77	5.5%	2,072	5.2%	67	5.6%	2,359	4.8%
経済的理由	624	8.9%	143	10.2%	6,944	17.5%	4	0.3%	7,715	15.6%
就職	1,406	20.1%	159	11.4%	4,851	12.2%	117	9.7%	6,533	13.2%
転学	786	11.2%	269	19.2%	5,616	14.1%	479	39.7%	7,150	14.5%
海外留学	60	0.9%	15	1.1%	216	0.5%	0	0.0%	291	0.6%
病気・けが・死亡	351	5.0%	111	7.9%	2,775	7.0%	35	2.9%	3,272	6.6%
その他	2,969	42.4%	507	36.3%	11,558	29.0%	325	26.9%	15,359	31.1%
合計	6,998	99.9%	1,398	101.4%	39,791	99.5%	1,207	100.0%	49,394	99.6%

【中途退学者の状況(学校種別)平成19年度末(3月31日時点)】

理由	国立		公立		私立		高専		計	
	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)	退学者数 (人)	構成比 (%)
学業不振	979	9.3%	168	9.6%	6,703	13.5%	220	13.5%	8,070	12.7%
学校生活不適応	239	2.3%	105	6.0%	2,761	5.6%	108	6.6%	3,213	5.1%
経済的理由	932	8.9%	169	9.7%	7,780	15.7%	12	0.7%	8,893	14.0%
就職	2,171	20.7%	230	13.2%	6,565	13.3%	168	10.3%	9,134	14.4%
転学	1,190	11.3%	338	19.4%	7,362	14.9%	574	35.3%	9,464	14.9%
海外留学	60	0.6%	17	1.0%	464	0.9%	3	0.2%	544	0.9%
病気・けが・死亡	451	4.3%	97	5.6%	3,293	6.6%	41	2.5%	3,882	6.1%
その他	4,483	42.6%	640	36.7%	14,335	28.9%	509	31.3%	19,987	31.5%
合計	10,512	99.9%	1,743	101.2%	49,541	99.4%	1,625	100.6%	63,421	99.6%

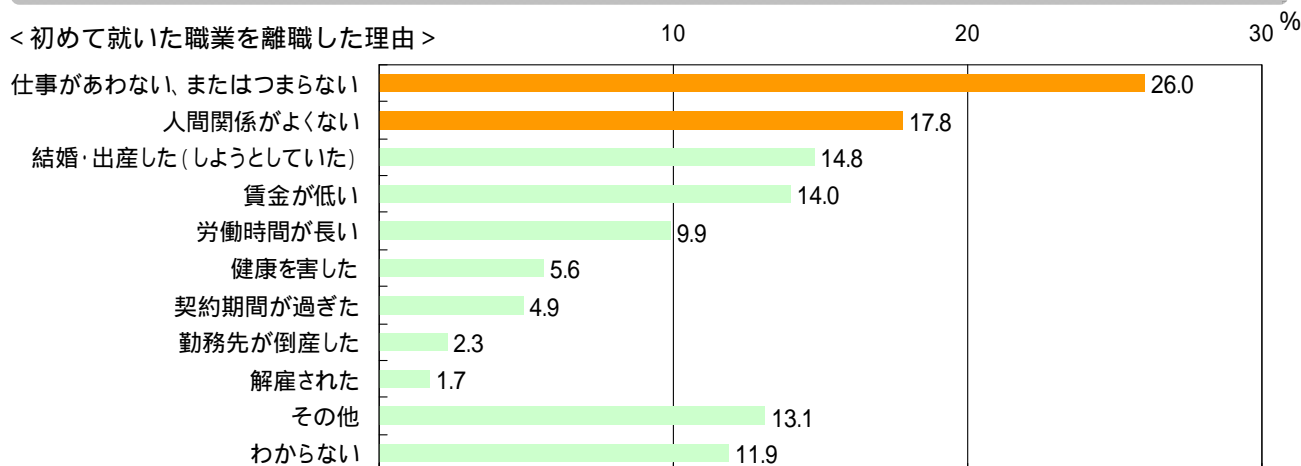
(資料) 各大学等の授業料滞納や中退等の状況調査(平成21年3月20日時点及び平成20年3月31日時点)

(1) 調査対象: 国・公・私立大学、公・私立短期大学、高等専門学校 1,225校

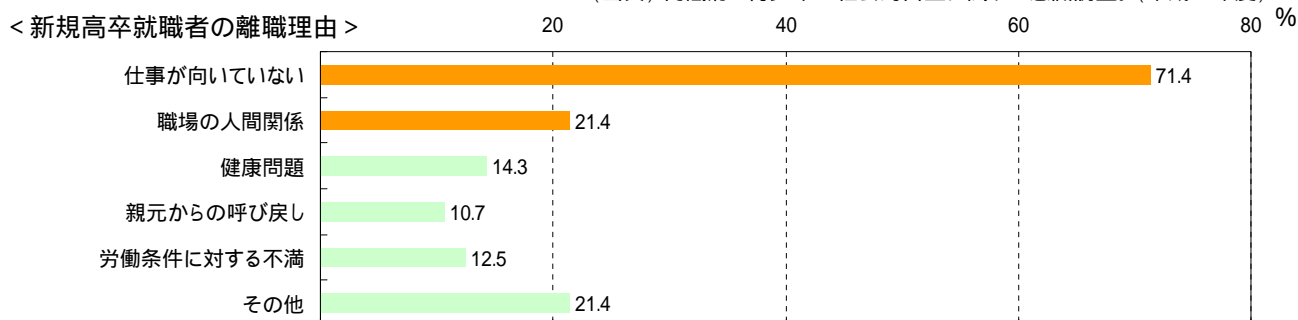
(2) 有効回答: 計1,148校(93.7%)

## 職業を離職した理由

「仕事があわない・つまらない」「人間関係がよくない」が離職理由の上位

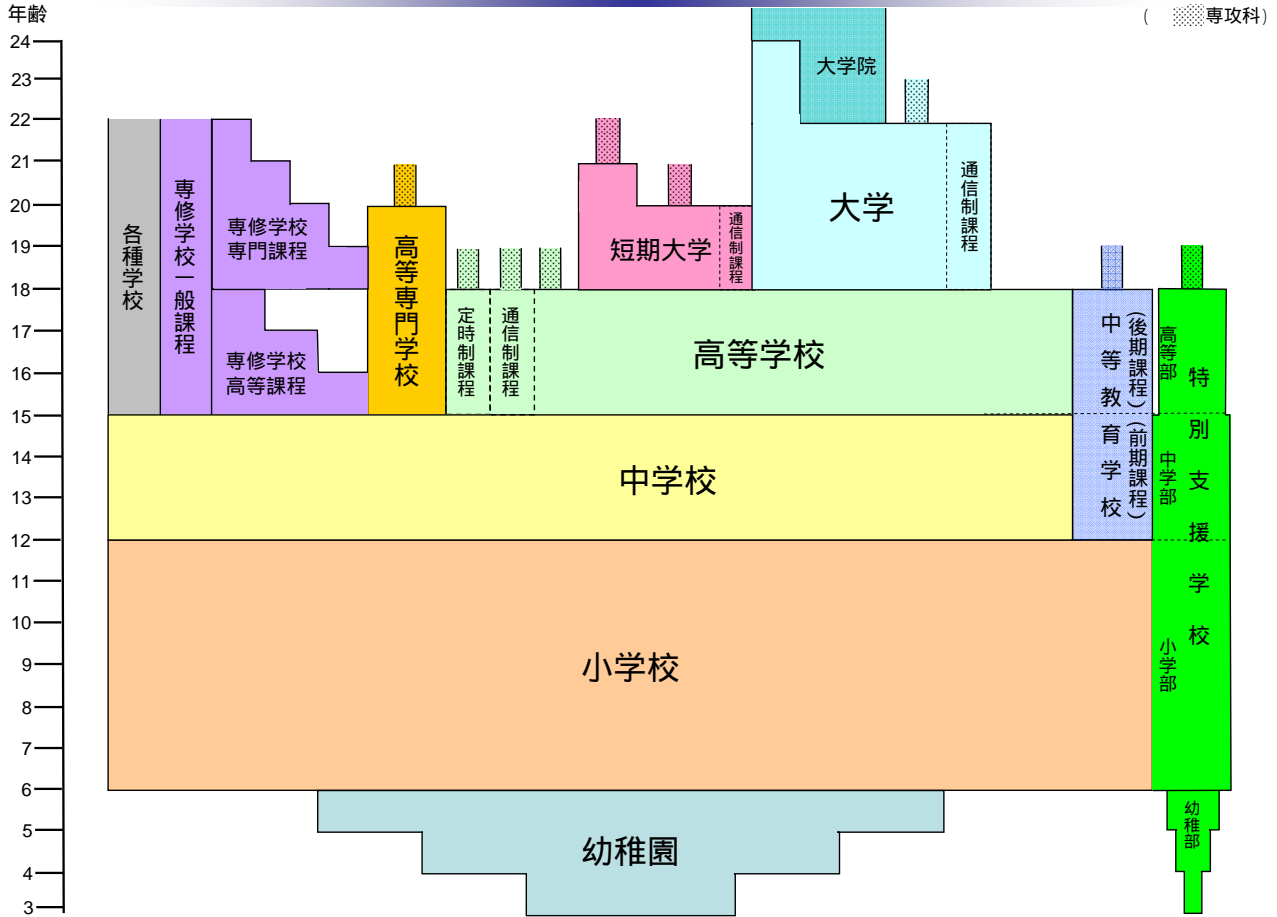


(出典) 内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(平成16年度)



(出典) 東京経営者協会「平成21年3月新規高校卒業予定者の採用に関するアンケート調査」

# 日本の学校系統



## 各学校種の主な制度

	高等学校	専修学校	高等専門学校	短期大学	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
入学資格	中学校等を卒業した者等	高等課程：中学校等を卒業した者等 専門課程：高等学校等を卒業した者等	中学校等を卒業した者等	高等学校等を卒業した者等	
修業年限	3年 (定時制・通信制：3年以上)	1年以上	5年 (商船：5年6月)	2年又は3年	4年 (医・歯・薬・獣医：6年)
卒業・修了要件	74単位以上	1年以上在学 年間授業時数800時間以上 (大学に編入できる専門課程：2年以上、1700時間以上) (専門士の称号を得られる専門課程：2年以上、1700時間以上) (高度専門士の称号を得られる専門課程：4年以上、3400時間以上)	167単位以上 (うち一般科目75単位以上、専門科目82単位以上)	2年以上在学、62単位以上 (修業年限3年の短大：3年以上在学、93単位以上)	4年以上在学、124単位以上 (医・歯：6年以上、188単位以上) (薬学：6年以上、186単位以上、うち実習20単位以上) (獣医：6年以上、182単位以上)
教職員	置くべき職員： 校長、教頭、教諭、事務職員 置くことのできる職員： 副校長、主幹教諭、指導教諭、看護教諭、栄養教諭等	置くべき職員： 校長、相当数の教員	置くべき職員： 校長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 講師、技術職員等	置くべき職員： 学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 副学長、学部長、講師、技術職員等	
設置者	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体の他、次に該当する者 ・専修学校経営に必要な経済的基礎 ・専修学校経営に必要な知識・経験 ・社会的信望	国、地方公共団体、学校法人		
設置認可	市町村立：都道府県教育委員会 私立：都道府県知事		文部科学大臣		

# 教育の目的・目標規定

## 教育の目標規定

個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。(教育基本法第2条第2号)

## 学校教育の目的・目標規定

### 義務教育

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。(教育基本法第5条第2項)

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(学校教育法第21条)

### 高等学校

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(学校教育法第50条)

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育法第51条)

### 専修学校

第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。(学校教育法第124条)

### 高等専門学校

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。(学校教育法第115条)

### 大学

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。(学校教育法第83条)

### 短期大学

大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。(学校教育法第108条)

## 後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況

	学校数(比率)	学生・生徒数(比率)	国公私比率(学校数)			分野別比率
			国立	公立	私立	
高等学校	5,183	3,338,861	0.3% (16)	74.2% (3,846)	25.5% (1,321)	普通科72.3% 農業2.6% <u>工業8.0%</u> 商業6.7% 水産0.3% 家庭1.3% 看護0.4% 情報0.1% 福祉0.1% 総合学科5.0% その他3.0%
普通科		2,414,344 (72.3%)				
専門学科		758,752 (22.7%)				
総合学科		165,765 (5.0%)				
高等専修学校 (専修学校高等課程)	494	37,548	1.0% (5)	1.6% (8)	97.4% (481)	工業11.3% 農業0.02% <u>医療35.7%</u> 衛生14.1% 教育・社会福祉2.9% 商業実務18.1% 服飾・家政9.0% 文化・教養8.7%
専門学校 (専修学校専門課程)	2,927	552,711	0.4% (11)	6.9% (200)	94.1% (2,716)	工業13.8% 農業0.7% <u>医療34.8%</u> 衛生12.1% 教育・社会福祉6.2% 商業実務10.0% 服飾・家政3.4% 文化・教養19.0%
高等専門学校	64	55,853	85.9% (55)	9.4% (6)	4.7% (3)	商船学科2.0% <u>工業学科96.6%</u> その他(情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科、経営情報学科)1.4%
短期大学	406	155,127	0.5% (2)	7.1% (26)	93.1% (378)	人文科学12.4% 社会科学11.9% 教養1.4% 工業3.1% 農業0.9% 保健8.0% 家政20.5% <u>教直29.6%</u>
大学	773	2,527,319	11.1% (86)	11.9% (92)	77.0% (595)	人文科学15.4% <u>社会科学35.3%</u> 理学3.2% 工学16.0% 農学3.0% 医・歯学2.5% 薬学2.1% 家政2.6% 教育6.3%
専門職大学院	129	23,381	34.1% (42)	5.4% (7)	60.5% (78)	人文科学0.9% <u>社会科学86.9%</u> 工学130% 医・歯学0.5% 教育5.9%

通信教育については含まない。

高等学校の学校数は、複数の学科を併置する学校があるため、各学科の総計と異なる。

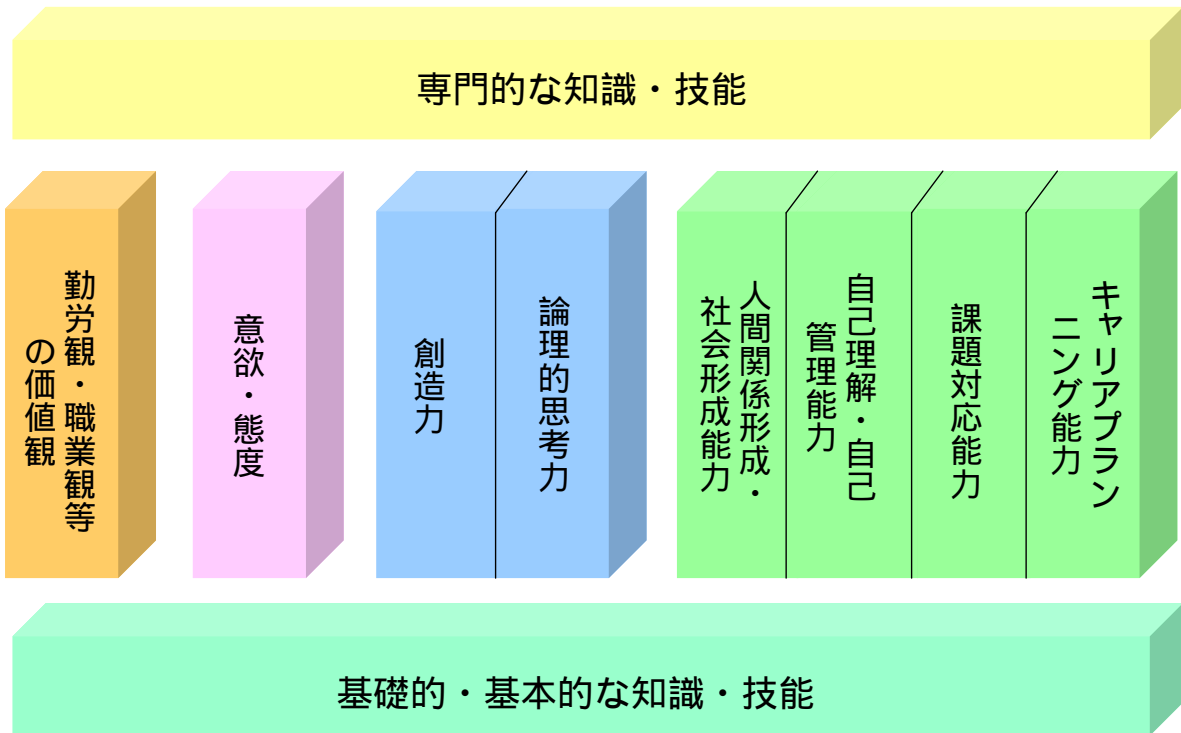
学生・生徒数については本科、学部のみ。

国公私比率は学校数ベース、分野別比率は学生・生徒数ベース。

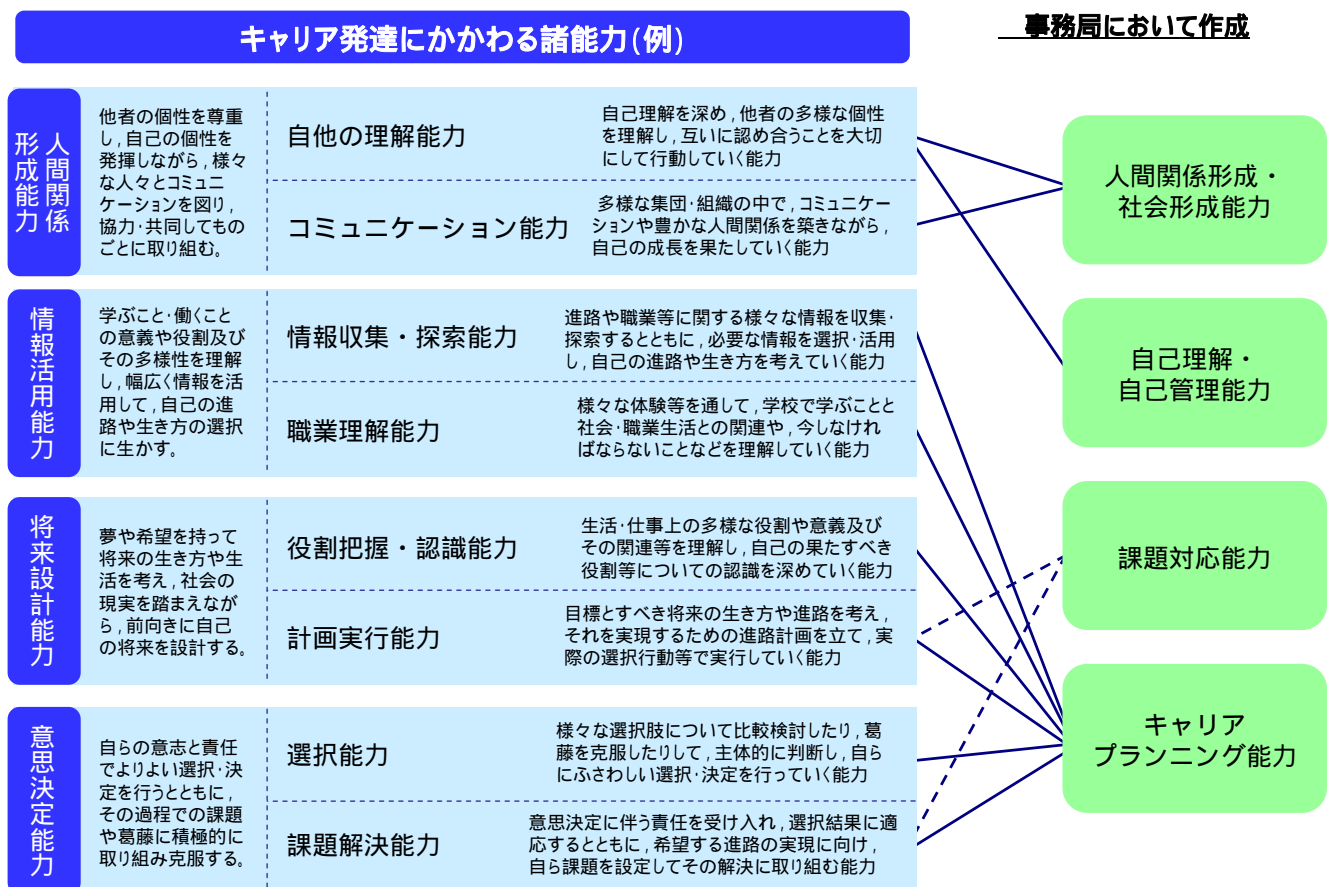
専門職大学院の学校数は、大学の内数。

資料:文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)

「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の構成



「キャリア発達にかかわる諸能力（例）」と「基礎的・汎用的能力」の関係（イメージ）





# 「生きる力」

## 知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切。

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力  
自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性  
たくましく生きるための健康や体力 など

「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、OECDのいう「主要能力(キー・コンピテンシー)」を先取りしたもの

新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指す

< 「生きる力」をはぐくむに当たって重要な要素の例として整理された内容 >

自己に関すること (例) 自己理解(自尊・自己肯定)・自己責任(自律・自制)、健康増進、意思決定、将来設計  
自己と他者との関係 (例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成  
自己と自然などとの関係 (例) 生命尊重、自然・環境理解  
個人と社会との関係 (例) 責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

今回の改訂のポイント

教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容を見直し

教育の目標に新たに規定された内容

・能力の伸長、創造性、職業との関連を重視 ・生命や自然の尊重、環境の保全  
・公共の精神、社会の形成に参画する態度 ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

学力の重要な3つの要素を育成

・基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる ・知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむ ・学習に取り組む意欲を養う

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

資料：中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月)

# 「学士力」

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～ 学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

## 1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

## 2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル  
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル  
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー  
情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力  
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力  
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

## 3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力  
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ  
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観  
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力  
卒業後も自律・自立して学習できる。

## 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

資料：中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)